

第10日目（3月8日）

○副議長（佐藤 剛君） おはようございます。傍聴席の皆さんには早朝から傍聴いただきまして本当にありがとうございます。

それでは、延会前に引き続きまして本会議を再開いたします。

○副議長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、黒滝松男君から家事都合により欠席、塩川裕紀君より家事都合により欠席、牧野晶君より病気療養のため欠席、塩谷寿雄君より家事都合により午前中欠席の届が出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○副議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位13番、議席番号7番・田村眞一君。

○田村眞一君 早朝より傍聴の皆さん、ご苦労さまです。一般質問3日目のトップバッターということでございます。早いもので私の任期3年半が過ぎて、このたびが予算議会4回目ということでもあります。通告に基づきまして日本共産党の3人の議員団の最後を飾りますが、林市長に質問いたします。今回は大項目3つであります。演壇では1項目であります。

1 子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充を

子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充をであります。これは昨年12月と同じであります。昨年12月議会に引き続き今回子ども医療費助成について取り上げました。子ども医療費助成は新潟県内の半分以上の自治体で、対象が高校卒業まで広がっている状況であります。湯沢町では昨年10月から18歳以下までの子ども医療費を全額無料といたしました。魚沼市では昨年11月、新市長に当選した佐藤市長のもとでの新年度予算、この3月議会で上程された中で対象年齢を高校卒業まで広げることが盛り込まれております。このように県内の多数が高校卒業までという流れが広がる状況だということでもあります。

私は昨年12月議会でこの問題を、子供の貧困は経済対策という角度から、給食の無償化とあわせて子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充をということで、この実現を市長に求めたわけではありますが、12月議会の中では林市長は、私の公約として対象年齢の引き上げを検討していくというふうに答えました。しかし、当市の来年度予算案が示されましたが、がっかりしました。新年度予算には反映されておられません。そういうことで、今回再び市長に、子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充すべきではないかということで見解を求めるものであります。以上、演壇からの第1項目目の質問といたします。

○副議長 田村眞一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 おはようございます。傍聴の皆様大変ありがとうございます。よろしく願いいたします。

1 子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充を

それでは、田村議員のご質問、まず1番目のご質問であります。子ども医療費助成の対象を

高校生ままでというテーマであります。南魚沼市では、県の子ども医療費助成制度の拡充に合わせて、限られた財源の中で市独自の上乘せを行い、妊産婦医療費の助成、子ども医療費の助成、不妊治療費の助成をはじめ、妊婦・出産・子育てへの切れ目のない支援にも取り組み、子育て世代の保護者の皆様からも大変評価を得ているものと認識しています。

さらなる子ども医療費助成の拡充などに関しましては、今のところ市側に、特に具体的な要望はそう多く見受けられておりません。子育て世代の負担軽減を図るために、子どもの医療費助成を中学卒業までの全ての子供に行い、さらに医療機関を受診する率が高いゼロ歳児から4歳児までの子供たちに対しては、入院・通院無料というこれは県内でもトップクラスの手厚い助成を行っています。また、妊産婦に関しては、医療費を全額補助をしているという状況であります。

医療費助成の対象年齢を高校まで引き上げる自治体は、確かに議員がおっしゃるように増えてきておりますが、湯沢町以外はいずれも一部負担金を除いた助成に限られています。おっしゃるとおり、私もこの高校生までの拡充ということを公約の中でも話をさせていただいてきたことは事実であります。本当に本来そうしてあげたい、そういう思いは強いわけであります。しかし、12月議会で既に議員からこのお話がありまして、質問にお答えをしたとおりであります。今やっている市の現行制度の継続と、今後は他の自治体との細かいそういう比較ではなくて、子育て支援全体の中で効果的な施策を検討するということは、12月にも申し上げたとおりなのですが、そういうことであります。

限りある財源——繰り返してしまいましたが、この中で優先順位の中で判断できること、まずしなければならないこと、そういう観点から今回その部分は見送った。しかし、その予算書に書かれているまでの過程の中では、大変いろいろな議論を庁内でもさせてもらったということでもあります。

ちなみに、当市のこの高校生までの拡充をする場合、どれだけの予算が必要になってくるかということでもあります。これは試算なのですが、大体2,000万円から2,500万円。これは年によって変わってもまいります。我々のほうの試算では大体2,300万円くらいはかかるのではないかとというような試算をしているところであります。

繰り返しとなりますけれども、子育て支援施策の全体の中で、何が有効で、何が必要とされているのか。それが医療費の助成対象年齢、ここで言うのは高校までということではありますが、これを引き上げることなのかなど、市全体の財政状況や事業バランスの中で検討するとすると。そして、子ども医療費助成には、これも12月でも申し上げましたが、本来これは各自治体の、——ちょっと、言葉の選び方が正しくないかもしれませんが——そういうサービス合戦では、私はいけない。本来は県がこの制度を一元化して、子供は生まれてくる場所を選べるわけではありませんから、また、自治体の基礎的な力によってそれが下がっても私はならないというふうに思っています。これらのことにつきましても、県に対しまして引き続き強く要望していきたいというふうに考えているところであります。以上であります。

○副 議 長　　7番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充を

12月議会での私のちょっと詰めが甘かったなという部分があるかもしれませんが、検討ということでしたし、ともかく市長は市長選の中でのチラシの中で、明確に打ち出しているわけですから、当然そういう財源も含めて検討されているということを出したはずですが、その点での責任ですよね。それはどんなふうに考えていますか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充を

当然、こういうことをしたいということを書いて、私も話もさせていただく中で選挙戦に臨んできたわけであります。本当にそういう思いです。しかし、先ほどからの繰り返しになりますけれども、思いは今ありますが、そして就任後この庁内でも、このことはできないかという話は当然したわけでありますけれども、なかなか限りある財源の中でそれが今は難しいという判断であります。

そして、先ほどから申し上げているとおり、全体の中で今、本当に光を当てるべきところはどこかということの中で、予算書のその部分だけを見るのではなくて、ほかのところも、ぜひ、見ていただきたいという思いであります。やりたいのですが、今はちょっと待つという状況です。

○副 議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充を

ただいまの市長の答弁で言いますと、この任期中に検討の中で実現もしたいということも含めてでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充を

先ほど県に強い要望をしているという話がありました。恐らく任期中、もう3年数か月ということになりますが、この中では違う動きも出てくるかもしれませんが、それを待たずにもできる状況があれば、やはりやりたいという思いはあります。そういうふうにご理解いただきたいと思えます。ここで確約という形は取りませんのでよろしくお願ひします。

○副 議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充を

この子ども医療費助成対象を高校卒業までは、前市長の昨年9月議会が発端だったのです。そこで初めて取り上げられた問題であります。先ほど市長が言われたことは、ほとんど前市長の考え方と、うり二つというふうに私は受けとめました。サービス合戦という問題や、要望がないと。やはりゼロ歳から4歳まで無料が、ここが一番で、高校卒業まで対象を広げても、子育て世代は喜ばないと。これには私は非常に驚いたわけでありますが、やはりもとに戻ってしまったなという感を、私はそういう気持ちを受けとめました。演壇でも訴えたとおりに、この問題は、子供たちに広がる貧困と格差を本気になってやるかどうか。やはり、その問題から捉えないといけないというふうに思います。

改めて市長と共通認識したいということで情報提供をしたいのですが、2月12日にNHKスペシャルで、また子供の貧困問題を取り上げた番組がありました。なかなか表面的には貧困が見ない。私もそう思っていました。それに対して答えたテーマの情報番組だったので、やはり実は、昨年新潟でやって、ことし1月に大阪で小学校5年生から中学2年生までの生徒と保護者、5万世帯の大規模な調査が行われたという中で、見えなかったものが見えるようになったと、可視化されたという報告だったのですね。

ここで初めてこういう表現があったのですが、「剥奪指標」。剥奪というのは奪われる剥奪なのですが、子供たちは何を剥奪されるかということで、3つありました。1つは物、2つ目は人間的つながり、3番目は教育の機会、この3つが剥奪されるということです。具体的には新しい服や靴を買えない、本がない、運動用具がない。学校から帰っても親がいない、家族旅行ができない、誕生日を祝ってもらえない、学校行事に参加できないということです。

ここで、結局その可視化があるわけですが、私は今回、子ども医療費の対象を高校卒業までということなのですが、高校生もここで登場してきました。母子家庭の高校2年生が2つのアルバイトを掛け持ちしながら生活費を稼いでいると。月7万円だそうです。高校生へのアンケートもありました。この高校生のアルバイトをする目的についてこう言っていました。実家の生活費の足しにするため、と答えた高校生が51%だそうです。そして、進学のためと答えた高校生が18%だそうです。

私はただ単に子ども医療費を高校卒業、サービス合戦というそういうレベルではなくて、やはり今、日本のどこの自治体も、日本が一番病んでいる。ここに南魚沼市がやはり挑戦しない方がいいのかということがやはり問われているわけで、そこをぜひ受けとめてもらって、先ほどの中でやったとおり、医療費の関係で言うと、医療機関に受診できない、行きたくても行けない、こういう回答もあったわけがあります。ですから、子供に広がるこの貧困是正のために、ぜひとも市長にはこの私の話をひとつ受けとめてもらいたいのですが、いかがでしょうか。市長の感想——市長にもう1回お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充を

ちょっとお断りというか、お願いをさせてもらいたいです。サービス合戦というのは、言葉としてふさわしくないけれどもと言っているのですが、こういう言葉が一人歩きしないように、ぜひお願いしたいと思います。

医療にかかれない、そういう子供たちが——高校生ですね——もし、いるとすれば、本当にそれはよくないことであります。しかし、先ほど、最初の答弁で申し上げましたとおり、実は具体的にその高校までの拡充を、市民の皆さんの側から庁舎側、こちらの市役所側は、あまり具体的なことは聞いていないということです。今、全国の事例でお話をされていますが、確かにそういうものもあるでしょう。あると思います。子供たちの貧困の問題もあると思いますし、これは本当にテレビ等で私も見させてもらって心を痛めるところがありますが、当市のこの中

ではですね、私も選挙公約として掲げたのですけれども、優先順位的にはもっと別なところがあるという判断に今なっているということを繰り返し述べております。

そういうことをご理解をいただきたいというふうに思います。そういうことを救っていかねばいけないという基礎になる考え方は、私は同じだと思っておりますが、現状はそういうことであります、ということでもあります。

○副 議 長 7 番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡充を

市長の考えはわかりました。市長が目指す若者が戻ってこられる、スローガン実現への本気度が問われると思います。引き続き子供の貧困をなくすため、子ども医療費助成の拡充に向けて、私どもは頑張っていく決意でございます。第1項目目はこれで終わりいたします。

2 市民の願いにかなった「新総合事業」について

次、第2項目目に移らせていただきます。大項目の2、市民の願いにかなった新総合事業のために、であります。この4月から新総合事業が始まります。市民の願いにかなった新総合事業とするために以下、市長の見解を伺うものであります。

(1) 番目、新総合事業で行う事業内容。事業を担う事業所及び従事する人員の確保がどの程度行われているか。必要とする人にサービスが保証されているか。

(2) 番目、サービスの質を落とさないよう、現行相当のサービスを維持してほしい。無資格者やボランティアなどによる多様なサービスへの置きかえをしないようすべきだが。

(3) 緩和した基準によるサービスの報酬は、現行より低い基準となる。事業所収入が減少することのないよう財政支援を検討すべきだが。以上であります。よろしく申し上げます。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 市民の願いにかなった「新総合事業」について

田村議員の2つ目のご質問。新総合事業、なかなかわかりにくく、まだ本当に多くの方がこれをわかっているかというところもありますけれども、大変な問題であります。平成29年度から介護予防・日常生活支援事業総合事業に加わることとなる通所介護相当サービス——なかなか言葉がいっぱい出てきまして、言いにくい言葉がいっぱいあるのです。申しわけありません——それとですね、訪問介護相当サービスは、現行相当とされるもの。提供するサービスの内容が変わらないという意味であります。介護予防給付の介護予防通所介護と訪問介護が総合事業へ移行するというものであります。平成29年度についてはサービスの内容や人員体制の変更はなく、従前からの介護予防の通所介護、訪問介護を実施していた事業所は、そのまま総合事業の通所介護サービス、訪問介護サービスを実施する事業所として扱われるというものであります。

しかし、議員からもお話がありました、平成30年度からは総合事業に完全に移行すると。新年度、平成29年度は、平成27年度からこれは始まっていて、移行期間ですね。平成27年度から平成29年、新年度まで。その次の30年度から完全に移行になるという状況で、この新年度が移行の最終年度ということでもあります。国県からの交付金が減額されるため、市としては報

酬単価の見直しなどを含めた検討が必要になると考えているところであります。

人員の確保について詳細は今のところしておりませんが、この移行に当たり人材不足により事業に支障を来すといった相談は、今のところ市は受けておりません。また、通所型サービスA、これでは人員の配置基準を今この現行よりも緩和をして、社会福祉士などの資格や社会福祉主事任用資格など有する生活相談員や看護師、准看護師の配置を必須条件としていないため——おわかりだと思います、人員確保は容易になると考えています。

通所型サービスAは、既に平成27年から順次実施をしてみまして、移行期間の中です。現在5つの事業所が実施をしています。近くに実施している事業所がない地域、これもやはり市内にあります。ここではサービスを利用できないため、必要とする人にサービスが保証されているとはなかなか言えない状況であるということは認識しています。こうした地域においても事業を実施してもらえるように、引き続き事業所の皆さんに働きかけていきたいということになります。

この2つ目のサービスの質を落とさないよう、現在相当のサービスを維持してほしいというご質問であります。介護予防ケアマネジメント、ケアプランにより現行相当のサービスが必要とされるのであれば継続しますが、この通所型サービスAとか訪問型サービスBなどの多様なサービスへの移行が必要となった場合は、本人の同意を得て置きかえることとなるというふうに思います。介護予防ケアマネジメントで現行相当サービスが必要であれば利用は可能となっています。ただ、今後は、全てのサービスを現行相当で実施することはできなくなりますので、緩和した基準によるサービスや、住民、ボランティア主体による支援サービスも選択の1つになってくるというふうに考えています。

3つ目のご質問で、緩和した基準によるサービスの報酬は、現行よりも低い基準となります。これはそういう動きです。事業所収入が減少することのないように財政支援を検討するべきだというご質問であります。サービスの報酬は下がることとなります。実施のための基準が現行相当より緩和されて、人件費コストも下がることになることから収入の減少はやむを得ないものというふうに考えています。事業所の収入減少により事業ができなくなるということがないように、報酬や実施基準について適宜調整を図っていきたい。以上が市の見解であります。

○副 議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 市民の願いにかなった「新総合事業」について

ありがとうございました。1項目、まず最初に、市長の基本的な認識についてちょっとお伺いさせていただきます。市長も市議員時代に前市長とやりとりがあったのを思い出してもらいたいのですが、2014年12月議会に前市長にこういう問題で、こういう角度から問うたわけですけれども、前市長、井口市長のときの話なのですけれども、現実として在宅は難しいと。みずからの介護経験を、在宅での介護を踏まえて私が問うたら、井口前市長は現実として、在宅は難しいと。やはり施設の重要性を強く認識しているということをおっしゃったのですけれども、林市長は、在宅での介護は無理、ですから施設が重要という考え方について、どう捉えているか伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 市民の願いにかなった「新総合事業」について

前市長の……。これは聞いてはいけないのか。こういうやりとり、私がしたという話ではなくて、議員が前市長としたという話だというように思っています。それでよろしいですね。

そのときの答弁は、そのとおりだと思うのです。しかし、制度が変わってくるという中で、これをどういうふうに捉えなければいけないかということ、今、議論している、考えてやっている。本当に大変です。制度が変わっていきますので、担当の部、課でも、本当に大変な思いをして今これに取り組んでいるところであります。

確かに施設重視で在宅は厳しいということは、私もうちの祖父、祖母をうちの母が完全にそのことで、どっぷりと人生のある数年間、約10年間をそれに費やしたということを目の当たりにしてきましたので、大変なことは十分わかっています。制度が変わっていく中で我々もその対応に今、体制づくりをしていると、事業所さんも含めてですね。そういうことをご理解をいただきたいと思います。

○副 議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 市民の願いにかなった「新総合事業」について

市長の立場はわかりました。(1)番目から順次確認をしていきたいと思えます。1番目ですが、人員確保と最初のこの新総合事業で行う事業内容の関係でありますけれども、まず、人員確保ですね。この(1)番目で言うと人員確保が進まない要因をどう分析されているか。その点を伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 市民の願いにかなった「新総合事業」について

担当の部課長に答えさせますので、よろしく願いいたします。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 市民の願いにかなった「新総合事業」について

人員確保が進まない理由としましては、これは全般的にこれまでの議論の中にもありましたけれども、介護につきましては、なかなか定着しないというようなことがありますし、あと報酬の関係でなかなか他の業種に比べて見返りが少ないということもあります。業務の内容がきついということもありまして敬遠される傾向がありますので、そういったことからこの業界に就業する方が少ないというようなことが原因だというふうに、今のところは捉えております。以上です。

○副 議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 市民の願いにかなった「新総合事業」について

私は人員確保が進まないのは2つあるというふうに考えていますが、1つは先ほど言ったとおり、先ほどの部長の話と合わせて、とにかくその単価が安くて、採算が合わない。そこに入ろうとしてもという問題。事業所の立場で言いますとですね。

それで2つは肝心な従事者、ボランティアの確保がままならないというのが大体全国的な、

進めているところでの問題として浮き彫りになっているというふうに私は捉えています。

次に（２）番目に移りますが、この点では先ほど本人の同意を取った上で置きかえると。そして、現行相当のサービスは、今後はできなくなるというお答えでありました。私が一番心配しているのは、人材確保のために無資格者やボランティアを募るわけではありますが、その無資格者やボランティアに依拠する上での心配すること、懸念する材料は何か。伺いたいと思いますが。

○副 議 長 市長。

○市 長 ２ 市民の願いにかなった「新総合事業」について

専門的なそういう資格がない方であります、ということですね。そういうところからの心配といえますか、そういうことがあるのかもしれませんが。しかし、この制度をやはり何ていうのですか、変えていくという流れは、これからそれこそ介護を受ける方が飛躍的に増加をしていくという中で、全ての皆さんにその資格があって、そういう皆さんがきちんとくっついてやらなければいけないことではなく、程度の低い方については、やはり社会全体で支えていくというような大きなそういうテーマの中でこれが進められていくのだろうという認識があります。このくらいの答弁で……。今のところそういう考えであります。そういう専門性がある方でないということでは心配があるのも否めないのではないかとはいっています。

○副 議 長 ７番・田村眞一君。

○田村眞一君 ２ 市民の願いにかなった「新総合事業」について

私は今後そうやって置きかえが行われる点で、３つの点を、問題、心配ということでちょっと整理してみましたので、お知らせしたいと思います。

１つは、ボランティアと利用者との意識の違いでトラブルを誘発し、リスクを生み出すという懸念があります。ボランティアは善意からサービスを提供いたします。しかし、利用者から見れば、サービスは保険料、利用料を支払って受ける権利でありますので、当然ボランティアだからといって大目に見ることはありません。そういう形でのトラブルが想定されます。

２つ目はボランティアには労働災害が適用されないという問題がございます。サービス提供中に、訪問途中でのけがをしても、ボランティアには労働災害とは認められず、ボランティア活動保険などによる補償など、わずかな補償となる点が２つ目です。

３つ目は、そもそも専門職であるヘルパーさん。生活援助のこのヘルパーさんの専門性が否定をされて、処遇の低下を招く恐れがあります。ヘルパーによる生活援助は、資格がなくてもボランティアでもできる仕事として専門性が否定されて、ヘルパーさんそのものの処遇の低下につながっていくと。この３つ、懸念する材料なのですが、市長はどうお考えでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 ２ 市民の願いにかなった「新総合事業」について

後段の３つ目の点については、そうかなという。私はそういうふうに考えるのかなということで、ちょっと意見が合いません。全体につきましては担当の部課長から答えさせますので、今の見解をお聞きいただきたいと思います。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 市民の願いにかなった「新総合事業」について

ボランティアの関係であります。1点目のボランティアと利用者さんの意識の違いによっていろいろなトラブルがあるということの懸念です。議員は全般的に、新しい制度に強い懸念を抱かれています。これは制度としてこういうふうになるわけですので、市がやはりこの問題をいちいち解決しながらやらなければならない。これは市がやらなければならない責務だというふうに考えていることを前提としてお話しします。

これはやはり懸念は懸念として何とかしなければならないと思います。ボランティアの方々の意識を高め、それから利用者の方の意思疎通を図るような形での指導。それから当然責任者、資格者がついての事業になるわけですので、それらの方々からもみずからスキルアップをしていただいて、ボランティアの方をうまく使って事業を実施するということでのトラブル回避をわかっていただく、という考えであります。

それから、確かに2点目の保険が適用されないといろいろなこともありますけれども、それにつきましては体制の事業の中で何とか補償されるような形での、不利を招かないような形で体制をつくる必要があるだろうということでございます。

それから3点目のヘルパーの専門性が、評価が低下するというようなことの懸念です。やはりこれはヘルパーさん自身が、そういうことでさらに意識を高めて、私はヘルパーですよという自覚を持っていただいて、ボランティアと違うという逆にそういう意識を持ってもらうことが必要です。そのことが正当に評価されるべきだというふうな形で考えております。以上です。

○副 議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 市民の願いにかなった「新総合事業」について

次に移ります。(3)であります。

ここでは先ほどの1回目の答弁の中で……。ちょっと待ってください。事業所収入が減少することのないように調整を図っていくと。調整を図っていくという回答でしたが、もう少しちょっと具体的をお願いいたします。説明をしてください。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 市民の願いにかなった「新総合事業」について

詳細につきましては担当部課長から答えさせます。

○副 議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 2 市民の願いにかなった「新総合事業」について

ただいまの質問にお答えします。ただいまお答えしました適宜調整を図っていくという点でございますが、当然、先ほども説明したとおり、人件費コスト等が抑えられることとなります。当然、それに合わせた収入体系も変わってまいります。実際現状の報酬単価がそうなる高い基準になりますので、そこは下げていきますけれども、一方的に市のほうからこういうふうにしなさいということではできませんし、事業所様側の事情をそんたくした上で、適正な事業につ

ながるように指導してまいりたいと思っております。以上です。

○副 議 長 7 番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 市民の願いにかなった「新総合事業」について

私がこの項目を提起した背景というか、問題意識をまずお話したいと思います。施設を訪問させていただきました。私も社会厚生委員が3年半でありますので、全く素人からきているわけではありますが、施設の皆さんの共通している声は、2000年介護保険が発足したと。3年ごとにその介護報酬が改訂されてきている。この介護報酬という部分が、一番大きな施設運営の中の比重を占めていると。ここが減らされてきているわけです。いろいろな加算は、いろいろな処遇加算はあっても、それはだめだと。やはり一番の運営上の基幹部分、土台部分が、3年ごとにどんどん減らされるようなこういうことではもうだめだと。

まさに、2000年に介護保険制度が出たときは、もうこれはすばらしいと。在宅、まさに喜ばれたわけでありましてけれども、率直な声を言いますと、2階に上げられてはしごを外された。そして、頑張れ、頑張れと言われていたようなことなのですよ。

3年ごとにこの介護報酬が減らされてきたことで、今後考えられているのは、建物の老朽化。この建てかえなどに非常にどうしていったらいいかという、運営上に大きな打撃となってます。そういった意味で、ぜひ、この財政——当然ながら民間ですから、自助努力を発揮してもらおうわけではありますが、こういう現状ですね。全国的にはやはり倒産する法人が出てきております。我が市でも絶対ないとは言えないと思いますが、市長、その点どうお考えでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 市民の願いにかなった「新総合事業」について

事業所が成り立たなくなるということは、この地域の地域力としても大変打撃があるわけがありますし、そういうことがあってはならないというふうに思っています。ただ、我々としては今、介護保険制度全体の話はされていますが、この直近にもう行われようとしている制度の改革に向かって、移行期間最終年を迎えて一生懸命それに対応するために努力をさせてもらっているところでもあります。先ほど言ったような事業所が成り立たなくなるとか、そういうことが本当にあってはなりません、それを支えていくためにはどういうことができるのだろうかということは、同時にいつも考えながら進めていきたいという思いであります。今、以上であります。

○副 議 長 7 番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 市民の願いにかなった「新総合事業」について

ぜひ市長、よろしく願いいたします。そういうことで事業所もしっかりと運営できるように、それがサービス、市民へのサービス提供にもつながっていくわけがあります。ぜひ、市がしっかり各事業所の生の声を聞きながら現状をつかんで、しっかり指導してほしい。そして必要に応じて、検討の中ですが、財政的にも支えるということも選択肢の中に入れていただいて、ということをお呼びかけたいと思います。以上で2項目目は終わりにいたします。

3 南魚沼版冬期集落保安要員制度の創設を

最後になりました。大項目目の3であります。南魚沼版冬期集落保安要員制度の創設であります。これは新潟県の単独事業として1975年12月から実施をされました。この制度は冬期間豪雪のため孤立する集落に保安員を置き、地域住民の安全と生活環境の維持向上を図ることが目的でございました。生活道路の確保や生活保護世帯の除雪援助、急患の移送などに当たることです。この事業を行う市町村に新潟県が3分の1を補助することで希望を募ったわけです。南魚沼市では、5集落10人が配置されました。旧大和町で2集落、旧塩沢町で3集落であったそうです。その後、機械除雪の普及により無雪化が急速に進み、現在は十日町市など一部の地域で配置をされ活躍しております。

十日町市の旧松之山での冬期集落保安要員の活動内容を紹介したいと思います。ここは5人現在配置されております。要件として20代からおおむね65歳までの人が対象です。当然、お年を召した人たちはだめという内容です。12月から3月までの4か月間です。作業内容は、対象集落のパトロール、要配慮世帯の玄関から道路までの道つけ、屋根の雪おろし、公民館の下雪の処理などを行っています。そして、空き家のパトロールも行っているそうです。

基本給は、少雪の年、豪雪の年にかかわらず変わらないそうですが、月額14万5,000円かける4か月で58万円。内訳はスノーダンプの道具代、燃料費、人件費込み込み価格です。これは加算等そういうのは一切ないということでございます。雪が降れば朝7時半から作業を始めて、大体1日の作業時間は4時間から6時間、休日は日曜日4回ということになります。

少子高齢化が進む中で一定の所得を持っていることで、除排雪の支援の対象とならない高齢者の方々が、冬場安心して暮らしていける施策として、冬期集落保安要員南魚沼版が必要だと考えます。これは高齢者の見守り活動とあわせて、集落機能を維持していくことにも寄与するものと考えられます。南魚沼市の地域性に合った今日的な冬期集落保安要員制度の創設を求めるものです。市長の見解を伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 南魚沼版冬期集落保安要員制度の創設を

田村議員の3つ目のご質問であります、南魚沼版冬期集落保安要員制度の創設をとということでございます。少子高齢化が進む中、集落機能の維持は非常に重要な課題だと認識をしています。県の制度であるこの議員がおっしゃる冬期集落保安要員、この制度であります、除雪体制の整備に伴い最近の利用は、先ほど議員からもお話がありました十日町を含め、県内2市町、十日町と阿賀町のみとなっております。事業は縮小の方向というふうに聞いています。

利用している自治体の十日町市の条例では、主要生活道路の圧雪、生活保護世帯などの除雪援助、そして、集落内の救急患者の輸送協力などを業務と定めて、集落保安要員を設置しているようであります。しかし、業務が非常に重労働であるため冬期集落保安要員自体に人材不足が今、発生をしている。担い手確保と高齢化が課題となっているようであります。この制度についても同じことでもあります。

南魚沼市では、機械除雪に加えて消雪パイプ、また流雪溝を除排雪の柱として整備を進めて

きたというこれまでの経緯であります。その結果、市道の機械除雪は非常に進みまして、除雪延長は市内 296 キロ——市道の総延長が 968 キロの中のこの部分であります——に及んでいるということでもあります。ほとんどの道路が冬期間も安心して通行が可能となっておりますし、市民バスの運行により利便性の向上も図っているところでもあります。

また、65 歳以上の高齢者世帯や要配慮世帯のこの住宅除雪に対しましては、その経費に対して一定の援助を市も行っております。生活の安全確保と心身の安定を図っている。我が市はですね、やっているつもりであります。これらにより、現時点では冬期集落保安要員の業務に該当するような対応は図っているという認識があります。冬期間の孤立集落や圧雪が必要な路線も現在のところないわけでありまして、議員ご提案のこの保安要員制度の創設は、今、南魚沼市としては必要がないものと考えているところでもあります。

しかしながら、冒頭に申し上げたとおり、冬期間の安全確保これに限らず、集落機能の維持は非常に大事な、重要な課題であるというふうに認識はしているところでもあります。今後も地域づくり協議会と地域のボランティアの皆さんなどと連携をしながら、行政からの支援を含めてできることは話し合っていきたい。ただ、この制度の創設については今のところ考えはございません。

○副 議 長 7 番・田村眞一君。

○田村眞一君 3 南魚沼版冬期集落保安要員制度の創設を

創設は必要ないものということではありますが、ただ一致できる点は——出発できる点を大事にしたいと思います——集落機能を維持するために必要だと。これは市長もおっしゃいました。私もそこから出発しないと、突如冬期集落保安要員と言っても、なかなか飛躍はできないだろうなと思ったのですけれども、1つはここで言う少子高齢化ですね。市長が申したとおり若者が戻ってこられるためにも、その集落がまさにその何ていいますか、絶えてしまうというか、なくなってしまうということは、やはり何としても防がなければならないという気持ちは一緒だと思うのです。

ひとつ私が何でこの創設を提起したか、また問題意識をお話ししたいのは、先ほど言ったとおり、第一は、個人の自助ではもうこの豪雪に立ち向かえなくなってきていると、限界だという認識なのですね。これはある人に会ってお話したのですけれども、80代で息子さんが亡くなりました。そして家は落下式です。だから、普通で言えば何の変哲もない、困ってもいらないと思われがちなのですけれども、下雪処理で80代のじいちゃんが一生懸命その硬い雪に立ち向かっているということで、とにかく身体にひびくということですね。

自分で業者に頼めばいいのではないかとということもありますけれども、やはりこうしたお年寄りの方というのは、意外といらっしゃるのです。お年寄りというのは、屋根に雪があれば心配で、やはり何ていいますか、昔人間というのは気が重いのですよね。ですから、そういった意味でこういう方々がやはりいると。そして自助では限界となっているという点について、市長は昨年、2万世帯を回ったわけですから、そういうことは感じていらっしゃいませんか。伺いますが。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 南魚沼版冬期集落保安要員制度の創設を

1万8,500世帯、アパート等は除いてということであります。私も雪国で生まれ育った人間でありまして、今、議員がおっしゃっているそういう部分については、非常にそういうふうには思っていますが、行政がやはりどこまでを、ということは常に考えなければなりません。確かにそういうことで、自分でも手伝いたくなるようなところを当然見るわけでありましてけれども、そこはそれ。しかし、行政として及ぼせる範囲の中で、今できることをやっておりますので、そういうことになりますので、ぜひ、ご認識をいただきたいというふうに思います。

○副 議 長 総時間残り10分を切りましたので、時間配分、進行にご協力をお願いいたします。

7番・田村眞一君。

○田村眞一君 3 南魚沼版冬期集落保安要員制度の創設を

情報提供ということでまたやりたいと思います。豪雪対策の原点をまず市長にお示ししたいと思っています。豪雪はそれ自体が災害と。これは2年前の2015年の3月議会でも取り上げたわけでありまして、今回この項目を取り上げるに当たって調べてみました。今の災害救助法も含めて原点は何か。それは1981年の2月23日、参議院の災害対策特別委員会でのやりとりでありました。近藤忠孝参議院議員が次のように政府に迫ったわけでありまして。「3メートル、5メートルという雪があること自体が災害であると。具体的に被害がなくともそれを災害と見、それに対する対策を立ててこそ、初めて本当の対策はできる。大臣のお考えはかにかに。」

それに対して当時、国土庁長官の原健三郎さんは、このように答えました。「今、おっしゃいましたようにその被害が結果だけでなく、その豪雪の中に住んでおる、現に住んでおるのですからね、それは大変なことで、それ自体が災害である。これからも極めて積極的にきめ細かい対策を政府としてもあるべきであると決意して対策本部を置きました」と答えました。まさに豪雪対策の憲法ができたという瞬間でございます。

市長に伺いますが、その被害が結果だけでなく、その豪雪の中に住んでいると、そういう立場について市長の見解を伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 南魚沼版冬期集落保安要員制度の創設を

見解であります。まさしく私も住んでいるわけでありまして、そういう気持ちは当然あります。そして、それほどの大変な災害時、災害と思われるようなときには、当然基準も設けてあり、災害救助法等の発令とか、さまざまなことが行政としても用意をされている。小雪の年もあります。いろいろある中で、恒久的な制度をつくるということには、なかなか難しいという視点で、先ほどから申し上げている繰り返しになりますが、ほかのこともいろいろ行っている中でこの点については必要がないのではないかと。

そして、この保安要員制度も、実は県が全部出してくれるわけでもありません。市の負担が大きいのです。そういうことも勘案する中で、なかなかこの現状は難しい。しかし、大きな災

害時のようになるような豪雪時には、やはりそれなりの手当てがきちんとあるということであり、
ますので、全てを一緒くたに見ないように、ぜひご理解をいただきたいと思ひます。

○副 議 長 7 番・田村眞一君。

○田村眞一君 3 南魚沼版冬期集落保安要員制度の創設を

市はやらないということであり、私はこの制度には将来の可能性を秘めているという
ふうと思ひております。豪雪地の中で今後、医療・介護を提供する地域包括ケアシステム、こ
ういった中でやはり集落機能を維持する上でも、誰もが年を取る、そして住み慣れた地域に住
んでいたいという中で、やはりこういった1つの制度が求められてくるのではないかなという
のが、私の問題意識であるし、提案であります。ぜひ、引き続き私も勉強し、もっともっと市
長の気持ちが前向きになるように引き続き取り上げていきますが、冬場安心して暮らしていく
ことをぜひ望んで一般質問を終わりといたします。

○副 議 長 ここで休憩といたします。再開時間は10時45分といたします。

[午前10時28分]

○副 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午前10時45分]

○副 議 長 中沢俊一君より資料配付の願ひが出ておりますので、配付のとおり許可いた
します。

質問順位14番、議席番号17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 ゆうべは私の集落では、はつうまという行事がありました。そこで、猪鍋が
振る舞われました。それは2番議員が5時間かけてことごとと煮込んでくれたということで、
非常においしい鍋でございました。1週間前、我が集落にもイノシシが生まれて、多少かかわ
ったということで、私もまあまあ誇らしげもあるわけであり、干支は寅でありますけれ
ども、非常に大人しい寅でございまして、イノシシの力を借りながらきょうは一般質問に臨み
ます。

移住（CCRC）の受け入れは“異次元”の切り口で

今、市が進めておりますCCRC、私の感覚で言えばプラチナタウンであります、なか
かどうも私たちが思ひていたような方向には進んでおらないということで、市民の中からも必
ずしも満場の賛同を得てゐるわけではないと思ひております。

この小説に私が初めて出会ったのは、足掛け6年前になるわけであり、大震災の年
であります。当時600万人からいわれる我々含めた団塊の世代のうちから、ある程度中流
以上の資産を持ったそういう元気な中高齢者でしょうか、これを東北の寒村が6,000人ほど移
住を成功して、地場産業の発展に役立てると。当時として非常に斬新な発想でございました。

10年前にこういう発想をして取材をし、また小説をつくったという、私はその楡周平という
方を、非常にまた見直したといひますか、評価をさせてもらっているわけであり、その後
34冊私はこの本を買ひ求めまして、知人、識者その34人の方々にお渡ししながら感想を聞いて
きたわけであり、その第1号の知人というのが、今の林市長でございまして。今はもう閉

店したのですが、17号線沿いの喫茶店の2階で90分ほどにわたりまして、林市長の将来の夢あたりをじっくりと聞かせてもらった、そんな思い出があります。

さて、本題に入りますが、今、申し上げましたように、必ずしも市民レベルで歓迎されているという形ではないように私には見受けられる、この南魚沼市版のCCRC。どうしても私も受け入れる側、南魚沼市にとって十分なボリューム、産業を起こす、若者の定住を図る、若者が起業する、そういう仕事が増えるというようなボリュームがない。首都圏の介護難民が10年後には13万人にのぼるということでありまして、これは国にとっても、都にとっても、大きな課題であるわけでありまして。

仮に1自治体が1,000人ずつ引き受けたとしても130市町村が必要になるわけでありまして、前市長から始まって、また三菱総研、新潟県が全てこの当市にこの事業を進めてきた経過からみましても、ここは日本でも類まれな適地であるというふうに言われているところが、後に述べますが、わずか50戸のマンションさえ移住用に、どうも雲行きが怪しいという事態であります。

まあ、本当に南魚沼市がみずからの底力に気がついていないのではないかと。私もこんな一議員がやることですから、それは不足の面はいっぱいあります。しかしながら、荒唐無稽と言われようが何であろうか、ある意味切り口を変えた視点でこの疑義を唱えていくと。私はその小説「プラチナタウン」がとなえたような、それに近いような経済効果が必ずや生まれる、そういう潜在能力を南魚沼市は持っていると思っております。

まあ、東京オリンピックがあと3年余り。私は私見ではありますが、この東京オリンピックが終わるまでは、首都圏の中高齢者の地方への大量移住というのではないと思っています。でもこの3年余りの間に、地方がどういう経営体制を整えていくか。これでもうずいぶん勝負は決まってしまうわけでありまして、ぜひともそのトップの地位を我々が占めたい、そういう思いであります。

5点ほど伺います。湯沢町のマンション移住。いろいろマスコミでも取り上げておりますが、今1,100人余りだそうであります。44%が65歳以上の高齢者。しかしながら、町民8,220人の13.5%、大変なボリュームであります。これから市長は何を読み取るか、まずそれについて見解を伺いたい。

2番目としまして、当市の受け入れ計画規模。上限でもとりあえず400人。毎年我が南魚沼市民が400人、500人ずつ減っている中で、時間をかけて400人ほど、これは中高年齢層を受け入れたところで何の経済的効果が生まれるのか。その辺の現象がどうしても私には納得できない。しかも、これは短期間でやらなければどんどん出ていく若者に、歯止めの材料にはならないわけでありまして。ここら辺の見解を伺いたい。

3番目に、市の受け入れるリスク負担です。今、推進協議会の中で業者を交えて検討されている条件という中に、3つほど私から見れば、そして市民から見れば、これはリスクだなと思うことがあるわけでありまして。それはこの移住者用の住居、居住地の土地をまずは市のほうで買うなり借りるなり調達をして、それを業者に又貸しをしてほしいと、これが1つであります。

2番目に、空き室が出た場合、これを市のほうで、財政のほうで負担してほしいと。これが2点目であります。3番目が交流施設、移住者とこの市民の交流施設を市のほうで整備してほしい。

繰り返しになりますが、経済効果がそれほど望めないところで、これは移住者がくれば前市長もおっしゃっておられたようにインフラ整備は当然市としてはしなければならぬ。しかし、ここまでリスク負担をして、市の予算をつぎ込んで、つぎ込むこういう危険を負ってまで、てっぺん400人の移住者を受け入れるメリットはどこにあるのか。これをまず伺いたい。

4番目として、移住者の将来的なサービスですね。当然、今は元気だといっても、お医者さんにもかかる時期もくる。そして長生きをすれば必ず認知症も含めながら、介護の必要が出てくる。この辺の保障。つまり、健康面をどうして市がそこにテコ入れをして、ならないように持っていくのか。また、なった場合のその対応に市として、市民として不足はないか。今、市民の中では、我々の家族、うちのじいちゃん、ばあちゃんさえ、なかなか介護施設に入られないのに、こういう人たちが来て、どんどんと入っていったら、ではどうなるのだ、うちのじいちゃん、ばあちゃんはと。こういう声は当然のことながら起きてきます。この辺の市民の入所を妨げる要因になりはしないか、このことについても伺いたい。

それから5番目ですが、私は市の職員の能力、この活用。言葉に言い過ぎがあるかもしれませんが、今この部門を担当している職員、これは市の中では、人間でいえば前頭葉の、つまり新しいもの、今までなかったものを創造していく、つくり出していく、そういう機能を持っているはずであります。それが大きな時間と能力、それから国から来るお金、市の持ち出しのお金、こういうものを使いながら、とりあえず400人来てくれれば大成功ではないかというような、こういう経済効果も、それからその後のリスクも、あまり前向きな回答が出ないようなこの事業に、長い間注がれている。私はこれは本当にもったいなくてしょうがない。

もっともっと本来は、同じやるにしても、今の法律はこうだ、今の仕組みはこうだ、国はこう言っている。しかしながらもっとそれを取っ払って、うちのまちはこういうふうに創造していこうではないか、この事業をと。私はこういうふうに職員を活用していただきたいのですが、以上、5点について市長の見解を伺います。

○副 議 長 中沢俊一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 中沢議員のご質問に答えたいと思います。私もきのうの夜、猪鍋を食べていればという思いもありましたが、頑張って答えていきたいと思います。きょうは異次元の切り口ということでありますので、なかなか自分の思いもいろいろなことを含んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

移住（CCRC）の受け入れは“異次元”の切り口で

まずは今の質問に答えさせていただきます。1番目の湯沢町のマンション移住数に何を学ぶかということでもあります。このマンション移住者数についてであります、バブル期にこの建設をされたリゾートマンションの住民登録数ですけれども、先ほど議員もおっしゃったのです

けれども、1月末現在の我々の調査では、1,130人、人口8,230人になっている。このうちの13.7%を占めるといふふうに調査いたしました。当市でこの13.7%ということ置きかえるならば8,000人近くということになるわけでありませう。

町外者がどの程度いるかは不明ということでありませうけれども、建設から約30年を経過して、建設当時は大変高価格だった物件が、誰でも入手できる価格にまで下がったことが大きな要因というように考えられます。また、湯沢という、越後湯沢という土地が、温泉やリゾート、スキー場等も含めまして首都圏に対して地域ブランドをこれまで営々の努力の中で確立してきている、そういう結果とも受けとめています。温泉地もあって幾つかのリゾートマンションを有している我が市としても、この移住者受け入れの参考になるものというふうにご考えているところでありませう。

2つ目の当市の受け入れ計画の規模と経済効果の検証ですが、現在市が進めていますこの南魚沼版C R Cの構想、最終的には議員もおっしゃっているそのとおりでありませう、200戸400人の移住を計画しているものでありませう。経済効果については三菱総研に業務委託をして推計しましたこの効果や影響の推計結果により、広くこれまでも市から皆さんに対しましても示しているとおりでありませう。

仮に400人の移住者が元氣なうちに移住をしたとなりますと、50年間のその推計、計では、プラスの要素が高く、当初の数年に経済効果などのプラス要素のピークがくる。そして20年後あたりに、先ほどお話もありました医療・介護の負担といったマイナス的な要素のピークがくるというふうにご推計されています。これもいずれにしても推計でありませうので、人数によって地域への影響、効果の規模も変わりますが、どれだけの移住のニーズがあるかを見据えながら、市も民間事業者も事業性を考えなくてはならないものでありませう。これはこれまでの見解のとおりでありませう。

国のほうでやっている、多分、首都圏とかを含めた移住に関する調査結果、50代の地方移住への希望は、まずまずの数値ということでありませう、もう皆さんご存じのとおりでございませう、あくまでもアンケート結果であって、なかなかその数字がそのままののかなというところも当然あるわけでありませうけれども、現時点では第1期は50戸から進めていくという方針で取り組まさせていただきますと思います。

3番目に、市の受け入れるリスクの負担、このことでありませう。現在、施設の規模や整備費用などを含めた基本計画を策定、このことを進めているところでありませう。この前に岡村議員からの質問でもお答えしたところでありませうけれども、この構想の検討を開始した当初から、先ほど話が出たインフラ、周辺インフラの整備、そして公共施設の整備を除く住宅部分などの施設整備については、市が負担しないというのが前提でありませう。現在もそのスタンスを変更することなく進めているわけでありませう。

今後、事業費の検証を進めた中で、このインフラ、また公共施設の整備以外の施設整備負担、先ほど議員がお示しくださった土地のこととか、空き室のこととか、これらのことが生じた場合、今そのことも言われていることは事実でありませう。違った方向で検討しなければならない

という場合には、改めて議会の皆さん、また関係の皆さんにお諮りをして協議をしていくということになります。現在のスタンスは、前段申し上げたとおり市は負担しないという方向で、今、協議は進められているというところは、そのとおりでございます。

4番目の移住者の将来サービスの保障、当市の負担ということでもあります。移住者への将来に向けたサービスの提供について、C C R Cのこの関連に限らず、住民登録をすれば市民であります。地域包括ケアシステムの中で、移住・定住政策の影響も考慮しながら検討は進めなければなりません。そして、移住者も、そして在住している今の市民も、分け隔てなく将来にわたり医療・介護等のサービスを受けることができるものにしなければなりません。この点はC C R Cに限らず、今いろいろなことでやろうとしている移住施策、私の提唱している若者をこちらに呼び戻すということも含めて、行政の使命であると考えています。

最初の出発が400人、この程度でいいのかというお話がありますが、さればもっと大きな規模でなくても、この問題は変わることなく行政の使命としてやるべきことというふうに考えているところであります。

5番目の市職員の能力のこの適正活用の問題です。市長となってからの期間はまだ3か月と数日でありまして、まだまだなりたてでございますが、市議員の時代からさまざまな職員と私も交流をさせてもらいました。今まさに議員がおっしゃるとおり、道なき道を今進もうとしている、そういう施策を展開する、本当に産みの苦しみというところが当然あります。非常に私は職員は、先ほど議員がちょっと言い過ぎかもしれないがということをおっしゃっていただきましたけれども、この今やろうとしている400人のこと、これを満たせば、まずまずのできだったと思うようなそういう程度のことを念頭に、この事業に取り組んでいるものではないということは、今、市長になった3か月を見ていく中で、もっと拡大し、将来を見据えたそういう事業で、どうしてもこれを最初の一步を成功させなければならぬという、その後にもまだまだこれは続くのだという気概の中で仕事を進めていくということを当然その長として見ております。いつも同じ気持ちでやってくれていると思っております。

いずれにしても、移住・定住促進のこの事業は、人口減少の問題に向け、将来にわたって取り組むべき大きな課題、この中で全国から私ども南魚沼市の取り組みが注目をされている。始まりはその400人ということかもしれませんが、私の思い描く将来像は、そこにとまっております。この中で冒頭、最初の1番目の質問の湯沢のリゾートマンションとかそういったことも念頭に入ってくるでしょうし、これらに取り組む姿は恐らく議員が考えられているこの団塊の世代の皆さんを含めた2025年問題、また、2020年のオリンピック以後、大きな国の中でのこの介護難民、それから東京都に一極集中のようになっていくそういうアンバランスな体制を、国もこれから本気になってまた考えていく、そういう施策化が必ず進むだろうと思っております。この中においては、先進的な取り組みをしている我が市こそが、また次に続く施策の中で必ず重きを置く場所になってくる。そのためにも今回のこの第1回目のやろうとしている事業を、きちんと成り立たせていかなければならぬ、そういう強い思いで私も取り組ませていただきたいと思いますところでもあります。

○副 議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 移住（CCRC）の受け入れは“異次元”の切り口で

遂次質問をさせていただきますが、まず、湯沢町の例ですよね。私は 1,100 人以上というふうな本当にぼかした回答しか得ていなかったものですから、これはプライバシーにかかるものから、その程度で計算をさせていただきました。

それはそれとしまして、大きなボリュームが入ってきたわけでありまして。もちろん、量からも質からも、地元の経済が大変潤っていると。これは議員さんからも、また、職員からも聞かせていただきました。しかし、この湯沢の例があるからといって、同じ筆法で私どものこの南魚沼市がどれだけの強みがあるかと、また、どういう切り口でやっていけばいいのかというあたりがすんなりといくとは、私は思っておりません。

逆に言うと、ああいう大観光地として我々団塊の世代が憧れの地だったわけです。特に日本中に散らばりながら、また世界に散らばりながら、この日本の経済発展に尽くしてきた団塊の世代にとっては、ここにあってのリゾートマンションがあれば、これは確かに大勢、憧れもあったりして来るでしょう。利便性もあります。私どもは違うと思っていますよ。別の強みを探さなければならない。

私が本当に面白くなかった、愉快でなかったのは、県もこれから申し上げますが、2つ当初のこの戦略から少し見落としていたといいますか、力をね、私たちが持っているその特性を過小評価していたのではないかというのが2つあるのです。どちらも35年前に遡りますが、1つは、塩沢町がオーストリアのチロル、ここと姉妹関係を結んだ。移住者にしてみれば、あの響きのいいチロル、我々団塊の世代にとってもこれは憧れでしたね。そういうところのセルデンとい町と、35年間もつき合っている。どんな快適な過ごし方を、向こうに学びながらこのまちはつくってくれるのだろう。そういうアピールの仕方があるはずです。ところが、先般のこれは担当部のほうからの説明でしたが、県のほうは、いやこのイメージとしてスイスよりもダボスがいいか。こういうようなことを県のほうは言っているという話を聞きました。私どもこのまちはダボスとも何の関係もありません。この35年間のこういうつながりというもの、可能性というものを県はどういうふうに評価しているのか。まずこれが1点であります。

そしてもう1つ、35年前にやはりあったことは、国際大学の開学であります。これについても最初に三菱の——名前を出して悪いですけども、コンサルタントは、英語の講座が受けられる、また外国人の学生さんと交流ができる、この程度にしか見ていなかったのです。私は当時、三菱総研さんが来る1年以上前から、ちゃんと自分の会報には、この地域に足りない企業をつくり出すための人材、ノウハウ、これをこの大量の団塊世代から受け取るべきだ。吸収してここへつくるべきだと言っております。当然のことです。

そして、私は5年前になります小説を読んで、どうにかそのチロルに行くチャンスがあるかどうか。そうしましたら募集がありました。30周年交流ということで市民からの参加を募っている。早速行ってきました。向こうの観光業界がどういう取り組みをしてきたか。いっぱいあった観光協会を逐次まとめながら、地域全体としてヨーロッパ中の、ロシアも含めながら滞

在型のそういう観光客を、どこにも負けないようなああいいう規模や内容で引っ張ってきている。

また、地元としての資本も出しながら、365日どんな時期にこちらに来てても非常にお金をかけたスパもあります。もちろん冬はスキーがあります。そういう投資をしている。これは我々も移住者だけでなく、例えばアジア、新興国にとっても、高齢化は非常に大きな問題であります。事実、私がおととしの暮れにアメリカにも視察・調査に行きましたけれども、その50年からの老舗のCCRCの会社が、中国からは調査があった、日本からはない。そういうことであれば、この地域が持っているその2つの国際大学の人脈と、将来に向けてもそうですよ。それから35年間の滞在に対するノウハウをこれから開いていくこと。これを私は申しわけありませんけれども、県からも三菱総研からも、当初の戦略に欠けていたと思っています。市長はそれについてどう思いますでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 移住（CCRC）の受け入れは“異次元”の切り口で

当初の県と、そのコンサルタントのところでは欠けていたのかもしれませんが。私も今言っている内容は、国際大学さん、そしてこの滞在型リゾート地の、本当に我々の親分といいますか、そういうところであるチロル州のこの問題、これらがやはり南魚沼市がつくってこうとしている、人を呼び込もうとしている中で、非常に大きなものがあると思います。

答えになるかどうかはあれですが、国際大学さんとの関係は、非常に私も重視を当然して、そこからの卒業生の皆さんの、世界中への輩出といいますか、自分の自国に帰ってそれぞれの国の本当に中心に、中枢に座って仕事をしている、そういう人の層の厚さといいますか、ネットワーク、これは本当に重要だと思っています。

この間は国際大学の、学長さんには当然もう既にお会いしていましたが、理事長さんがこの市役所を訪ねてくれまして、大変いろいろな話をさせてもらいました。そして、まさにそういう中から今回のGITパークとか、それから似たようなことでは例えばお試しサテライトオフィスとか、これも国際大学さんの中を借りるわけでありまして。これから、見落としていたことは過去に振り返ればそういうこともあるのかもしれませんが、私としてはこれからやっぴこうとする、先ほど上で話をさせていただいた内容の中に、どうしても最大のパートナーはこの地にあるこの国際大学さんであろうと思います。もっといろいろな発想を自分としては考えているところもありますが、そういうことも含めて大変重要な関係をこれからもっとつくっていきたいと思っています。

そして、先ほどセルデンの話がありました。一番は、あの先進地がなぜでき上がっているかという、本当の肝の部分をおわかっていないといけません。1つはあのチロル、オーストリアの政策の中で、州税、この観光税を取っている。これがベッド税ですね。宿泊に対して幾らというきちんとそういう税金を、目的税を取っていて、それが滞在をすればそのまま観光の面における政策の、全部それにまたそこで使われる。そういうことで持続可能な、また少しずつ向上していく、そういう体系をずっとつくってきて、まさに今セルデンのまちは——私も最初のときの交流からこれは見てきました——当時は考えられなかった。あのリゾート地は、まだすご

く小さかったです。しかし、今はいまやオーストリアの一番のそういうリゾート地になっている。これに学ぶべき点は大変多い。

そしてこの6月に、セルデンのまちから——こちらからも4月に訪問団が行かれるそうで、私はちょっと行けなくて本当に残念でありますけれども、親書を渡したいと思います。その中でもぜひまたこの交流をやっていきたいと思いますということも書かせてもらいますが、今度6月には向こうから町長さんをはじめ、多くの訪問団、訪日団がこちらにまいる。多分、この議会開催中あたりになるというような日程なのです。なので、ここでできればその町長さんから我々も礼を尽くして、ここでいろいろな話等をしていただければ、本当にうれしいなという思いがしています。

この2つ、いずれにしても2つについては非常に重要なことだと思っていて、過去に振り返るわけにはいきませんので、これからの執行として重要視させてもらいたいと思っています。

○副 議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 移住（CCRC）の受け入れは“異次元”の切り口で

セルデンについては、私も日本にまだ3冊しかないという、うちの観光協会の会長さんのほうで工面していただいたドイツ語の原書がね、セルデンのチロール州の大きな観光戦略についての本を、本というか書籍をいただきました。事前にもそうですけれども、飛行機の中も含めてじっくり読ませていただいた。まさに滞在税、自分たちの財源をつくるということ。これは全部戦略ですよ、大きな戦略です。前提とする材料が少ないと、戦略がきちんとしたものが描けないんです。

臼田理事長さんのお話も出ました。去年の今ごろ、もう少し早かったか、ある新聞に書いてありました。我が市が進めるCCRCは、動機づけがまだ足りない。いろいろなことを、大手コンサルタントとか県のほうでそれをまとめて示しているけれども、本当の動機づけが足りない。インセンティブが足りない、そういうことを書いておりました。私が思うに、それが何だかということがまだ出ていない。

私はこういう自由な立場ですから荒唐無稽なことを自分の案として練ります。5年もやっていけば。年前には市長のほうにも、漫画を、ここにも出しておきましたけれども、漫画として12ページに仕上げ、それに自分のレポートを含めてお渡ししました。そこには全く別の切り口が書いてあります。同じこれだけの金太郎飴でも、こう切っていけば全く同じです。斜めにずっと対角線で切れば全く模様の違った大きな面積が出てくる。こういうことも私は必要だと思っています。そのための市の職員の活用に、私はしてほしいと思っています。水面下でもいいですよ。

これは余談ですけども、例えばこの企画が多様な業者との連携が取れなくて、ではギブアップした場合は、国や県に対して我が市は本当にそのメンツが潰れますかと、メンツを潰すことになりますかと言ったら、担当課の職員は、そういうことはありませんとおっしゃっていた。であれば、であればですね、水面下でもいいですよ。どんな経営でもそうですが、1つ

だけに絞り込んで、どうもこいつがにっちもさっちもというところであれば、必ず対案を考えるわけ。そういうことに私はしてほしいと思いながら、市長に自家製の資料をお渡ししたつもりです。そこには国の立場、東京都の立場、私たちの立場、それぞれメリット・デメリットを、こういうふうになれば解決法も書いておきましたし、いくら荒唐無稽であろうが、コロンブスの卵とはそんなものですよ。その部分について、そういうB案といますか、そういう準備を水面下でも何でもいいから、やってみようかな、少し、というお気持ちがあるかどうか聞かせてください。

○副 議 長 市長。

○市 長 移住（CCRC）の受け入れは“異次元”の切り口で

私としては、聞いている方はちょっとわかりづらいのかもしれませんが、中沢議員からいただいたいろいろなお考えのところ、あの辺でかなり整理ができました。そして、自分と似た考えを持っておられるなということを感じました。全部が一緒ではありませんでしたが。先ほど最初の答弁の中で話をさせていただいた、今現在この形である。しかし、職員のこれから先を見ている目、私も含めて、必ずここが、関東圏からの、例えばあつてはなりませんが大きな災害が予想されているそういう中で、山を越えたここが、17号の三国トンネルの今の開削が、まさにその防災という中で位置づけられてやっているということを含めて、ここは非常に避難先の立地を考えた、そういう地域の位置づけというのがこれから必要に迫られるし、そうなるっていくことが市の目指すべき姿ではないかと。滞在という意味も含めてでありますけれども、思っています。

そして、いただいた中で一番思ったのは、これが単に我が市が取り組むだけの内容ではなく、やはり国策。先ほど壇上で申し上げたのは、そのことです。この一步を始めたその先に――多分議員は今すぐその大きなところで取り組みということでしょうけれども、なかなかそういうところまで今至っていないという。今、大変な事業なのですが、この先にはもっと、この国策というものの大きな流れの中で、我々がこの先進的事例に取り組んでいくという流れの中では、必ず南魚沼市がもっと大きなところから、視点から注目をされる。また、そういう事業展開の第一人者であるので、そこでぜひという声がかかってこられるように、これからつくっていきたいという思いを持って、あの資料を読ませてもらいました。東京都の抱える問題も含めて、そういう時代の流れ感が出てくるのではないか。そのためにもこの第一歩だというふうに思っているところであります。

○副 議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 移住（CCRC）の受け入れは“異次元”の切り口で

まず、戦略を練る場合に、そういう根本のところをしっかりと柱に組んでおくのと、それから、やがやがとところにその重たい柱をおっかけていくのと、全然結果は違いますからね。それはわかりますよね、事業というのはそういうものだから。

お渡しした私案のことは、特に優秀な幹部職員には見せないでください。必ずばかにされますので。私が申し上げたいのは、こういうことをあるどこかのある地方都市が、うちはこんな

ことを考えていて、さっき市長がおっしゃって、私も思っている、どんなことがあるかもわからないその首都圏の中での人材のバックアップを、地方がつくっておくべきではないか。これは国策として。何があるかわからないのですよ。そうした場合、麻痺しないような産業がここにもちゃんと拠点があるから、窓があるから、日本の産業はある程度そこで息がつける。それには豊富な経験と、人脈と、能力がある団塊世代を、有利な条件をここに付けて、インセンティブを付けて、今、足りないインセンティブを考えて、まず手を挙げて国に提言することですよ。国の責任としてやってもらう。

そして、都がそれに、東京都としてみれば、なるほどそちらはメリットがある。では、全部差し引きをして東京都のほうは、こういう新しい仕組み、今までなかったような仕組み、国にしてみれば特区、そういうものを我が南魚沼市のこの移住者に受け渡ししながら、そういう新しい枠組みをつくるということ、そういう戦略をつくるということ。

しかし、これは同じようなことを、ではほかの市町村が我々に先んじて国に申し入れたら、我々は二番煎じに扱われるわけです。非常につらいものがありますよ、二番煎じ、二番手というのは。それについて、やはり今のうちからちゃんと準備を進めながら双方向でいって、どちらが現実的か。もしかしたら、大きな他人のふんどしを借りたほうが、国のふんどしを借りたほうがいい。そうだったら迷わず、県や国のメンツがそれほどないというふうには幹部職員は答えていますから、こっちから申し入れて、さあどうしましょう、こういう交渉をするほうがいいと思っていますが、その点について市長はどう思いますか。

○副 議 長 市長。

○市 長 移住（CCRC）の受け入れは“異次元”の切り口で

そのことも含めて、私としては、今度は市長という立場で、議員というときに考えてきたことと、まだまだほかにもたくさんあるなということも含めて、今、議員が——多分聞いている方はちょっと今、中身がわからないだろうと思います……（何事か叫ぶ者あり）なのですが、お答えしますとそういうことも含めて、自分の中でも当然職員とも一緒になりながら戦略を練っていきたいというところでもあります。

○副 議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 移住（CCRC）の受け入れは“異次元”の切り口で

お配りしたこの資料ですが、簡単なピラミッドが書いてあります。私は農業学校しか出ていませんから、こういう心理学といいますか、それは全く5年も前にやっとこれに出会ったということでもあります。人間の欲求というもの、動物の生理欲求から始まりまして、一番上の5段階目のその欲求にあるわけではありますが、私は安全の欲求。さっき言いました、東京都はどんな災害があるかもわからない。

そして社会的欲求、これはじゃあ、そういうところから逃げて、都落ちをしていくのか。そういうような田舎者になることと、それから都落ちということ、こういうことはどうしたら、新しい制度をつくれれば払拭できるのだろうか。これがまず社会的欲求であります。

そして、お金のこともあるでしょう。じゃあ、どういう形でお金の面での特区をつくれれば、

この人たちも両方の面で救われるのではないか。

そして、この尊厳の欲求、4番目になります。一番上のこれは外します。国策として、あるいは産業の新しい展開を図る、我々はその先兵として国に乞われて、国に申し入れをされて我々は行くのだと。例えばこういうようなストーリーを、私はつくる必要があると思っています。それについての市長の見解も伺いたい。

○副 議 長 市長。

○市 長 移住（CCRC）の受け入れは“異次元”の切り口で

議員のおっしゃる尊厳。話がわからなくなり過ぎるのではないかと思うのですよね。そのいただいた資料もよく読んでいますが、まだこの部分でちょっと私は、これを国に対して申し上げようというところまでは、ちょっと考えが至っていませんが、読ませていただいて、今どういふことをやりながらできるのかなと、自分なりに今、分析をしているところであります。

○副 議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 移住（CCRC）の受け入れは“異次元”の切り口で

先月24日でしたか、4番議員が開いているある勉強する塾、塾ですけども、ここに参加をさせていただきました。その講師というのが非常に東京でユニークな衣料品といますか、着るもの、ウェア、そういうような販売戦略を成功させた人だった。今はあちらこちらの依頼を受けながら、ある意味指導的なことをやっているということでありました。私も早速、日程を無理してつくっていただきまして、まずは現場を見せてくれということで、この2日の午後でしようか、行ってまいりました。若干の謝礼は渡しますけれども、私にとっては、本当にこれはまたいいヒントにもなります。

行った所は東京のパレスホテル。あそこには非常にある程度中流以上の方が、どういう雰囲気、もちろん外国人も来ます。またその受け入れ側の最低限として英語ができる、雰囲気はつくる。いろいろな商売としての香りを持ったところでありました。そして、代官山の蔦屋書店がやっています図書館にも行ってまいりました。

要は移住者の数は、必ずしも6,000人にこだわることはない。しかしながら、そういう欲求があつて、そういうものを求めている方がいて、移住者がそういうものを求めていて、事業者がそういうこと、交流人口、あそこに行ったらあんなことがある。これから何度も言いますが、アジアの国にとってみれば、日本はどんな形でこれからの高齢化も含めまして対応していくのだろう。そういうインバウンドを含めながら、そういう交流人口がお金を落としてくれば、十分若者の雇用はできる、お金もある。そういうことも含めながら、複眼的な形で全ての人かと思っています。それが今の規模では、とてもとてもあそこに行ってみようではないかというように、私は交流人口は生まれませんと思っています。まあまあ、ちょっと絞ってその辺についてのご感想も伺いたい。

○副 議 長 市長。

○市 長 移住（CCRC）の受け入れは“異次元”の切り口で

あらゆる交流を生み出したいというのは、これはもう誰に聞いても皆さんもそう思っている

し、私も本当にそう思っています。人が動けばやはり知恵もついてくる、また当然そこに落としただけのお金もついてくるということになるかと思えます。

何度も申し上げますが、400人の規模のこの歩み出し——私にとっては歩み出しというふうに考えているところですが、これがなかなか、ここから始めてこれを成功させない限り先はないというふうに、私は先ほどからちょっと繰り返し申し上げます。そういう見解でありますので、それでも大きな私は交流の機会が生まれていくと思えます。そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

○副 議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 移住（CCRC）の受け入れは“異次元”の切り口で

選挙戦での話が、いろいろな質問者からも出ました。私はやはり気に入っているのは、高杉晋作の辞世の句をあなたは取り上げておられた。「面白き事もなき世を面白く」。今までのやり方でやっていたら、面白いことはできてこない。自分がやってやるのだという強い思いを、あの人は持っていると思っています。

前市長の優れたところを、あなたは本当に尊敬もしていますし、畏敬の念を持って見ておられる。しかしながら、畏敬の念があるのであれば、それを、何ていいますか、道をちょっと軌道修正をすると。否定をしながら新たな展開を図っていくと。そういうことができるはずで。嫌いで反対するのはだめだけれども、畏敬の念を持ちながら、尊敬をしながら、それに、否定をしながら新しい道をこういうことを私はあなたに強く望みながら質問を終わります。

○副 議 長 ここでちょっと早いですけれども、昼食ため休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

[午前11時33分]

○副 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○副 議 長 塩谷寿雄君から引き続き遅刻の届け出が出ておりますので、報告いたします。

○副 議 長 質問順位15番、議席番号20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 議長より発言を許されましたので、一般質問をさせていただきます。通告に従って進めていきたいと考えております。今回2項目あります。

1 中小企業者等振興基本条例の制定と今後の展開について

まず1項目目は、中小企業者等振興基本条例の制定と今後の展開についてということで質問させていただきます。我々この議会に席をあずかる者が、一般市民と言われるそうした方々とさまざまな日々のコミュニケーションがあるわけですが、やはりその中で一番市民が気にかけている、それは医療や福祉・介護これももちろんですが、やはり若者にとって仕事のあるまち、産業が活発なまち、こういうまちにしてほしい。そういう願いも多く聞かれるところでもあります。大都市圏で高等教育あるいは専門教育を受けた者がふるさとに帰る。彼らを受け入れる就職先がしっかりと存在するというところへの期待感、これは我々が高校、

大学そうしたところで過ごしていた、もうかれこれ 30 年、40 年昔からも、今も同じように大きな課題として存在していると、そのように思います。

当地、南魚沼市の企業はほとんどが——ほとんどと言っていいかどうか、ほぼ 100%近いと思いますけれども、中小企業であり、その事業規模の拡大、雇用の拡大は、繰り返しますけれども、地域発展の永遠の課題であり、そのために行政ができる環境の整備、そしてさまざまな改革、これもまた永遠に続く課題であろうと、そのように認識をしております。

この条例は理念条例であり、上位法である中小企業基本法に基づいて制定されたものであるとの説明でありました。基本法は昭和 38 年に制定され、何回か改正されております。そして、この上位法を受けてようやく当南魚沼市でも条例化されたということ。この間、この条例をつくることに尽力され頑張っていたいただいた市の執行部、あるいは 19 番議員・樋口和人氏、こうした方々の皆さんに改めて敬意を表したい、そのように思っております。

さて、条例の目的は、地域経済における中小企業等の役割の重要性に鑑み、南魚沼市の中小企業者等の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、産業及び地域社会の発展を図り、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することとしております。以下、条例は基本理念、市の責務、中小企業者等の役割、中小企業者等に関する団体の役割、市民の理解と協力、こうしたことが定められ、さらに第 8 条に市の施策の基本方針として 7 項目が挙げられています。

とりわけ業を起す起業それから事業の創出こうしたものへの支援、さらに商品開発における産学の連携支援や PR、販売、こうしたことへの支援、そしてあらゆる情報の収集から製造そして販売までの業種を超えた企業間連携体制こうしたものをどう進めていくか。どう支援できるか。また、当然のことですけれども、人材の育成、雇用の促進における行政ができる支援は非常に重要であり、大きな責務があるものと考えております。

しかし、事業主体はあくまで企業であり、行政ではありません。何をつくり、何を生み出すか、これは企業の仕事であります。行政ができることはあくまで環境の整備であり、事業化を進めること、こうしたものへの協力や支援であります。地域の中小企業の発展は、市長が掲げる、若者が帰ってこられるまちづくり、住み続けることができるまちづくり、そうしたまちづくりへの本当に重要な部分である産業振興の基本となるものと期待をしております。執行部からのこの条例の提案を歓迎し、今後のこれに続く具体的な施策及び事業展開への考えを伺いたいと思います。

以上、壇上より 1 回目の質問といたします。

○副 議 長 腰越晃君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、腰越議員のご質問に答えてまいります。

1 中小企業者等振興基本条例の制定と今後の展開について

中小企業者等振興基本条例のことです。本議会に提案させていただいておりますこの条例の第 8 条には、市内中小企業振興のための施策を総動員して取り組むこととしているも

のであります。この8条に市が講ずるべき支援措置を改めて規定することで、市内の中小企業の皆さんの振興に向けた市の決意を明確にしているということでもあります。今後の展開につきましては、条例を市民にまずは周知させていただき、市民、中小企業の皆さん、そして関係団体の皆さん、金融機関、行政が一体となって中小企業を応援していく、そういう意識の醸成が大変重要だと考えております。いろいろなところに話が及んでおりましたので、若干私も体系づけて話をさせていただきます。

まず、創業支援のことに触れられておりました。平成27年度より国の創業支援事業計画の認定を受けまして、創業・起業の支援・育成に力を入れています。同時に創業支援補助金——これは上限が100万円、補助率は2分の1以内ということであります——を開始しています。また、空き店舗に新規に出店をした方に対しては、自主的出店者支援事業これによりまして家賃の補助を行っている。ご存じのとおりであります。新たに市内に起業していただくことによりまして、雇用の確保や税収の増、また活気あるまちづくりに寄与いただけるものと考えております。創業支援補助金、また自主的出店者補助金につきましては、申請者や関係機関と協議をしながら、より効果的な補助金となるように、今後も制度の内容をつぶさにまた検証しながら進んでいきたいと考えているところであります。

市内起業者の新たな事業展開の支援につきましては、平成29年度からクラウドファンディングこれによりまして資金調達の支援を試験的に開始していきたいと考えています。なかなか聞きなれない言葉の方もいらっしゃるかもしれないので若干説明いたします。クラウドファンディングとは、こんなものや例えばサービスをつくりたい、また世の中の問題をこんなふうに解決したいと、そういうアイデアやプロジェクトを持つ起案者、案を考えている皆さんや企業、これらの皆さんが専用のインターネットサイトを通じまして世の中に呼びかけていく。そして共感した人から広く資金を集めるという方法、新しい方策であります。このクラウドファンディングに市も取り組んでまいります。以前からある救済型の補助ではなく、自立支援型の補助としていくという視点であります。

人材育成、我々行政ができることを今ずっと申し述べているわけであります。人材育成につきましては、能力開発や技術力の向上を目的とした中小企業研修受講料の支援補助金の活用、魚沼サンテックスクールそれとの連携を進めてまいりたいと考えています。また、中小企業が地域社会の発展、市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを我々側からもアピールをして、そして小中学生、高校生に対して地元で働くことへの意識づけをまずは行いたい。市内企業の情報提供そして就職説明会などを通じた情報発信などに取り組んでいきたい。先ほど議員から、若者が帰ってこられる、そして居続けられるという話が出ました。まずは地元の高校生、中学生もそうでしょうか、これらの皆さんが地元の就職を考えるということが一番先に頭に浮かぶような、そういうふうこれからしていきたいという意気込みであります。

将来的にはUターン就職を選択していただけるように、市内企業を含めた南魚沼市をアピールする新しいアイデアを生み出すための話し合いのイベント等の開催。イベントだけでは

なくて、例の市長みずからが出かけていき、ここから出ていった子供たちに呼びかける。これには今、何回も、ここでちょっと話をしていますが、地元の企業の皆さんと毎日のようにいろいろな方々とお会いしております。その中でこういう施策を進めたいという話をしていると、本当に多くの企業の皆さんから、では一緒に行こうという話をいただいている。本当に心強いところです。条例が先ではなく、我々の行動が先だという意味を持って頑張っているところであります。

そして、先ほど言った高校生、中学生に職業意識を持ってもらう。地元の企業をきちんと把握してもらうことに対して、これは既に県内でこの間、新聞にも出ていましたが、ある建設業界のその市の皆さんが出張授業といいますか、自分たちの仕事の誇りそういったものを子供たちにきちんと伝えるということは今始めている。まさにこういうことを我が市でも進めていきたい。これにはできればその年ごろの皆さん、10代半ば、例えば高校を卒業する――まあ、10代の皆さんですね。その皆さんと年齢の近い、既に企業で働いている自分のお兄さんやお姉さんぐらいの、第一線に立って活躍しているそういう皆さんにこそ行っていただいて、自分の少し下の年の皆さんに伝えてもらう。また、伝えてもらう側は自分もすぐ手の届く年齢の皆さんが、そうやって活躍をしていると。こういうことを見るということ、聞いたりするということが、非常に重要なことだと思っています。これは出ていく、出張就職説明会にもそういう皆さんからぜひ参加してほしいという話を、各企業の社長さん方にはお伝えしているところであります。

雇用の促進につきましては、有効求人倍率の高さ、これもたびたびこの席から話をさせていただいています。有効求職者数の減少、求人と求職のミスマッチなど、さまざまな課題があります。しかし、行政だけでこれらを解消することは当然難しいわけでありまして、市内の産業がより活性化し、市内で就職する方が増えるように、先に申し上げました施策を組み合わせまして、それこそ若者が帰って来られるまちづくりの実現に向けて頑張りたいと思っています。以上であります。

○副 議 長 腰越晃君。

○腰越 晃君 1 中小企業者等振興基本条例の制定と今後の展開について

答弁をいただきました。非常に多項目にわたって、項目数も多かったのですが答弁をいただきました。京都市に、何だったか……。施設の名称をちょっと失念してしまったのですが、そこに行くときさまざまな職業、コンビニから始まって銀行であるとかいろいろな商店であるとか、そういった疑似店舗があったりします。そこで子供たち――小学生が行くわけですが、そこでいろいろな仕事のことであるとか社会のことであるとか、あるいは自分の将来の生活であるとかそうしたことを考える場所、そういう勉強ができる場所があるのです。そういったものがこの市内にでもあればいいなと考えたことがありました。今の答弁を伺っていて、やはりそうしたことをより積極的に市長は行おうとしているのだなという印象を受けました。

そこで、多くの項目について答弁をいただいたわけですが、非常に重要な点という

のは、小学校、中学校、高校生、こうしたこれから社会に出て働いていく、そういう方々にどのように地元で働くということの重要性、すばらしさ、それを学んでもらうか。そのポイントというのが一番重要ではないかなと私も考えているわけです。中学校で、例えば特定の企業であるとか、そういうところにもちょっと見学に行くとか、あるいは勉強、実際に働いてみるとかというそういった授業を総合学習等でやられているかと思えますし、一定の成果はあろうかなと思って、考えています。

実際の企業とその仲立ちとなる行政、教育委員会はどんどん前に出て行って行動すると。今の市長の答弁にもありましたけれども、それが本当に重要ではないかと考えています。それのところをしっかりと進めていっていただきたいとそうように思います。もし、市長の頭の中にあるまた新たな構想があれば、お伺いをしたいと思います。

それから、持ち上げる意味で言っているわけではないのですけれども、この地を出て例えば首都圏であるとか、そういうところで勉強されている方々、あるいは実際に就職をされて働いている方々、そういう方々へのアプローチ。今、答弁の中にもありましたけれども、これはトップである市長、それから各業界の方々が積極的に出て行って、ふるさと南魚沼への就職をきちんとお願いをする。あるいはPRをする。そうした中でまたこの地域で何が欠けているのかということも見えてくるかと思えます。そういった意味では、非常に重要なものでないかなと思います。それのところを本当に定期的にやれるような展開を図っていくべきと考えますけれども、市長はそういった思いがあるのか、お伺いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 中小企業者等振興基本条例の制定と今後の展開について

まさに定期的にやることになるのだと思うんですね。まずは一番今回市長にならせてもらってから、ここでも1回言ったかどうか。新しい職員さん、平成28年度採用の職員、42人の皆さん全部に集まっていた。三日間に分けてそれぞれ十何人かずつ、いろいろな話をしました。その中でこの職場を選んだ、選ぶに当たってというような話にも及ぶわけです。そういう話をお互いにやっていく中で、まずは今言った、これからやろうとしている方向性は、皆さんが非常に共感をしてくれました。

そして、私が聞いてやはり驚いたのは、そういうことをやるというこちらが話をする前に、ここを選んだ理由ということを言うわけです。その中で残念なことがあったという話がありました。やはり南魚沼、ここだけに限らないのですけれども、就職活動、そういう相談会に行ったときに自分のふるさとがなかった。来ていなかったということです。これは新潟における、例えば新潟大学もそうです。そして関東、ほかの学校も皆さん等しくそういうことでした。要するにこれまでその一步が踏み出せなかったということだと思います。この一步を踏み出すことが非常に重要だと思いました。

それは市長、すごくいいです、という話を若い職員が言ってくれました。例えばその若い職員もそういうところに連れていくと言ったらおこがましいでしょうか。行っていただいて、みずからの今の職種の誇りとかを語ってもらうといいなと思ったりします。

そういう一つ一つのやることが、全て定期的になってくる。まず、第一の始まりは、議会の皆さんにお礼を述べなければいけないのですけれども、今回、朝9時半から始まるこの議会の時間をずらしていただいて、私のわがままを聞いていただいた。高校の卒業式にはどうしても出たい。そして、そこにみずからの肉声で、やはり第一歩の、皆さんできれば帰ってきてくださいという話をさせてもらった。新聞にも取り上げられました。こういう1つずつ。実はメール等を通じて若い子供たちから私のところに、そういうお礼といたしますか、市長よかったですよという話が来て、本当にうれしかった。そういう一つ一つがこれから当然、来年も皆さんにお願いをして、出ていく人、そして今学んでいる中学生や高校生が出ていくこと。全てが不定期ですけれども、きちんとそういうことがやられていくということを目指していけば大きな変化が生まれてくるのではないかと。

例えばふるさと納税にこれから取り組むわけです。そこには箱に品物が入っていくわけがあります。その中には全国不特定多数の皆さんに、我が市のいろいろな情報を入れ込むことができます。紙ベースとかいろいろなことですね。そこからは例えば転じて映像を見るように仕向けていくこともできるでしょう。そういったこと一つ一つが全てのチャンスを生かしてやっていくということが、非常にこういう我々の姿勢を拡散していく、拡大していくことになると思っています。そういうふるさと納税の箱の中身も、いろいろなことが利用できると思っておりますので、いいのではないかと思っているところです。

○副 議 長 腰越晃君。

○腰越 晃君 1 中小企業者等振興基本条例の制定と今後の展開について

人材育成については了解しました。今、答弁の中でふるさと納税という話が出ました。返礼品として贈る箱の中には、例えば言えば、南魚沼産コシヒカリであるとか、それだけではないよ。もっとほかにもいろいろなものを詰めることができるのだよという、その考え方は非常に私も共感するものであります。映像のみならず、あすにつながるもの、あすの南魚沼市の産業がつくり出すもの、こういったものが入っていけばいいのではないかな、ということですけども。

金のなる木、あるいはスター。やはり企業を支援し、業を起す環境あるいは創業、そうしたものの環境を整備していても、1回目の質問でも申し上げましたように、それを実際に進めていく主体は企業であります。企業が金のなる木、これは製品ですね。1つの商品であろうし、サービスのもの、あるいは観光産業での売り物、そういうものもあるかもしれません。金のなる木を生み出すということは、非常に重要な要素であります。

ふるさと納税に関して言えば、ふるさと納税の景品の中にそうしたものをどのようにあすのスター、あすのお金のなる木を詰め込んでいくのかということのも、1つの産業支援の市としての大きなテーマであろうと思うわけです。今ちょうどふるさと納税を例に話しましたがけれども、やはりそうした企業の活力といたしますか、新しいものを生み出す、外貨を稼ぐものを生み出す、さらに付加価値をどんどんつけていくものを生み出してくるという、そういうところをどのように支援できるかというのは、これまた行政は非常に難しいと、正直言って思

います。

ふるさと納税を使うというのは非常にいい方法であろうかと思っています。そうしたところで市長のあの考え——もう少しその箱の中身について、ふるさと納税景品の箱の中身——中身という言い方はよろしいでしょうか。それとも次の、今コシヒカリがそうであるなら、あるいは八色スイカがそうであるなら、それに続くものをどんどん出していくということで、どのような支援ができるのかということ。ふるさと納税も一つの手段であろうと思います。そうした考えがあればお聞きしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 中小企業者等振興基本条例の制定と今後の展開について

ちょっと……（「ちょっとわかりにくいかな」と叫ぶ者あり）あれですけれども、1つ例を言いますと、今、市長になりまして、本当に毎日のように企業の方がお訪ねくださるのです。例えばお試しサテライトオフィスに非常に興味を持っている、本当にいろいろな人が来ます。この間来た方は、アメリカでもう既に創業されている方で、携帯のアプリを使って生活習慣病を防ぐための、その人の実態、そこからこれを使って毎日のチェック、それからトレーニングですね、コーチングと言っていましたか。そういったことをもう既にやっている方が、日本の拠点を置きたいということでここに来て、例えばいろいろな話がありました。

ある企業では米を使ったプラスチックをつくろう。これをバイオマスプラスチックと言って、もう実用化をする段階。見ると本当にプラスチックなんですね。これを今いつも持ち歩いていろいろな会で私がしゃべっているのですが、三条工業製品を売り込むために、三条市長がポケットに爪切りを入れて歩いてたという。もしもなったら、私はそのプラスチックを今度持って歩きたいなど。その成分の7割ぐらいが米でできている。そして土に帰っていく、安全性のイメージ。これらを実は日本の大手のおもちゃメーカーさんとか、さまざまところから、例えばプラスチックですのでトレイとかいろいろあります。食品に使うものもあります。こういったものに実用化をもう図っていこうということで研究されています。

この南魚沼には全然縁もゆかりもない、政府のそういう資金を得て研究をされた人たちが起業ですね。これがその工場を南魚沼に置きたいというようなお話向き。まだこれからどうなるかちょっとわかりませんが、それが近い時期にどうしてもやりたいという話を、意気込みを持ってきてくれました。本当にうれしかったですね。例えばそういうものへのどういう支援ができるのかとか、当然起業活動ですので、我々にやれる限界はあると思いますが、非常に将来性があるものかもしれないし、まいた種がどう出てくるかということになると思います。

そういったことを見極めながら、やはり行政もこれまでのようなできないことばかり言わないで、これなら支援ができるとか、そういう視点を持ってやっていくことだと私は思っています。箱の中に詰められるかどうかまではちょっとわかりませんが、そういうこと。

例えばある果物をお一人でやっている、非常に有名になってきました。雪国——そういう果物ですね。例えばこういうことも、我々がそういうことに行政がやる、ふるさと納税の部

分でお手伝いをすれば、これからどういうふうな発展性があるかということも含めて。キノコもありますし、スイカもあります。当然いろいろあるわけですが、そういうことが私は望まれる姿だろうと思っています。この中にいろいろなものが入り込むことを夢見て頑張りたいと思います。

○副 議 長 腰越晃君。

○腰越 晃君 1 中小企業者等振興基本条例の制定と今後の展開について

ふるさと納税の景品の箱の中に何が入るかという、1つの例でいろいろと答弁をいただきました。これは私の考えですけれども、ITパークであるとか、あるいはCCRC、国際大学、移住・定住促進こうしたものは、実は道具なんですよね。道具なんです。本当に地域発展だとか産業振興を図っていくためには、やはり主役が何であるかというのが重要だと思いますので、そうしたお考えのもとに積極的にさまざまなものを掘り起こす、つくり出す、それをPRするというで頑張ってくださいたいと、そのように希望します。

2 生涯学習環境の充実について

1番の質問を終わりました、2番の質問に入ります。生涯学習環境の充実についてという、これは後期教育基本計画に示された「学びの郷南魚沼プラン」これに関する質問でございます。強靱な市民社会、少子化・人口減少という傾向の社会の中で、強い地域社会というのはどういうものかと考えた場合には、やはり人材の育成であり、人材の強化であります。このためにどの世代でも学ぶことのできる生涯学習の充実、これは喫緊の課題でもあらうと考えております。

初日に16番議員が質問の中で言われた、教育とは自立をするための支えである、ということだと思います。対象は全年齢であります。そうした意味において、生涯学習をしっかりと事業をスタートさせ、定着し充実していくことは、この地域に生きる一人一人の市民にとって非常に重要な課題であらうと捉えております。まずはこの実現に向けた考えと、今後の進め方についてお伺いをいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 生涯学習環境の充実について

腰越議員の2つ目の質問であります、生涯学習環境の充実ということでもあります。口頭のほうではあまり言葉は出てきませんでしたが、「学びの郷南魚沼プラン」通告にはありましたので、その辺のところから話を始めさせていただきます。学びの郷南魚沼プラン、これは市民が主役となり、次世代へとつながる持続可能な平和で豊かなまちづくりを目指すというものであります。

このプランの表題といいますか、テーマ、プランを作成されている皆さんが本当に時間をかけていろいろなことを話し合った末に、こういうテーマになっています。「学びあい、教えあい、伝えあい、そして輝く、わたしと地域」と。言ってしまうとこういう短いフレーズですけれども、非常にそこまでには議論を尽くされてこの名前をつけてきた。本当にありがたいと思っています。

これを基本理念としまして、一貫性のある市民主導の生涯学習・社会教育システムを構築すること、市内及び近隣で完結する学習環境整備を進めること、市民みずからが望む事業を行政と一体となり企画・運営する、市民の側に非常に自発的なのですね、そういうことを求めていると。そして、連携協働型生涯学習・社会教育への転換を目的とするこういうプランであります。

このプランの実現に向けて来年度から社会教育課生涯学習班の担当を1名増員いたしまして、検討委員会を立ち上げさせていただき、平成30年度からの本格実施に向けた準備を新年度で詰めて行っていくと考えであります。

先ほどから言っている、市民が主体となり新しいプログラムを実行できるような仕組み・支援体制を構築して、市民カレッジなど市民の多様な学習活動を計画支援していくためには、コーディネーターまたボランティア指導者などの確保、そしてその皆様の活用、どういうふうにやっていただくかと。やっていっていただく、そういうことが重要であると考えています。来年度から生涯学習指導のボランティアを募り始めまして、ボランティアバンク——ボランティアの皆さんのチームですね、これを創設させていただく。すぐれた専門知識や技能を有しているそういう市民の皆さんはたくさんおられます。今まで私もあまり知らなかった方々にたくさん今回お会いしてまいりました。こういう皆さんからぜひ登録をいただきまして、人材の確保等、活用を図りながら計画を進めていきたい。平成30年度からこれを本格的にスタートさせるということでもあります。

なお、生涯学習センターも非常に今、話題になっています。これらを進める上での中核となる部分であります。この設置場所はまだ確定はしていませんのでけれども、これらのボランティアの皆さんを活用した組織運営として、小学校統合による空き校舎の利用とか、または旧図書館の空きスペースの活用など、これらを視野に入れて具体的な設置を目指して、新年度いろいろなところを考えながら進んでいきたいという思いであります。

○副 議 長 腰越晃君。

○腰越 晃君 2 生涯学習環境の充実について

概要について説明をいただきました。今の答弁を伺った中でまた1つ、2つ質問をさせていただきたいと思います。最初の質問で申し上げたように、少子化・人口減少が続いていく中では、一人一人の市民というのが、重要な私たちにとっては地域を支えていく資源であります。そういった考え方が根本にないとだめだと思います。この事業は続かないと思っています。

そうした一人一人、どの年齢層にある方々に対しても、これも16番議員の言葉を借りれば、やはり自立なんですね。それぞれの年代でしっかりと自立をした日々の生活を送ってほしい。一言で申し上げれば、学校で一生懸命勉強しなさいね。学校を出たらしっかりと働きなさいね。そして結婚をし家庭を持ち、子供をつくりしっかりと育て上げる。当然仕事をしながら、この次のステップというのは地域社会の貢献であります。いろいろな地域社会の役割を担うということもあります。そうした一人一人の人材が本当に大事だという時代に入っているという

ことを認識してこれにしかかかっていかないと——そういう意識が重要だなと考えているわけです。それは今の答弁で十分にあると認識をしました。

今度は今、生涯学習センターの設置場所という話もあったので、ちょっと質問が前後してしまうかもしれませんが、それについて自分の考えを申し上げます。生涯学習課、また今年度新たに設置される生涯スポーツ課、こうしたところとしっかり連携をとっていかねばならないと思います。そういう中では、これは市民会館に社会教育部門を集中させるとしたら、その中で近くですぐにでもお互いに対応連携できるようなポジションに置くのが正解であろうかと思うのです。

そういうところについて小学校の空き校舎という話もありましたけれども、実際の教育というのはそういう場面がいいときもあるかもしれませんが、やはり基本的にはそういった関連部署が連携して、ともに考え、ともにプランを練り、やった後、ともにしっかりと反省をし次に生かすという、そういう日々の連携作業が重要になると思います。そうした意味で今ほどありました、はっきり言えば市民会館の旧図書館空きスペースこれがベストかなと思っているわけですが、そここのところの考えについてももう少し、空き校舎という内容もありましたけれども、市長の考えについてちょっとお伺いしてみたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 生涯学習環境の充実について

これも含めて、今ほど言われた小学校の空きスペース、空き校舎の利用や、先ほど言った旧図書館のスペースを例えば使う。それらも含めて今、検討をしているということでありまして、ご意見は承りました。検討を加えていくということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。趣旨はよくわかります。

○副 議 長 腰越晃君。

○腰越 晃君 2 生涯学習環境の充実について

答弁の中には市民カレッジ出てきましたけれども、大きく年代を分けて、およそ小学生・中学生対象、子どもたんけん南魚沼、これはある意味 10 代の市民、子供たちと言ったほうがいかもかもしれません。あと、大人現役世代については市民カレッジ、それから高齢者に対しては幸齢義塾という世代ごとに 3 つに分けたいわゆる生涯学習の区分をつけ、さまざまな教育プログラムを実践していこうという考えです。

質問で言ったと思いますけれども、各世代間における教育の課題というのは違いますし、同時に——またあの言葉を使いますけれども、人口減少・少子化という中において、あと核家族化の進展、ひとり親がどんどん増えているという状況の中では、世代間の融合というのが最も重要な課題なのです。そうしたところで 3 つに分けたものとそれぞれの関係性について、ご説明願えればと思います。これは重要なポイントであろうと思いますので、お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 生涯学習環境の充実について

私もこの会議等には出ささせていただいて意見交換をしたのですけれども、わかっているつもりですが、これは教育部のほうから答えてもらいますので、よろしく願いいたします。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 生涯学習環境の充実について

それではお答えします。世代間、子供「たんけん南魚沼」、大人「市民カレッジ」、高齢者「幸齢義塾」ということで、3つの分野に分けて今進めております。ただ、これについてはあるときは分けてわかりやすく、あるときはそれが統合して世代全部の生涯学習をやるということがこのプランの計画であります。そして、今ほどの図書館になるのか、空き校舎になるのか、中核の場所をつくるのですけれども、考え方としては市内全域、例えば総合支援学校が市内全域をキャンパスとしてという、あれに学びながらこの生涯学習「学びの郷南魚沼プラン」を進めてまいりたいと思っています。

例えば浦佐地区ではグローブクラブというところで、国際大学と連携しながら既にそういう芽が起きております。それと六日町地区では図書館とセットで、ここにいる永井議員が中心になって「南魚沼義塾」という芽も起きております。そして、塩沢では牧之通りであそこの婦人たちがパッチワークだとかいろいろ芽が出ておりますもので、そういう既に起きている芽を活用しながら、今言った今年1年間かけてさらにこのプランを練り上げて、平成30年から実施できるようにしてまいりたいというふうに思っております。

○副 議 長 腰越晃君。

○腰越 晃君 2 生涯学習環境の充実について

本件について最後の質問になると思えますけれども、今ほど教育長より答弁をいただきました。各地区で生涯学習をされていく一つ一つの芽が出てきているというお話を伺いました。それを出発点として期待をするのは、それが人生の各ステージ、例えば都会からこちらに移っていただいて新規に就農していただいた。農業生産法人であるとか、あるいは農業を営む方々から米や野菜のつくり方を教えていただいた。しかし、それを売るにはどうしたらいいのだろう。あるいはそれを起業化していくにはどうしたらいいのだろう。これは1つの例でありますけれども、恐らく各年齢層においては、さまざまな仕事や自分の日々の生活や、そうしたいろいろなことに関して学びたいという欲求、あるいは必要性は多くあると思っています。

そうしたことに一気に応えることはできないでしょうけれども、何度も質問で申し上げましたように、そうした自立、生きる力、これをしっかり支える生涯学習であってほしいと、そのように願っております。その点について最後にお伺いをしたいと思います。そうした生涯学習に育てていくという考えがおありなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 生涯学習環境の充実について

そういう考えがあるがゆえに、今この事業を進めていこうということでもあります。まずはこちら側から、こういったもの、こういったものという今までのような形ではなく、最初の

答弁から言っているように、市民主体の市民の側からの自発的な声によって、そういういろいろなプログラムができ上がっていくという、新しい展開になるということで、一生懸命、一緒になって頑張ろうということでもあります。以上です。

○副 議 長 質問順位 16 番、議席番号 25 番・若井達男君。

○若井達男君 通告に従いまして一般質問を行います。

新ごみ処理施設建設問題を問う

通告には新ごみ処理施設建設問題を問うということで通告してあります。内容的には大きく分けて4つほどになっております。建設用地の決定はいかにということと、処理、燃焼方式と建設プラントメーカーの選定はいかにと、また、建設に向けた今後のフローはいかにと。最終処分場の現状と今後ということですが、これはちょっと私のほうでもう少し頭をつければよかったのですが、梶形山最終処分場ということでございます。その処分場の現状と今後を伺うということで通告してあります。

平成 27 年 2 月 3 日、これが新ごみ処理施設建設に向けたスタートだと言えます。魚沼市、南魚沼市、湯沢町の 2 市 1 町で、この日に基本協定が合意され調印されております。そこからのスタートで、その後早速にも 7 月には新ごみ処理施設検討委員会が設置され、今日まで至っているわけですが、その過程で当然のことながら最初の段階で、基本協定がこれはそれぞれが確認された上で協定となっております。この基本協定についても、これらは 18 番議員で建設用地の問題を含めた中で市長のほうから答弁が出ておりますが、改めて私のほうからもこれについて伺うところでございます。

基本協定の中とするとところには、まずはこの地域については、今ほど申し上げました 2 市 1 町の全域ということになっております。そして、処理能力については、可燃ごみにつきましては、1 日 150 トンということになっておりますし、不燃ごみにつきましては、日 13 トンというのが基本協定の中で決まっております。基本協定はほかにもそれぞれ協議されていることがあるわけですが、その中において資源ごみ処理施設については、今後の検討だというふうになっておるわけです。

先ほど申し上げましたように、まずもってこの建設用地、これについては検討委員会のほうで検討した結果、平成 27 年、一昨年 10 月 15 日号のお知らせ、これにて公募をする。それぞれの 2 市 1 町内において候補地については手挙げをやってくださいと。ただし、それについては、その行政区内、また隣接地の同意を得た上でやってくださいということで、これが平成 27 年の 11 月 1 日から去年の 4 月 30 日までということでございます。

そして、いま一度この公募は途中で、平成 28 年 4 月 1 日の市報、お知らせではございません。市報にて 4 月 30 日までですが、ひとつ手挙げをしてくださいということで締め切られたわけですが、結果について、この中には 3 地区が手挙げをやっております。この 3 地区との中の経過をひとつ市長のほうからご答弁をいただきたいと思っております。

これは公募によりということですが、ただ、決定ということではありません。この手挙げをされた中から同意が得られたものについて、まさにそれに基づきまして、平地として 80 メ

一トール掛ける 120 メートル、これは焼却施設そのものをつくる入れ物としたときには、平地としてこれだけが必要です。そういったことも入っているわけですが、この手挙げの中にそれらには適しておったかどうかと、その辺もひとつ含めてお願いをいたします。

次に処理、燃焼方式ということと、建設プラントメーカーの選定についてはいかに、ということでも2番目に通告してありますが、処理方式、燃焼方式によってプラントメーカーは、はっきり言って決定してくる。今、使っておる川崎技研のプラントのときもそうでしたが、それによってもうこれは決定してくると、そのように私は考えておるところです。これについては検討中であるということにはなっていますが、検討中であるとは言いながら、一番の重要な課題だと思っております。

昨年の前市長の時代、6月議会でタービンの故障が——故障というよりもこれなんか話にならない。故障で済まない、ひびが入って割れておるといふ、そういったことがあったものですから、このときに今現在の焼却炉問題について何うと言った中に、この可燃ごみ処理施設の機種選定は正しかったとは言えないということ、前市長は申し上げております。

そしてこれは広域連合でやってきました。私たちは今はこの議会、南魚沼市議会でやっておりますけれども、方法から始まって選定までの中には、旧町時代——湯沢、塩沢、六日町、大和、ここからそれぞれ議員の中から7名の議員が選出されて、広域連合議会、その前段は一部事務組合です。そこで広域連合の中に福祉保健部、あと総務委員福祉保健委員会、消防委員会そして総務委員会と、その中の環境福祉委員会で検討され、広域連合議会でこれは研究に研究を重ねた結果が今の川崎技研の炉となっております。が、やはりこれだけやっても先ほど申し上げましたように、川崎技研の炉については正しい機種選定とは言えないということ、はっきりと前市長は述べられておるわけですので、これらについての考え方をひとつ聞かせていただければというふうに思っております。

あとその次ですが、当然のことながらそういうものを段々と積み上げていった中に、1つ絶対的と言っていいほど、これは基本工程の中にフローこれが必要になってくるわけです。しかしながら、これは今ほど申し上げました、まず第一弾として用地の決定が平成28年度は無理だということが、おとといの市長答弁の中から出ております。しかしながら、この募集をかけたときに、手挙げ方式であってもそれがだめとしても、平成28年度中にこれは決定するのだと、候補地を決定するのだということが公募条件の中に入っております。平成28年度と言ってもあと20日余りありますけれども、しかしながらこれは土台無理なことであって、これは平成29年度になるわけですが、しかし、それをしたときに、あとの基本項目そういったものをどういったふうに進めていくか、これまた大切なことになっております。

そして、場所が決定になったときに、これまた一つ大事なことです。環境調査なのです。環境調査をかけなくてはいけないのです。しかしながら、これまたあまりいい話ではありません。あまりなんてものではなく全くいい話ではないのですが、今の川崎技研の建設については、その前身は昭和58年から日立造船のメーカーでこれをやっておったのです。それを新しくしようと、では環境調査をしようと。これがとんでもないことが出てきたのです。この地域に

生息しないチョウがいた。どこからこんなことが出てくるのですか。そういったことがあったものですから、これはおかしいと。これは新聞にも出ましたよ、どういふのだと。調べた結果が、まるでどこかの調査の結果をそっくり広域連合に出してきた。いや本当ですよ。聞けば笑い話にもなりますけれども、しかし、こういうことが現実にあったのです。

そういったことなものですから、あわせて環境調査もやらなければならない。基本設計なんか当然のことです。そういったことがこれからスケジュール的に、おのおのスケジュールですね。多々あるわけですが、その辺がもう崩れているのです。そうした中をこれから先、どういった形でこの計画を進めていくか。当然のことながら検討委員会のほうで新たにこれは練り直し、作成し直ししなければならないと考えております。ひとつそれについても市長のお考えを伺います。

そして最後になりますが、榊形山最終処分場の現状と今後はどうだということで通告しておきましたが、これも今大変四苦八苦している。用地の問題と同じように、平成25年で今までの利用期間が、地元の関係5行政区との期間が切れたのです。当然切れる前にこれは協議しなければいけない。そういうことで関係行政区——これは小栗山を行政区主体として、思川それから片田あと両竹俣だと思いますが、この5行政区との間で協議をされて、ないというわけにはならないし、今まで思った以上にリサイクル残渣の質がよかった。そして量も出なかったということで、これが15年の契約でやったのが、2年半から3年でいっぱいになるでしょうということでスタートしていますね。15年ですので平成10年ぐらいのスタートだったのでしょうか、そういうことでスタートしておりました。

今、申し上げたように幸いなことにリサイクルの残渣、質もよかった、量も出なかったということで、あそこには6棟、6スパンがあるのです。そのうちの1個がちょうどその時点で埋め立てをして満タンになったと。あと5個あるうちのもう1つをとにかくお願いしたい。しかし、そんなことをすると次から次になるものですから、ただそれだけではだめだということで、10年以内、10年までと。平成25年9月1日から10年まで。もしくは今ナンバー2の棟が埋まった時点で終了すると。そういったことの約束の中に進められてきて、今現在使用されているわけですが、今現在の使用状況、そしてあわせて今ほど申し上げましたいっぱいになった、もしくは10年が来た。その先をやはりこれは検討しておかなくてはならない、今と同じ。

新潟県の出雲崎の県の最終処分場、あそのプラントもいっぱいになるのが目に見えておる。そのときは上越市のほうに、あそこで大丈夫ですということがあったのです。ところが、いざその時点になったら、上越市のほうは賛同が得られなかった。白紙になった。そういうことで今ある現在のプラントを拡張して、新潟県の最終処分場となっているのです。そういうことなものですから、一住民に負担ということではなく、榊形山の最終処分場としてもこの先を考えていかなくてはならないというふうに思いますが、市長の所見を伺います。壇上からの質問は以上で終わります。

○副 議 長 若井達男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 若井議員の質問にお答えしてまいります。

新ごみ処理施設建設問題を問う

新ごみ処理施設建設の問題を問うということでもあります。まず、1番目の用地の決定はいかんということでもあります。きょうの新潟日報の朝刊にも書いていただいています、決定ならず。あとはこれから述べる方向性の話をさせてもらいたいと思います。

新ごみ処理施設建設候補地の公募にかかります検討結果につきましては、ここでお話をさせてもらったり、岡村議員のときにもお話をさせていただいたとおりでありますが、応募のありました、手を挙げてくださった3つの行政区とも、近隣の行政区の同意が得られなかったということから、いずれの行政区も新ごみ処理施設の建設候補地としては適当ではないという結論になったということでもあります。今後は新ごみ処理施設検討委員会でのご意見等も参考に当然しながら、行政主導で候補地を選定する方向で進めてまいります。

私も就任と同時期にこの問題が進んでまいりまして、なかなかわからない点も多かった。この経過につきましては、私の答弁の後、担当部のほうから答えさせていただきます。いずれにしても行政主導ということではありますが、岡村議員の答弁でも申し上げたとおり、ゼロからの出発に近い状態でありますので、私としては今、市長交代のこの時期に自分でも裸になって、いろいろなところへの交渉をきちんとやってまいりたい。きのうも魚沼市長からも心配の声の電話をいただきましたが、我々としてはまずは頑張っただけでございますということで、話をしてきたところであります。

2つ目の処理、燃焼方式と建設プラントメーカーの選定ということでもあります。燃焼方式につきましては、大きく分けてストーカ式、流動床式、そして熔融式の3つがあるということでもあります。検討を行っているところであります。昨年9月には新ごみ処理施設の検討委員会を含め、プラントメーカーの4社によりまして最近の処理施設の燃焼方式、発注方法等についてのプレゼンテーションを受けまして、検討の参考にしているところという状況であります。

今後の検討結果につきましても、この委員会に諮った上で議会の皆さんに報告していくということでもあります。機種選定の部分で前市長の発言の話を若井さんから今いただきました。その後のいろいろな事故とか故障、これらにつきましてはやはり大変なことであったと思ひまして、おっしゃるとおり機種の選定につきましては、本当に慎重かつまた詳細な検討を加えて決めていかなければならないと思っているところであります。これにつきましても担当部のほうから現状をお話しさせていただきますので、よろしく申し上げます。

3番目の建設に向けた今後のフローということでもあります。建設に向けまして、まずは建設候補地の選定をもう最優先といたしますが、そのほかにも先ほど話がありました、環境調査等いろいろなことが待っているのだということでもあります。立ち遅れている状況というのはもう免れません。これからどうしていくかということになりますが、まずは最重要課題である候補地の選定に懸命に取り組んでまいりたいと思っているところであります。その上で

また燃焼方式、施設の規模等についての検討、これは当然遅れている分、進めながらということになるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

発注方式については、最近の新しいものがあるそうで、設計・施工・運転管理まで一括して民間で行うというやり方、DBO方式——デザイン・ビルド・オペレートの略だそうですが、DBO方式が今、全国のこの手の建設につきましても、この方式の採用は増加傾向にある。従来の公設民営方式も含めてでありますけれども、これら新しいやり方についてもあわせて検討していくということにしております。

4つ目の最終処分場の現状と今後という話であります。梶形山の最終処分場につきましても、梶形山以外にも現在市内に宮、清水、新堀新田があります。全部で4か所。いずれも継続して適正な管理を行っているというふうに思っております。この中で現在も最終処分を行っているのが、議員おっしゃっている梶形山であります。現在でも最終処分を行っている場所。地元の皆さんとの協定がありまして、議員から先ほどおっしゃっていただきました、平成35年まで、または現在埋め立て中の2号穴の埋め立てが完了するまで——要するに平成35年まで、もう1つは2号穴が完了するまで、このいずれかの早い時期とするというふうに地元との協定がなっております。

また、搬入可能なものについても焼却灰などは除くということ、こういう制限があります。要するに平成35年までは受け入れが可能と私どもは考えている。この根拠ですが、小栗山などの5地区と協定を締結しております。平成27年末における残余率ですね。あとどのぐらいスペースがあるのかということですが、61.3%。年約436立法程度の埋め立てのため、現在のペースでは平成35年度末でも14%程度の残が見込まれると。今の推移からいきますとそういうことになるということでありまして、先ほど言った2号穴の埋め立てが完了することよりも、最初に言っている平成35年までということになるかと思ひます。

その後の処理につきましても現在検討中ではありますが、将来的には今後も継続して発生する廃棄物の最終処分場を、市内または2市1町のうちで建設することも含めて検討が必要だと考えております。しかし、当面新ごみ処理施設の建設を優先するという我々の至上命題が今あるわけでありまして、このためにもしもの、それを最優先させていただくために県外などへの処理の委託これらも行わざるを得ない。そういう状況というのが実際のところでありまして、以上、最初の答弁とさせていただきます。

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 新ごみ処理施設建設問題を問う

では第1点目のご質問の、用地の選定の経過ということでありまして、これは所管の社会厚生委員会の方には選定の概要版、あるいは詳細な選定結果表をお渡しして報告申し上げたところでありまして、議員のご質問の面積的な要件でありますとか、あとはそのほかさまざまな要件につきましても、全て評価を行って点数化して出しております。その点については詳細な資料をお渡ししたいと思ひますけれども、結果として最終的に近隣同意が得られなかったということ、この1点であります。どの3地区につきましても、公募の要件としましては

近隣の同意が見込めることという程度の要件でありまして、全く見込めないところに手を挙げてもらっても困るのですけれども、はっきり言うと爪印まで押された確認書があつての上の応募ではなかったわけでありまして。具体的な話、最終的な詰めの話は手を挙げてからの交渉になったわけでありまして、最初の詰めの段階で3地区とも全面同意が得られなかったということで、最終的には全ての3地区については適当でないという結論に至ったわけでありまして。その点は市長が申し上げたとおりでありまして、その経緯等につきましてはそういう事情であります。

それから、プラントメーカーとの選定の関係ですけれども、市長が申しあげましたように、学習会を去年行ったところであります。今の溶融炉の選定についてもさまざま問題があつたということは、私もよくよく聞かされておりますし、議員からもご指摘をいろいろいただいているところであります。二度とそういうことがないように、最新鋭で最も効率的で何よりもこの地域に合ったもの、それを選定していくということが必要だろうと思ひます。それは2市1町の知恵を絞って、我々として考え得る最良のものを専門家の意見も入れながら検討してまいりたいと思ひております。

今後のフローでありますけれども、やはり1年は——平成28年度で決定ができなかつたことについては1年延びてしまったということでありまして。今後全ての工程計画を見直すべきときなのかどうかということについては、今、作業部会のほうで検討しております。1年目が頓挫をしたということでありまして、これが何らかの形で取り返しがきくのかどうか。あるいはその後、平成36年、37年という数字になっていくのか。まだそこまで詰めた議論をしておりません。今後の検討になろうかと思ひます。以上であります。

○副 議 長 若井達男君。

○若井達男君 新ごみ処理施設建設問題を問う

それでは1番のほうからちょっと再質問をさせていただきます。まず検討委員会についてですが、市長、これは11名のメンバーだと思ひますが、検討委員会の委員のメンバーは公表されておりますか。それともまだされていないか。最初それについてお伺ひします。

○副 議 長 答弁をお願いします。

市長。

○市 長 新ごみ処理施設建設問題を問う

公表されていると思ひますが、それでちょっと確認してました。担当部長のほうから答えさせます。

〔「委員長に出した」「委員会といつても議員諸はわからない。だから俺は聞いているのだ。委員会だけの問題ではない」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 新ごみ処理施設建設問題を問う

私もそのときの経過がわかりませんが、所管の委員会には報告を出しているはずであります。ただ、ウェブサイトには議事録は出しているのですけれども、それぞれの誰が言っ

たというのは消してありますので、名簿は公表という段階には至っていない。公表していないということになっています。

○副 議 長 若井達男君。

○若井達男君 新ごみ処理施設建設問題を問う

なかなかそれぞれの委員会の氏名とかそういったことになると、ぺたっときゅっと閉まってしまう。一番私たちの代表である行政区長も今までは出さなかった。自分の区長所という看板を立てても出さないでくれ、出さない。しかしながら、民生委員も農業委員も全て出している。今、報酬審議委員も名簿を出している。私が何でこれを言うかといったら、これはその11名の委員だけの問題ではない。やはり、市全体、市執行部をはじめ我々議会全員、そして市民が、そこに透明度がなければ、きのう、おとといも部長の答弁にあったように、何でだめになったか。これなんかあれですよ、感情論もあるということ。私も全くそうだと思うのです。感情論もあれば、精神論、生理的な問題も。実際中身は置いても、そういう問題が出てきてこれはだめ。

そういうことなものですから、私はこれらもきちんと公表して、一番早い情報は委員のほうへ、それから行政のほうへと、そういう中で私たちは判断を進めていくわけですので。市長どうです、これを私は出せない理由はないと思うのですよ。この新ごみ処理施設の問題については、まさに2市1町の住民全体の問題です。それについていま一度市長のお考えをお聞かせください。

○副 議 長 市長。

○市 長 新ごみ処理施設建設問題を問う

私も出せない理由はないと思います。これまで私はその部分がわからなかったところがありますので、今後はそういう方向でやりたいと思います。ただ、やはり気をつけなければいけないのが、これはほかの委員会でもよく言えることですけれども、誰が何をしゃべったかということが全部わかるというのは、その委員になる皆さんについてもなかなか心理的負担も多いということもあります。そういったときには誰がどういう中身をしゃべったかということは、例えばわからない状態で議事録等の作成もあるとか、そういう配慮はどうしても必要になってくる場面があるかと思いますが、私はどなたが審議をしているかということは公表するべきだと思っています。

○副 議 長 若井達男君。

○若井達男君 新ごみ処理施設建設問題を問う

今の市長の答弁については全くそうだと思います。私たちも誰が何をしゃべったか、そういうことなんかは求めていないのです。これは内容によってはまさに秘密裏のこともあるのです。これは当然のことです。今ほど市長が言われた、ほかの委員会にしてみても当然なことですけれども、そこに委員として携わっている皆さんはこういう方だということは、先ほど申し上げましたように広域連合時代、事務組合時代は28人の議員がやっていたのですよ。そして議長を除いた27人で9人ずつのメンバーで常任委員会をやっていたのですよ。それを

やったものをまた広域連合議会の本会議で話をやっていたのですよ。やはりこういったことは大切だと思いますので、ひとつ聞きたいということではないのですけれども、いつでも公表できるということにしていっていただきたい。これで1のほうはあれですが。

それであと次の2の処理方法、燃焼方法ですが、これは市長のほうから今現在検討中だということでもいいわけなのですが、本当に市長の答弁にありましたように、慎重に慎重を期して。また、前の話で、今の川崎技研のプラントの話で恐縮ですが、あれもプレゼンテーションを最終的に当時11社いただいて、そこからそれを広域の事務方でチェックをくれ、私たちは議会でそれをただしてきた。その結果でもあれだったのです。44億4,000万円、1,500万円の管理費入れて45億円だ。それがああいう形だったものですから、これは様式についても、私は実際のところはこの後、機会があったら様式それから機種については——きょうじゃないですよ——しっかりとまた話をさせてもらおうかとは思っているのですけれども、やはりいま一度熔融方式が必要だと私個人では考えておるのです。

魚沼市は別にしても南魚沼市には、今ほど最終処分場の場所も市長のほうから答弁いただきました。最終処分場にかかる前の埋立地、新堀新田埋立地もその1つですけれども、湯沢町の中子の運動公園にもあるのです。昭和50年の時代に何でも投げ込め、燃やせ、営業施設の布団から何でもあそこで燃やしたり投げ込んでいるのです。そこにできているのが、今、大源太側のほうの——陸上グラウンドにはないのです。しかし、野球場のその下なんかまさにその地域なのです。これは大和町の東地域だってありますよ。

そういうことなものですから、これはいつも私が言っていますけれども、今の新潟市に合併する前の鎧湯クリーンセンター、これは巻町にも大きな埋立地があったのです。それを今の熔融炉——これはメーカーが新日鉄だっと思っています。そこを掘り起こし土で、一般ごみ、可燃ごみを燃やして、間が出たときに掘り起こし土を入れて3年かかってなくしているのです。ひとつ、この機種についてはそういうことなものですから、まず慎重の上に慎重を重ねて、最新式の一番私たちのこの地域に合ったもの。これは基本契約の中でそういったものはうたわれておりますので、それはそれで結構だと思います。

その次にこの後のフローについても、これは答弁いただいていますけれども、この中でやはり私が心配しているのは、部長のほうからありましたが、期間が早まることもあるのです。なくはないのです。しかし、この前の今の川崎技研の話の始まりは、平成9年2月の定例議会で話が始まったのです。つくりかえをしなくてはならないなど。そこから始まって稼働したのが、平成16年4月からですよ。やはり7年間その間がある。そして、広域連合議会での平成9年2月から話が始まって、それから平成13年までに今のような問題を処理して、そして国からの予算がつかますということで県のほうが入って、それで平成13年5月に入札しているのです。今度は建設期間だけでも3年間は見なくてははいけません。それが早く進んで2年半であればそれはいい。またもっと進んで2年でもいい。そう思うわけですので、一つのこれからのフローについても、いち早くきちんと作成されて進んだほうがいいと思っております。

あとその次、最終処分場ですが、これも市長のほうから丁寧なる説明をいただきました。これも一番心配しているところは、これが10年に、平成35年、そのときには次の段階が準備されていなくてはならないのです。その場になってではないのです。そういうことが住民にとってもこれが一番の懸念なんです。そんなことですが、平成29年度からの新たに新ごみ処理施設に向かって、また検討委員会の話は大きいこれは踏ん張って頑張ってもらってはもう間違いはないのです。

そういうことですので、平成35年には供用を開始するという、それまでの間ですが、平成35年というと市長任期もこの1期じゃ足りない、またその後もある。そういうところをひとつそこ辺に向けた市長の意気込みを聞かせていただいて、私のほうの一般質問は終わります。どうですか。

○副議長 市長。

○市長 新ごみ処理施設建設問題を問う

任期の話は別にして、1期完結で頑張ろうという気持ちで頑張っていますので。ただ、この道筋はどうしても早い段階につけなければ、本当に困ることだと思っています。最初の答弁で申し上げたとおり、ゼロから始めるのだというような気持ちで、本当に立ち向かっていきたいと思っておりますので、またこれからもご指導をよろしくお願ひしたいと思います。

○副議長 休憩といたします。再開を14時50分といたします。

[午後2時36分]

○副議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後2時50分]

○副議長 質問順位17番、議席番号15番・小澤実君。

○小澤実君 それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

1 新設のU&Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

林市政による初の予算編成がなされ、新しく2つの課が立ち上がりました。1つは地方創生推進室を課に格上げし、U&Iときめき課として課長以下4名の職員が配属されました。内容的には第1に、市内出身の若者が戻ってくるために必要な施策事業を庁舎内で横断的に実施できることを目的としております。第2に、南魚沼版CCRC構想の中で地域再生推進法人となる一般社団法人南魚沼まちづくり推進機構と連携して、移住・定住・雇用の創出、地域コミュニティ、学校、医療機関との結びつきのパイプ役となること。第3に、ふるさと納税に関する一連の事業の遂行であるというふうに思っております。

2つ目は、教育委員会の教育部に生涯スポーツ課を設置し、課長以下6名体制とし、社会教育課所管業務からスポーツ施設の管理や生涯スポーツに関する事業を分離しました。スポーツ健康都市宣言をして1年半が経過しての生涯スポーツ課設置は、遅いぐらいとも感じております。しかし、平成29年度完成のモンスターパイプ、トレーニングセンターそしてスケートボードパーク、これらはオリンピックに通ずる施設であり、合宿誘致等を踏まえれば、今のスポーツ課の設置が合致しているものというふうに思います。

おとといから 16 番議員、13 番議員、23 番議員、そして先ほどの 20 番議員の質問にもこの 2 つの課についていろいろと話が出ておりますが、改めましてこの 2 課の運営方針と特記できる方策を伺います。以上、壇上より質問といたします。

○副 議 長 小澤実君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 新設の U & I ときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

それでは、小澤議員のご質問に答えさせていただきます。この新設、1 つは格上げになりますが、もう 1 つは分離ということであります。U & I ときめき課と生涯スポーツ課の今後の運営方針、特記できる方策ということであります。それこそ 23 番議員のご質問でも申し上げたとおりであります。今年度、平成 29 年度のことですが、地方創生実行の年と位置づけ地方創生推進室を設置し、地方への新しい人の流れや移住者の持つ能力や経験が地域で発揮できる環境づくりを進めてきております。

先ほど議員からもお話のありました、設立を進めている C C R C 事業に関連する地域再生推進法人は、移住・定住の促進、起業・創業・雇用確保対策をはじめ、地域との連携や医療、教育など幅広い分野での施策事業を、市と連携しながら機動的に進めていただくためのものであります。

まず、ご質問の U & I ときめき課、これはその総括的な窓口であり、私の公約でもあります。若者の地元就職や U ターン、これらを戦略的に働きかける中心の部署と据えてあります。加えて市行政、庁内行政のこのセクションがそれぞれ横断的に、先ほどお話もいただきました、その課だけでできるものではなくて、横断的に加わるものとなりますこれらの事業、加えてふるさと納税の返礼品制度もこの課で担っていただくこととなります。

また、生涯スポーツ課の新設につきましては、大原運動公園の第 1 次の完成、そして我が市のスポーツ健康都市宣言、そして日本体育大学との協定の締結、先ほど議員からもお話をいただきました、スケートボードパークの次年度の完成、モンスターパイプの新設もそうあります。トレーニングセンター、この 4 月 1 日に供用を開始するということですが、これらの事々。また、当市のスポーツに関する環境が大変大きく変わってきている。こういう中で生涯スポーツ課を分離、独立させていくということにいたしました。

先ほど議員もおっしゃっていただきました、これから続いてくるさまざまなスポーツの環境変化。1 つはやはり来年の冬に行われる韓国平昌での冬季オリンピック、そして夏のほうになりますけれども 2020 年の東京オリンピック、そしてさらには平昌オリンピック冬季五輪に続く北京での冬季五輪、アジアで 2 大会連続開催というすばらしい日程が組まれているわけでありまして、これらの中でスポーツによる南魚沼市の魅力の発信をどうしても頑張りたい。そういう意味でのそれぞれの単独化ということでもあります。

スポーツの分野においても攻めの姿勢でやる。要するにこれまでの体育施設の管理とかそういうレベルの話ではなく、戦略性を持った、そういう意識を持った課としても運営させて

いきたい。そういう願いを持って今回のこの課の独立を行いました。

先ほど申し上げました、地域再生推進法人の主な業務をちょっとご説明したいと思います。教育面での一例になりますけれども、市や学校機関と連携した公開講座や講演会の企画や実施、そして市民や移住者への施設利用に関する情報提供、例えばボランティア機会の提供と宣伝広告、募集の実施、移住者などへの生涯学習機会の提供支援、学びの郷南魚沼プランへの協力——先ほど腰越議員にお答えした部分、こういう教育面でも再生推進法人の関与があるということでもあります。

地域資源を活用しましたスポーツ面の施策事業の充実は、当市の今の進めてきているさまざまな事業を考えますと、当市の非常に強みであると思っていまして、移住・定住の可能性を飛躍的にこれらの面からも推進させる、また増幅させることができると考えているところです。アスリートやスポーツ関係者の移住もこれにより期待されるところがある。

実は先般、先月ですけれども、九州の方でありましたが、これらの施設ができ上がるということの中で、ご自分のお子さんをこちらに留学をさせたい。そういう考えがあるので、相談に乗ってもらいたいということで私のところに訪ねてきてくださいました。スノーボードを多分やられる方ですけれども、子供さんで小学生。これらについて学校環境への支援、そしてどういったところに住ませるか。親はなかなか仕事を離れられないという中では、将来的にどういうことがあり得るか。前から思っていたのですが、ここに例えば寄宿舎とかそういうことの中で、恐らく今後そういった系統のオリンピックといいますか、そういうことを目指そうという人たちが、この地に向かってくる人たちが結構な人数がいると想定しています。これらの中で市が果たせるまた役目、これらも考えていく時期が必ず来ると考えているところでもあります。

それら、事業所の例えば誘致にもつながることもあるでしょうし、何よりも移住者が市民と一緒にスポーツを楽しめる環境が整ったまちづくりを進めること。これらがまたひいては健康寿命の増進、きょうはずっと介護の話とかをいろいろやってまいりましたが、これら全てに関連していくことであると私は考えているところです。

U&Iときめき課を中心に各部署のそれこそ庁内連携、加えて官民との連携を強化していく。これは例えばずっと申し上げている、ふるさと納税のことも官と民が一緒になってこれに取り組むわけでありますので、これらを強化し、地方創生の取り組みを進めるための体制を今回整えさせてもらったということでもあります。

議員から先ほどオリンピックのいろいろな合宿の誘致という話が出ました。先般、先週です、ね、ノルウェー大使館を訪問させていただいて、親書を送りたい。どういう手続きが必要だということで、ノルウェー大使さんにいろいろな話を伺ってまいりました。これを我々と関係があるさまざまな国々のところにも同様に伝えさせていただき、またもっと言えば、国際大学を通じて——ここにはたくさんの国からおいでです。こういった皆さんにも我々南魚沼市はつながっていくことができるという中で、この2つの課の果たすべき役割は、私の公約実現のためにどうしても欠かせない重要な部分となっておりますので、ご理解を賜りたい

と思います。

○副 議 長 小澤実君。

○小澤 実君 1 新設のU & Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

それでは、それこそ今回2つの課を立ち上げるに当たり、職員の皆さんの反応と申しますか、市長に対する職員からの意気込みだとか湧いてくるようなものが、市長が提案する部分で大分あったのではないかと思います、その辺の部分の反応といいますか、お聞かせ願えればありがたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 新設のU & Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

U & Iときめき課については、自嘲気味にちょっと申し上げますと、いろいろみんなで考えたのですけれども、名前のつけ方、ふさわしい名前、これについていろいろな議論がありまして、いい、悪いという議論があっただろうと思います。しかし、そのいい、悪いという議論が出てくるのが私はうれしかった。そして、職員の皆さんであります、まずはふるさと納税の返礼品制度に取り組む。最初どういう受けとめ方があるのだろうと思っていました。私としては、自分の公約の中では4年以内に全県下一番を目指す、そういう気構えで頑張ろうという話をしてきたわけでありましてけれども、既に庁内横断でそれぞれの課、財政課から始まり総務課、それこそ産業振興の部分の皆さん、今のその推進室の皆さんとか、皆さんが一緒になってこの制度に歩み出すために、もう既に始めています。

一応目標としては3か月ぐらい準備期間がかかるということです。できれば新年度の早い段階、これから3か月ぐらい大体イメージをしていただきたいと思えますね。そこで、どうしても期日を切って今計画をしています。この中では職員から、市長は4年と言っていますが、1年以内に1位を目指しましょうという声も、もう上がっています。非常にやる気に満ちた状態が今あると思っています。当初から申し上げている、みずから行動し稼ぎ出す攻めの行政にという話をしていましたが、こういう部分から私はある効果があると思っていますところでもあります。

スポーツのほうについても、まだあんまり聞こえてきているわけではありませんが、恐らくこういう気持ちというのは、庁内に伝わり始めていると思っていますところでは。

○副 議 長 小澤実君。

○小澤 実君 1 新設のU & Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

それこそ非常に職員の中からも湧くものがあって、早くふるさと納税についてはもう一気に上り詰めたいのだというお話をいただいているということは、非常にありがたいことだと思っております。そうした中で、ふるさと納税に関係する謝礼品の募集説明会等は、私どものところにもご案内が来ております。この3月21日に2回にわたって昼間と夜とふれ愛

支援センターで説明会をするのでという、そういったご案内が届いております。実際に6月1日から株式会社JTB西日本のシステムを利用して取り扱いを開始したいという、そういった内容の文書が届いております。その中でJTBを選定されたという、それらの経緯について若干お話いただければありがたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 新設のU&Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

今月の説明会が動き出しました。私も後半の夜のほうはちょっと所要がありまして行けないのですけれども、できれば説明会には私も参加させていただいて、冒頭にこちら側の強い気持ちを、参加を希望される皆さんにきちんとお伝えをしたいと思っています。

この中でJTBをなぜ選んできているかということについては、当然いろいろなところで話し合いをしながらやってきました。詳細については担当部課長のほうから答えさせますが、いろいろなことを見極める中でまず最初の第一歩はここだということで。商品化の中でずっと私が申し上げている、いろいろなお年寄りの皆さんの生きがいをそういうことを酌み上げることができる商品化、これについては最初の滑り出しからは私はできないかと思っています。これらも全て歩き出すことを先に初めて、後でいろいろなことはつけ加えていくことはできるというスタンスの中で進めていきますので、よろしくお願いします。あとは詳細については担当部のほうから答えさせます。

○副 議 長 財政課長。

○財政課長 1 新設のU&Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

今ほどの選考の関係でございます。今、私ども、ふるさとチョイスというポータルサイトを窓口として進めておりまして、そのふるさとチョイスの中間ポータルというところで、3社大きなポータルサイトがあります。その中でメリット・デメリット等を考えた中での選考となっております。JTBのメリットとしましては、委託内容の部分で私どもの事務的な負担が非常に少ないというところ、あとポイント制を採用しているところ、それと価格面、委託料の価格面につきましても3社の中で遜色なく価格の交渉ができたというところで、今、JTBを最有力候補として選考させていただいているところでございます。以上です。

○副 議 長 小澤実君。

○小澤 実君 1 新設のU&Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

今ほど価格面、それからポイントという表現がありましたけれども、このポイントというのは市にポイントがなるというふうなのですか。それともまた納税者側にポイントがどうか、その辺1点お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 新設のU&Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記で

きる方策等を伺う

このことについてちょっと担当部課のほうに答えさせますのでよろしくお願いします。

○副 議 長 財政課長。

○財政課長 1 新設のU & I ときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

ポイント制というのは、寄附者に対してのポイントになります。大口の寄附をしていただいたときのポイントを分けて使うという形ができる。また、翌年度、JTBの場合2年間だったと思いますが、そういった形で自分が欲しいと思ったときにそのポイントを使って返礼品を受け取るという方式がとれるということでございます。

○副 議 長 小澤実君。

○小澤 実君 1 新設のU & I ときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

わかりました。今回ふるさと納税に関しましては、予算的には初期経費で5,000万円ということで、一気に本年度増えるということになればこの限りではないということでしょうけれども、実質最終的に市が使える部分の歳入部分。残る部分の市民サービスに市長は振りかえていきたいという思いですけれども、実際にどういった部分に、今のお考えの中では市民サービスといっても多岐にあるわけですが、その辺の思いをお聞かせ願えればと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 新設のU & I ときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

これがたくさん使えるほどいっぱいふるさと納税が集まってくればという思いです。今はそれを楽しみにちょっととっているところですが、総じて言えば例えば福祉の関係であるとか、さまざまこれまでのこの間も議員の皆さんからいろいろなご要望とか、当然市民からもいろいろな要望を聞いているわけでありまして、その中で精査をしてこれまでできなかったことに使っていきたい。ただ、なかなかふるさと納税という制度そのものが毎年決まった額が入ってくるという財源にはなり得ません。なので、恒常的なそういう施策的なものにはかなり見極めが必要だということがありますので、それらを考えながらやっていきたい。まずは私としては今回もいろいろな話が出ている、それぞれ細かい要望がある。それらを精査しながらやっていきたいと思っています。これからまずは集めてからそれを考えていきたいと思っていますので、今回のところはその辺の答弁にさせていただきたいと思います。いろいろな使いところはたくさんあります。

○副 議 長 小澤実君。

○小澤 実君 1 新設のU & I ときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

了解です。ふるさと納税に関しましては、非常に産業振興に貢献が大きくなるかと思えます。特に商工も含めましていろいろ全てにかかわる問題でございますので、ぜひとも市長、

トップセールスでどんどん発信していただいて、市民がまた潤うような――産業振興の部分が潤えば当然納税も増えるわけですから、両面でもって稼げるということなので、ぜひとも一生懸命またアピール、市をアピールすることが売りにつながるのだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

生涯スポーツ関係の課につきましてですが、それこそ今回はずばり今の社会教育のほうのスポーツ関係をそっくりそちらに充てるという考えでよろしいのでしょうか。予算額も1億5,300万円程度という、そういう割り方の考えでよろしいのでしょうか。いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 新設のU & Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

議員のおっしゃるとおり、スポーツ関連の部分をここに持ってくるということです。施設の管理を含めてということになります。

○副 議 長 小澤実君。

○小澤 実君 1 新設のU & Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

そういった中で、今、近隣でもってやはり体育施設、特に小学生、中学生あたりのサッカーをやりたいという子供の親御さんからは、意外と夜使いたくても照明がないので困っていますという、それを教えているのがボランティアの方で、実質借りれるときは借りたりもしているのだけれども、場所がなかなかうまくとれないというような話を聞いております。明かりがあれば何とか別にどこでもいいのだがなという、そんなお話を伺っています。ぜひとも今度専門の課になるわけですので、それらの細かいところもまたきっちり受けとめていただけるような、そんなことをお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 新設のU & Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

それこそ生涯スポーツ課、ここのいろいろな窓口でこれまで以上にそういうことを積極的に耳も傾け、当然自分たちも出かけて行って皆さんの声を聞くという姿勢で取り組んでいくことになろうかと思ひます。まさしくそういう課でありますので一緒に取り組んでいく。

照明とかという細かいところは、私がちょっとわからない部分がありまして、担当部、担当課のほうから答えさせます。

○副 議 長 教育長

○教 育 長 1 新設のU & Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

先ほど生涯スポーツ課ができることについてということで、我が教育部の職員もものすごく燃えておりますもので、一番燃えておる社会教育課長が来ていますから、その辺のナイター設備について説明したいと思ひます。

○副 議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 1 新設のU & Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

今ほどの照明のサッカーの件でございますけれども、サッカーで照明があつて使えるというところは、浦佐の定高のグラウンドとそれから大原のグラウンドということになるかと思ひます。今後そういう要望があれば、生涯スポーツ課ということでスポーツに大いに傾注していきたいと思ひますので、要望を聞きながら今後の施策に反映させていただきたいと思ひます。以上でございます。

○副 議 長 小澤実君。

○小澤 実君 1 新設のU & Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

もう1点、スポーツ関連で、体育施設の予約システムの整備ということが事業的にはうたわれているわけですが、その部分、まだ予算づけができない、予約システムが入れていないという部分ですが、その辺、今後の平成30年度以降になるのか、来年度あたり何とかその辺を着手できるのか、ひとつ伺いたたいと思ひます。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 新設のU & Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

大変これは議論になったところです。過程はわかっているのですが、担当部、担当課のほうから答えさせますのでよろしくお願ひします。

○副 議 長 教育長

○教 育 長 1 新設のU & Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

これについても3地区があつた歴史がありますもので、なるべく早めにとつて段取っておつたのですが、なかなか難しい状況であります、スピーディーにやつてまいりたいと思ひます。詳細について、またしても張り切つております社会教育課長のほうで説明したいと思ひます。

○副 議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 1 新設のU & Iときめき課、生涯スポーツ課の今後の運営方針と特記できる方策等を伺う

今現在、3町の例えば合宿、それから体育施設の予約の仕方が統一をされてございません。合併以来統一されてこなかった部分がございます。今年度以降、その辺を統一した中で、今ほどの予約システムということで、平成30年度以降に検討してまいりたいというふうにご存じます。以上です。

〔「了解しました」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 小澤実君。

○小澤 実君 2 米販売の取組について

それでは、第2項目目の米の販売取組みについてであります。本年度、平成29年度産の生産目標数量が1万9,304トンということで、俵数換算しますと、32万1,744俵ということであります。昨年度よりも1万737俵減ったということであります。転作率に換算しますと旧3町それぞれ違うわけですが、実際に単純に平均に直しますと40.3%。まさか40%を超えるなんてこんなことがあるのかなという、本当にすごい数字になったわけです。昨年はたまたま昭和52年以来の39年ぶりの豊作というのが、またこれらの数量の減ということに起因しているかと思うのです。本当にことし終わって来年、平成30年度からは行政主導は廃止した中での米作りとなるわけですが、これらにかかる部分でどんな方向性を持ってまた米の販売に取り組むのか。

ここ10年ほど米に対する農林部局の政策振興策というのが、ほとんど題目が変わっておらない状況というのは、なかなか米に対する思いというのが見えないというところもありますので、それらを踏まえて今後の取組みについて伺います。

○副議長 市長。

○市長 2 米販売の取組について

それでは、小澤議員の2つ目の質問に答えてまいります。米販売の取組み、農業問題であります。私以上にはるかに農業には造詣の深い小澤議員でありますので、これからいろいろなことを述べますが、ぜひ、いろいろな提言も含めてやりとりをしていただいたり、一緒になってまた引っ張っていただければなという思いであります。

まずは申し上げたいと思います。先ほどお話が出ております、国による平成29年度産米の生産数量目標の配分がありました。市内の転作率は昨年比約2%増加して、市全体では3つの地域でバラつきはありますけれども、全体の平均では先ほど議員もおっしゃった、まさかこんな数字がということであります。40.3%。きのうの中沢議員への答弁でも申し上げましたが、転作に対するこれまでの対応はその約20%以上は地域間調整を活用して作付けを行ってきましたため、実際の転作率は20%を下回る程度であったと思っています。その分につきましては、スイカやソバ、大豆等の園芸作物の定着があるほか、調整水田と自己保全管理によってほぼ達成してきたというところかと思っています。

平成29年度産についてもおおむね同様の対応を予定しておりまして、地域間調整につきましては、地域間の相手があることなので、まだ確定ではない部分もありますけれども、昨年より若干少ない量で契約できる見通しが立っているというふうに伺っているところであります。意欲のある方はこれまでも南魚沼産コシヒカリをつくることができおりまして、販売もJAをはじめ、しっかりと市場——販売先です——を獲得してきたということだと思っていますところでは。

この平成30年度以降、政府によるいわゆるしぼりといいますか、そういったものが変わってくる。平成30年度以降についても、以前から申し上げておりますとおり、高品質な米をしっかりとつくる、まずここが第一。そして販売につなげていく。そういう基本姿勢には変わ

りありません。できれば米の聖地だと思っている我々のふるさと、南魚沼は全てを作付けし、全てをできる、そういう姿勢をもって取り組まなければいけないと思いますが、それでもなかなか厳しい部分もあるのかと思いますけれども、そういうことを目指していくということであるかと思えます。

また、各種の補助事業を活用しました施設設備などの支援とか、地域一体となりました基盤整備事業これらの推進も継続をしてみたいと思っております。まずは農家の所得の確保、そして経営の多角化への観点からは、他の品種や作物への取り組み、また6次産業化など複合経営の支援をこれまでどおり進めていきたいと思えます。

販売につきましては平成26年度から南魚沼産コシヒカリの販促経費を、市において予算措置し事業展開してまいりました。ご存じのとおりであります。関東地区でのイベントの開催や東京での食育事業とのいろいろな関連、また、市が取り組んでおります美女旅などを使ったパンフレット、いろいろな広告物等、また都市部や若い年代層へのそういったものを利用したアピール、JAの行う新たな販路獲得へのいろいろな助成とか、市も手を尽くしてきているところであります。

まだまだこれからいろいろなことを考えていかなければなりません、平成29年度には一—新年度ですね、和歌山県のみなべ町の南高梅、日本で最高の梅と言われているのですが、こちらと学校の交流から始まった部分ですけれども、その共催で都心での販促イベントを計画しているということでもあります。この地域が誇る我々の南魚沼産コシヒカリが今後の厳しい産地間競争の中でも、また、さまざまの問題として果たしてどれだけつくれるのだと。今、大変な不安の中にありますけれども、この中においても存在感を示し生き続けていけるように、市も継続して関係の皆さんと一緒に頑張っていきたいということでもあります。

南高梅のみなべ町の話であります。うちが米です、ベースはですね。例えば今は梅のみなべ町とですけれども、ノリの全国一の産地もあるでしょうし、塩の全国一の産地もあるでしょうし、シャケ、我々のベースとなるコシヒカリを取り巻く環境はさまざまなことが日本中に広がっているという思いもありまして、例えばそういった皆さんとの連携をこれから図っていくとか——まだ私が勝手にここで言っているだけですが、そういう方向性も見ながら、さまざまな展開がこれから考えられるのではないかということをやっていききたいと、私は今思っているところであります。

○副 議 長 小澤実君。

○小澤 実君 2 米販売の取組について

それこそ、先ほど本年度産米の数量が32万1,000何がしという話をしたわけですが、市民は6万は切っているわけです。けれども、市内では単純にほかの都市圏よりは食べていると思うので、1俵ずつ食べれば、実質売りに出せるものは26万俵ということですよ。大した数ではないという、前井口市長のときは全部つくって50万なんだから、50万人に売ればいいのだという、そういう論法もありましたけれども、今、やはりこういう数字になると、もっと売り方を考えればうまく簡単にさばけて、平成30年以降はぱっと、それは6

次産業化も必要ですし、転作の部分の品目も必要ですけれども、米についてはもうちょっと簡単にうまく売れるのではないかなという思いもあります。

そういった中で今それこそ日本の穀物検定協会では、昨年特A——ここの特Aというのはもう二十数年来特Aランクですけれども、実質昨年度の米で44銘柄がもう特Aになっているわけですね。特に多いのが西日本それから九州のほうの銘柄が去年11銘柄増えて8銘柄がもう関西以南の米であるというような、そういう実績がある中で、やはりここはさらにその上を、高みを望んでいい米をつくる。そういったことに特化して出ていかないと、特々Aぐらいを目指してつくるという、そういうことに対しての市の支援というか、特化した部分のそういった部分、何かお考えがあったら伺いたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 米販売の取組について

今の小澤議員に正確な答弁になるかどうかちょっとわかりませんが、ちょっと気付きがありまして、今、魚沼産コシヒカリを例えば2020年のオリンピックの選手村でどうしても採用してほしいということで動き始めてはいるのです。これも南魚沼産だけをということではなくて、これは隣の魚沼市長にも話をし、十日町市長にも話をし、湯沢町長にも話をしました。言い出しっぺである南魚沼市長がまずはいろいろな道筋をちょっと考えろという話です。

ただ、この中で採用されるかどうかちょっとそういうことまではわかりません。ただ、我々が全国の中で聖地だと思っている米が、世界中からお客様を迎える場面ではほかの産の米をそこで使われたら、本当にこれは衝撃なわけでありまして、ぜひやっていくことを目指したいと思っているのですけれども、その中でギャップですね。世界基準のJGAP、GLOBALGAPこれらがあるのです。ギャップというのは品質のかなり厳しいのです。我々は今特Aという、先ほど議員がおっしゃった、特々Aと目指せという話。それがいいのかどうか私はちょっとわかりませんが。

GAPに今、南魚沼市の中で取り組んでいる農家は1軒だけです。魚沼市さんはこれはもうかなり多くの農家に取り組んでいるのです。我々はよくあぐらをかくなという言葉が昔から聞いてきましたが、まさに南魚沼の米、我々は本当に最高だと思っているわけですけれども、そうであればなおさらに世界できちんと品質を認められる。そういうGAPをクリアしていくとか——GAPですね、基準をクリアする、そういったところに挑戦するとか、そういったことに私どもはJAさんも含めて支援をしていく。そういうことは必ず必要なことだと思っています。そういうことをやらないと、私はほかの産地に段々と追い越されてしまうということがあるかと思っています。そういうことではないかなと思っています。

○副 議 長 小澤実君。

○小澤 実君 2 米販売の取組について

今ほどのオリンピックの選手村という話は、やはりずばり、オーガニック系でなければもう絶対受け入れられない。それらのことの総称、GAPということでしょうけれども、ちょっと年数が足りないというか、ことしやらなければもう前へ出られないというのが現状なの

で、その辺が市長、一生懸命「魚沼」という部分を売り込むためには、そこはぜひ運動を展開していただきたいと思います。

今それこそ市内に2つのJAがあるわけですが、JAも平成31年3月1日をめぐりに合併をしたいというような、そういった地区の説明会を今始めているわけですが、2つになればまた1つ、2JAが一緒になれば、またいろいろな知恵も出した中の新たな南魚沼産米という位置づけができてくると思うので、逆にいろいろな問題はあろうかと思いますが、農協の合併というのがまた一つ我々の地域の前進になるのだなとも思っております。

たまたま私がちょっと調べたのは、魚沼みなみですが、魚沼みなみでは平成28年産については、2月の中旬ぐらいに大体売り切ったという、予約が成立したという話でありました。そういった中でこの米を売るにはやはり単年度の契約ということではなくて、もう複数年にまたがって来年も再来年も何年後もというそういった売り方も、また市長、トップとしてお話に出していただきたいと思っておりますし、徐々に魚沼みなみでは道がついているそうです。そういう契約してもいいよという会社も関東の卸のほうであるそうですので、お願いしたいと思います。

昨年、精米施設を増強したわけですが、それらについては特にふるさと納税でいろいろなアイテムの精米の仕方などをふるさと納税の品物にまた使って、この地域のものをどんどん返礼品に謝礼品に使っていただく。米なんかは特に通年集荷ができる品物ですので、これもまたふるさと納税にかなり頼らなくてはならない部分ですが、販売に力を入れる部分では、それらも非常に寄与するのではないかと思います。最後に総合して市長からご意見がありましたらお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 米販売の取組について

今ほどの単年度の売り方でない、長期、ある程度何年間と。これはずっと二十数年でしょうか、特Aを取り続けてきた当地の米の評価、信頼、これが本当にあるのだということがあります。それに基づきまして今回、ふるさと納税の話が出ますが、お隣の魚沼市さんは昨年確か県内3位でしょうか。ふるさと納税で急に上がったのです。お米なんですね。今度我々がこれに参入をいたしますので、いろいろなまたある意味で相乗効果も出てくるのではないかと思います。

とにかく私も稲作を家業としてやってきた1人でありまして、農業の皆さんのいろいろな思いというのは当然わかっているつもりであります。これが一番の南魚沼のベースになっている、産業の一番下のベースですから、一生懸命取り組んでまいりたい。それに対して市がいろいろなことを、先ほど言ったようなGAPもそうですし、新しいことについてやはり一緒に取り組もうということは、常にそういう間口を広げて皆さんと一緒にやろうという姿勢を持っておりますので、またいろいろなご提言等ありましたらよろしくお願いしたいと思います。一生懸命お互いにやっていきたいと思っています。

○副 議 長 質問順位18番、議席番号1番・田中せつ子君。

○田中せつ子君　それでは、これより通告に従いまして、大項目2点について一問一答方式で質問いたします。なお、時間不足が懸念されますので、少し早口になることをお許し願います。

1 子育て支援の充実について

1つ目の質問、子育て支援の充実について。3月に入り市内は喜びにあふれた卒業シーズン真っ最中となりました。しかし、その一方で高校の学級数は減り、小中学校の児童生徒数も減り、少子化が着実に進んでいる現状を目の当たりにするという大変残念な現実があります。改めて少子化対策の重要性を痛感する季節にもなっています。

当市で育った若者にふるさとに帰ってきてもらうためには、まずは今いる若者と子育て世代を大切にすることが重要です。限られた予算の中でも子育て世帯の小さな声に耳を傾け、多様なニーズを把握し、南魚沼市は本当に住みやすいよ、みんなも帰ってきて一緒に楽しく暮らそうよと仲間呼びかけ広めてもらうことが、何より現実的で有効な方法だと考えます。

そこで、市長に子育て支援について3点を伺います。1つ目、市民の期待が大きい全天候型遊びの広場整備事業は、平成29年度から3年間の予算案が6,900万円となっています。しかし、平成29年度はまだ予算がついていません。既存施設の有効利用により、主に小学生以下の児童と保護者がのびのび遊ぶことができる屋内広場の早期設置の検討を進めるとこのことですが、具体的にはいつごろ、どこに設置するのか、今後の見通しを伺います。

2点目、市内でも共働きの核家族が増える中で、男性の育児参画は重要な課題と考えます。ほのぼのの広場は3地域で開催され、就学前の乳幼児と保護者が季節や天気に関係なく無料で利用でき大変人気がありますが、男性の利用は極端に少ないのが現状です。せっかく子育てに積極的な男性が利用したいと思っても、女性ばかりの会場内にはなかなか入りにくいとの声もあります。男性が利用しやすくなるための具体的な対策について市長のお考えを伺います。

3点目、市の第2次総合計画実施案には、住生活基本計画策定事業があり、若者や子育て世帯の定住を促すとともに誰もが住みやすい住環境づくりの推進とありますが、まだ事業内容を検討中で予算はありません。子育て世帯が定住するには住宅取得支援が有効と考えます。市内の賃貸住宅に住んでいて新たに家を新築取得したり、親との同居で建てかえしたりする場合の支援不足に対し、不満の声は少なくありません。子育て世帯はワゴン車が入る車庫が必要になったり、中古住宅より新築のほうが人気ようです。移住者向けだけでなく家を建てて定住する子育て世帯に、市内業者を利用することを条件に支援する考えがあるか伺います。

以上で、田中の壇上からの質問を終わります。

○副 議 長　田中せつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長　田中議員のご質問にお答えいたします。

1 子育て支援の充実について

大項目の1個目、子育て支援の充実ということであります。議員おっしゃっています全天候型遊びの広場の設置につきましては、平成27年10月時点で塩沢、中の統合保育園が平成30年4月に開園することに伴いまして、閉園後の塩沢保育園を改修して子育て支援施設として再利用することを市では検討してまいりました。一方で、実は平成28年1月、これは市役所内に設置をしました、市役所の職員で設置をした主要事業検討会議の中で、市の若手の職員の皆さんが構成する人口減少問題プロジェクトチームがあるのですけれども、ここが提案した六日町のイオンの空き店舗を利用した全天候型遊びの広場の本格始動を前に——ちょっと長ったらしいのですけれども、本格始動前の試験的实施計画が庁舎内で採択をされました。いいアイデアということなのでしょう。

いずれも長岡市の緑あふれる広々とした公園の中に、雨や雪の日でも遊べる全天候型の広場、そして子育て支援施設を一体的に整備した保育士のいる公園として「てくてく」というのがある。ごらんになったことがあると思います。私も視察に伺ったことがありました。それを基本にイメージしていることから、双方の計画を一体的に考察することで、当市にとってふさわしい施設になるにはどのようなことができるか検討しているところであります。

これまでも議会の中で、特に全天候型の子供の遊びの広場こういった提案また要望というのはずっとされてきたところであります。私も自分の公約の中にこういった施設を設置したいということを書かせてもらっておりました。大きな課題だと思っています。現行のほのぼのの広場や閉園後の塩沢保育園を子育て支援施設として位置づけて、例えばまだまだこれからの話になりますけれども、先ほど言ったイオンの空きスペースの問題等、それらを考えながら今、検討しているところであります。

当初予算では出ていない、議員のご指摘のとおりです。議員がおっしゃっている年度は実施計画ですね、それに盛り込まれている事業でもあります。検討を加えさせていただいて、市民の皆さんに喜んでいただける。また、戦略的な意味も持つそういう広場を私はつくるべきだと。戦略的というのは、まず人口減の問題に対応すること。そして、ただ単にそういう広場だけではなく、市のいろいろな情報を提供できる、例えばカウンターですとか、そういう部署もそこに併設できるような広場をできれば目指したいという考えを持っております。

それから、2番目のほうであります。男性の育児参画の問題、ほのぼのの広場では子育て中の親子の交流、また子育ての不安感、孤立感に対応する役割を担う場として市内3か所でこれを開催している。前にもちょっとお答えしました。育児休暇なども男女ともに取得できるなど社会情勢が大分変化をしてきています。しかし、平日の利用は育児休暇中や子育てに専念している母子などの利用が大半、おっしゃるとおりです。父子——お父さんと子供とか、奥さんもいた場合というのも考えられるでしょうか。父子などの利用が極めて少ない状況があります。一方、土曜日には母親が家事をする間に父子等で利用するというケースも見られまして、一度利用した男性が次回以降の利用につながっているという、いい例もあるということでもあります。

新年度からの話をいたしますが、男性の利用を増やす目的も含めまして、これまで六日町

会場だけだった土曜日の開催を、大和会場では奇数月の第3土曜日、そして塩沢会場では偶数月の第3土曜日に、それぞれ年間各6回を追加する計画を立てました。これによりましてお父さんの参加、父子等の利用がさらに進むことを期待しているところであります。また、祖父母の参加ができる企画等も現在計画中でありまして、より利用しやすい教室となるように充実を図っていききたいというところであります。

3つ目のご質問であります。住宅取得支援であります。人口減少を抑制し、地域経済の活性化を図るという目的で、子育て世代に対しまして新築購入または改修にかかる費用の一部を補助するという自治体も、これは相当数あることは私どもも承知をしておりますが、なかなか画期的な成功例を今のところ聞いたことがありません。補助制度を否定するものでは全くないのですけれども、制度の創設に当たっては費用対効果をよく分析し、十分な検討が必要であろうと思います。不公平があってもならないわけでありまして、よい事例をご存じでしたらぜひ情報提供もいただきたい。

私はこの中で、議員もご存じだと思いますけれども、報道もされた塩沢信用組合さんが地域の若者向けにここに残ってくれという思いを込めて、私の言っていることよりもずっとはるか先を行っている事業に取り組みました。50年ローン、これらのことは本当に画期的なことだと思って、新聞記事を見まして、すぐに信用組合の理事長にお礼といいますか、大変うれしいということを伝えました。私どもの市がもし議員おっしゃっているようなことを目指そうというのであれば、ちょっと角度も変えてそういった民間のやっている素晴らしいことに、我々が今度上乘せをしてやるようなこと。もっと充実させるということも今後は考えていくべき方向性があるのではないかと、その記事を見て思った次第であります。今のところはこういう状況であります。以上であります。

○副 議 長 田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 子育て支援の充実について

まず、最初に全天候型の遊びの広場の件ですけれども、先日、12月の総合計画審議会では、屋内施設だけでなく屋外も含めた施設を考えてほしいということと、市民の要望を聞いてほしいという意見が出ていまして、これに対して市長のほうもその方向で考えるということをおっしゃっていました。

それで、どのようにして市民ニーズを把握するのか。先ほど2つのことを候補で考えているという話がありましたけれども、それと市民ニーズとはうまくそれが合致しているのかどうかということもあると思いますので、市民ニーズについてはどういうふう把握されるかお答え願います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 子育て支援の充実について

どういうニーズの把握の仕方があるかということでもあります。いろいろあると思います。私どもは市の特徴である公設の保育園等とかがありますね。そういったところを介しているいろいろな意見を聞かせていただくとか、私も正直申し上げて日々いろいろな要望を聞いている。

私の判断もあるかもしれませんが。そしてさまざまな職員も全てそうです。冒頭言った若い職員の皆さんの発案であったということも含めて、さまざまところからいっぱいいろいろなニーズは聞いている。もし、できるのであれば、例えば広報等でパブリックコメントに近いようなそういったことも考えられるかということではありますが、市民全員から1人ずつ聞くわけにはいきませんので、何らかの形でやはり把握をし、最終的には市民代表であるこの議会の皆さんにお聞きをしていくということも含めて、そういう過程をたどりながら検討を加えてまいりたいと思っています。

○副 議 長 田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 子育て支援の充実について

私が周りのほうから聞いている中では、八色の森公園周辺に施設が欲しい。ふれ愛支援センターを専用の施設にして、銭淵公園周辺に遊具を備えて拡充してほしい。道の駅の公園を中心にしてそこに施設があればいいというような声があります。ただ、ほのぼのの広場と遊びの広場のこと、昨日の10番議員の質問の中にもありましたけれども、相談したわけではないのですが、私もやはり同じことを考えていました。遊びの広場、ほのぼのの広場、親子サロンにマタニティサロン、いろいろあります。課もいろいろあるのですけれども、それぞれの支援を総合的に見直してメインとなる拠点づくりをしたほうが、そのことが誰もが利用しやすくなる施設ではないかと考えています。

漠然と市民の要望を聞くのではなく、予算との兼ね合いで実現可能なモデルを幾つか具体的に市民に示して、市民のニーズを把握しながら総合的に考えていただいたほうが、男性も家族連れもみんなが利用しやすい施設になるのではないかと思いますので、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 子育て支援の充実について

私自身は絶対こういうものというふうには思っておりません。いろいろな方の意見を聞いてやっていこうということではありますが、それぞれにやはりお考えがあると思います。それらをいかにどう方向づけるかということですが、若者が出してきたイオンの空きスペースを使うということについては、非常に自分としては今、関心が高い。あそこで私も子供を育てた時代にやはりあそこには近くにゲームがあふれている場所もあります。そういったところだけで時間を過ごすのではなく、こういった利用というのものもあるし、ここには他市からもいっぱいお客さんがいらっしゃっていますが、そこで南魚沼市の魅力の発信もできるかなという思いもあったりとか。これに固執をしているわけではありませんが、いずれにしましてもこういう施設の建設というのは、非常に市民ニーズが高いものであると思っています。

○副 議 長 田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 子育て支援の充実について

3点目の新築の補助についてですが、他市でやっていてその費用対効果がまだ検証されて

いないということですが、住宅リフォームには補助金があります。それよりも費用が多くかかる新築に対して補助が全くないということに関しては、若い世帯からの不満の声があります。当市は都会に比べて所得が低い割には、便利のいい場所の土地は決して安くはありません。水道、ガスが高いという不満の声も多くありまして、せめて住宅に支援がなければ、今いる市民も逃げてしまうのではないかという懸念もあります。この点について市長はどのようにお考えでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 子育て支援の充実について

私はこの点については、新築のところに補助を出すというのはちょっといかなものかなと自分としては考えます。それをもしやるのであれば、持論であってまだ実現できていないのですけれども、今、空き家がいっぱい出てきています。これらに対する、各地区にありますね、山間部の地区にもある。そこを利用してリフォームをして、全然別のところ、市内の別のところに住んでいた方——次男さんや三男さんですけれども、その方々がある地区に入ってその地区の人たちにすごく受け入れていただいて、空き家も解消し、そしてそこにまた子供さんも生まれてということがありました。

ある種の政策的なそういう観点を持った制度をやるのであればやりたい。そういったところに対してやはり、新築もいいのですけれども、そうではない空き家を減らしていきたいという視点からやるのであればやってみたいと思っていまして、これはまだ自分の胸の中で膨らませている案です。新築についてということは、私はなかなか難しいのではないかと。そしてリフォームのことは、これは経済対策です。それもあわせ持ったやり方としてできるのが空き家のリフォーム制度かなという思いが、今しているところであります。よろしく願いします。

○副 議 長 田中せつ子君

○田中せつ子君 1 子育て支援の充実について

リフォームをして住む方ももちろんいらっしゃいますし、近くにもいます。ただ、新築についてそれが中小企業の支援にならないかという、そうでは決していないと思います。家もたくさん建っています。「L I F E in」の中の最後のページのほうに、住む・働く・育てる・まちづくりという、ここに南魚沼の取り組みが簡潔にとてもうまくまとめられているんですね。これを見ても新築については南魚沼の木で家づくり事業 400 万円、バイオマス利用、これはペレットストーブですけれども 100 万円、新エネルギー等の普及、太陽光 240 万円、この辺もやはり「L I F E in」自体が移住者向けで都会向けに持って行って、市内ではなかなかどこにでもこれが置いてあるということでもありませんので、もう少しそういった P R の仕方というものも工夫次第ではできるのかなと思っております。ただ、これについての考え方は市長の先ほどの答弁がありますので、子育てについては以上で終わります。

2 地域防災力強化について

次の質問、地域防災力強化についてです。昨年 12 月の糸魚川大火は木造の密集市街地に強

風という悪条件が重なり、近年にない大規模な被害となってしまいました。年末年始を自宅で過ごすことができず、寒空の下で瓦れきの中から思い出の品を探す家族の姿には、誰もが心を痛み、一日も早い復興を祈るところであります。しかし、その後も埼玉県のアスクル倉庫が12日間も燃え続けたり、ほかにも人的被害が出るほどの火災が続いています。火災だけでなく、近年は全国で忘れる暇もなく大規模災害が起きています。市民の命と財産を守ることは大変重要かつ難題となっているというふうに考えます。

そこで、地域防災力について5点を市長に伺います。最近ようやくテレビや新聞で報道されるようになりましたが、米軍新型輸送機オスプレイは約50機が日本国中を飛び回りかねないとのこと。新潟でも関山演習場での合同訓練が来週予定され、抗議集会やデモ行進が始まっています。この訓練ルートに両隣の魚沼市と湯沢町が入り、南魚沼市も別の夜間飛行訓練のルートに入るとの報道もあります。詳細な事実がわからなければなおさら、不安に思う市民への情報提供や注意喚起が必要になると思います。そこで、不測の事態に備える準備があるかを伺います。

○副 議 長 一問一答ですので答弁をお願いいたします。

市長。

○市 長 2 地域防災力強化について

田中議員の2番目の質問にお答えしたいと思います。地域防災力の強化。まずは糸魚川のこと。私が就任間もないときにこれが発災いたしまして、その後、糸魚川市長さんにお会いしました。自分としては市民の生命財産を守る、これは市長の最も上にある務めだと思っていまして、糸魚川市長さんに会うたびに身の引き締まるというか、自分だったらどういう指揮がとれるのだと、いろいろなことを考えた次第であります。

まずは1番目のオスプレイの話であります。3月に新潟県と群馬県で予定されている陸上自衛隊、アメリカ合衆国海兵隊の合同訓練につきましても、県内では上越市の関山演習場で予定されている。先ほど議員がおっしゃったとおりであります。この訓練にオスプレイが導入予定であることは報道などで発表されているとおりだと思います。新潟県では高井副知事が防衛省に対し、国が責任を持って県、関係自治体、地域住民に対して説明を行うよう要望しておりますが、現段階では訓練の概要が示されているだけだということでもあります。

このような状況から、市としましては引き続き県を通じた情報収集を行ってまいりますが、オスプレイの飛行に関する正確な情報がないことから、住民への情報提供、注意喚起は現時点では不可能であります。当然これらが示された場合には、市民に対して報告を行っていくということでもあります。

○副 議 長 田中せつ子君

○田中せつ子君 2 地域防災力強化について

まだ詳細な情報がないということであれば、それに対しての準備ということになってもなかなか難しいことではあると思います。ただ、先日も防災ヘリの墜落事故がありました。オスプレイとは違いますけれども、この雪深いシーズンですので、もし、制御不能になって

近くで墜落ということがあった場合には、大変危険な任務になってくると思われます。これに対して万が一に備えるということは、今の時点で答えられる範囲で結構ですけれども、そういう準備ができるのかどうかというところについて、お答え願えますでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 地域防災力強化について

まずはルートがわからないということでもありますから、万が一に備える——あつてはならないことでもありますけれども、なかなか難しいのではないかと。また、実際の情報がどうかというと、国防上もありますでしょうし、国は情報をなかなか開示しないことのほうが多いという認識は、多分、議員もそう思っておられると思いますけれども、当然私どもも思っています。非常にちょっと歯がゆいところもありますが、今のところ具体的にこうやっておくという、万が一に備えるというところまではちょっと考えが及んでいません。ただ、大変いろいろなことが取り沙汰されているオスプレイでありますので、非常に注意はしているということでもあります。

○副 議 長 田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域防災力強化について

現時点ではそういった状態と。ルート、いろいろ報道はあるのですけれども、それが本当かどうかというところがありますので、確かでない情報を広めても、それは逆に不安をあおるということになると思います。ただ、個人的には万が一ということがあれば、中越地震のことを考えると、すぐに逃げられるように衣類を枕元に置いておく。重要なものは枕元に置いておく。この時期ですので、上着も枕元に置いておくとか、個人でできるようなこともあると思います。そういったことも考えて私は質問したのですけれども、確かでないことについてこれ以上聞いても時間がなくなると思いますので、次に移ります。

2番目の質問、柏崎刈羽原発では免振重要棟の耐震性不足、不適切ケーブル敷設、会議室火災、低レベル廃棄物輸送中止等トラブル続きで、東電の体質からは何があっても不思議ではない現状だというふうに思っております。1つの参考資料ではありますが、市民有志の会で「風船プロジェクト in 柏崎刈羽」というところがありまして、そこが昨年、一昨年、4回の拡散実験をしていました。それによりますと、福島市に3時間で風船が到達したということだそうです。大和地域は50キロ圏で、風向きによってこれは相当早くに到達するのではないかと。意外と思っているよりも早いのではないかと。この実験が正しいか正しくないかという、それほど細かいことを追求しなくても予測ができることではないかと思えます。

それで、市のほうでは原子力災害対策の計画のほうもありますけれども、この対策については十分であるかどうか、市長のお考えを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 地域防災力強化について

議員ご質問の原子力災害対策であります。柏崎刈羽原発での東京電力の対応につきまして

は、なかなかその体質を疑わざるを得ないところでありまして、今後健全な運営により信頼を回復することが急務であると感じているところでもあります。原子力災害対策につきましても、まず新潟県内に原子力発電所があるという現状と、原子力災害が発生した場合、広域的な被害が発生する可能性が高いということを踏まえる必要があります。議員おっしゃるとおり、この地区においては最も季節風のそういう冬期間とかは大変なことになるかと思えます。現在、新潟県及び県内全市町村と非常時における広域避難及び防護対策についての検討を行い、広範囲な連携ができるよう進めているということです。

南魚沼市では、平成 25 年度に地域防災計画の原子力災害対策編という——お手元にあると思います——を策定いたしまして、原子力災害発生時の対策を定めています。基本的には国の指針などに基づいた対策となっていますけれども、県内自治体や災害時相互応援協定を締結している県外の自治体との——私どものですね——連携を踏まえた対策を考えていく必要があると考えています。

UPZ、原発から 30 キロ離れた地区の防護対策についてですけれども、風向き等——これは例えば最悪な想定は季節風が吹いている時期だと思えますが——これによりまして、放射性物資の飛来による影響が予想される場合には、基本的には屋内退避をすることになります。安定ヨウ素剤の服用については、状況により国または県の判断により服用することになるという状況が書かれています。また、安定ヨウ素剤ですけれども、現在南魚沼にある振興局の環境保健部に 8 万 7,000 錠の備蓄が今あります。

県内での広域の避難という視点を述べたいと思いますが、原発から 5 キロ以内のPAZでしょうか、そしてUPZ、5 キロからさっき言った 30 キロまでのところ、その圏域に住む自治体の住民の皆さんについては、コミュニティ単位で 30 キロよりも離れた場所への自治体に避難する計画になっていますが、現在全ての避難もとの自治体、そして避難先の自治体とのマッチングが県内では終了しているというところでもあります。

南魚沼市の場合は、柏崎のUPZ圏の住民——要するに 5 キロから 30 キロまでのところに住んでいる皆さん、また、小千谷市のその部分に引っかかる部分の皆さん、これらの約 2 万 7,000 人が避難してくるという計画になっています。我々は受け入れる側。しかし、多分、議員もおっしゃりたいところだと思いますが、我々のところにすぐに季節風によって、だからこそ市長は再稼働は認められないと言っているわけです。こうなった場合には恐らくは山を越えての避難ということになるのでしょうか。一時的には退避ではありますが、そういったこともこれから十分に考える中で計画の練り直し等が必要になってくる状況だと私は思っています。

○副 議 長 田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域防災力強化について

今ほどの話にもありました、ヨウ素剤の配付ですが、30 キロ圏以外は保健所で保管ということで今お答えいただいたとおりですけれども、早い時間で季節風に乗ってこの地にも舞い降りてくるかもしれないということになりますと、保健所から各家庭にはどういふふう配

付される予定なのか。そこを考えていらっしゃるのかどうかについてお答えください。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 地域防災力強化について

このことにつきましては、ちょっと私がよくわかりませんので、わかる担当部課長に答えさせますので、よろしくをお願いします。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 2 地域防災力強化について

先ほど市長が申しあげましたように、これは国あるいは県の指示、指導によってというところですが、具体策が、まず安定ヨウ素剤については、UPZあるいはPAZの区域が中心になっておりまして、我が市では8万7,000錠が県のほうに保有があるのですけれども、具体的な配布方法うんぬんというのは、今のところまだ指示などありません。我々としましては当然市役所の職員、あるいは消防団の関係の皆様、そういった方で配布ということになるかという想定はしております。ですが、具体的な内容については詰めていない、あるいは指示がないというのが現状でございます。以上です。

○副 議 長 田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域防災力強化について

福島の第一原発での事故のときにもそういった指示を待ってられない、各自治体の判断でヨウ素剤を飲んだところ、飲まないところというふうに差があったわけですが、計画についてそういった細かいところまでは全く定めていませんし、規定がないわけです。ですので、市民の命を守るということになると、可能性があることについては、やはり指示がないから考えておかななくていいのだということではなくて、備えるということが重要ではないかと思います。それが本当にすぐに起きるかもしれませんし、全く起きずに何十年もそのままかもしれません。いつ起こるかわかりませんが、命を守るということについては、考えておくべきことではないのか。保健所から個人にはどういうふうに渡していくのか。その場合にどういうふうにするのかということを考える必要はあるのではないかと思います。ただ、消防とかを利用することを念頭にしているということですので、それ以上細かくこの場ではもう無理なのかなとは思いますが、答弁がありましたら、市長お願いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 地域防災力強化について

この問題は議員がおっしゃるとおりだと思います。まずは県に確認させていただいて、もし、そこで我々が心配しているそういうマニュアルといいますか、こういった場合にはどうやって対応するということが決まっていなかったら、やはり決める必要があるのではないですかという話はさせていただきたいと思います。

○副 議 長 田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域防災力強化について

決まりの中では30キロ圏内がもう念頭で、それ以外のことについては本当にあまり決めら

れていないというのが現実ですけれども、避難者を受け入れるどころか、やはりここにいる方々もいち早く逃げなければいけないということも考えられるわけです。一旦避難者を受け入れ、そしてその人たちと一緒に、この住民も今度は逃げなければいけないという、大変な混乱が起きるのではないかと。福島事故——私の夫の実家も福島にありますので、とても現実的にそのことは考えられます。

それで、降雪時、冬場のことですがけれども、避難訓練を実施しやすい時期に訓練を行っているわけですが、この冬場に訓練ということは多分されていないと思うのです。ですので、冬場に避難する場合、やはりほかの自治体でも懸念されていますけれども、除雪体制がきちんとできるかということが問題になってくると思います。この点についても考えていらっしゃるのでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 地域防災力強化について

冬場の訓練の実施ということと除雪体制ということですね。なかなか冬場は、例えばお年寄りも含めていろいろな方々いらっしゃるわけで、その中で本当に実際にできるかどうかという、本当にやったほうがいいということは十分わかりますが、それはまだ検討しておりません。先ほど言った新たな災害対策、原子力対策も新しい視点でちょっと作り直しも必要なんだろうと思う中には、やはりいろいろ考えていかなければいけない点なのかなと思ってます。今のところまだそこには着手していませんし、除雪体制もそれに付随するものですので、今のところちょっとまだ考えていないということでもあります。

○副 議 長 田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域防災力強化について

この件についてはもう1点だけですが、県知事は市町村長と定期協議をすると決められていますが、市長のほうでは広域災害対策についても、その中のテーマの一つとされるお考えがあるかどうかを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 地域防災力強化について

実は近々また——今の県知事は市長会を非常に重要視しているということで、前泉田知事さんのときはあまり開かれなかった部分があったそうですが、今は本当知事さんの側から我々に向かってどんどん開催の要望をしています。それが実はこの1年間の中でいつやるという日程がもう決まってきました。そして、南魚沼市に訪問もするという話になっています。市役所を訪ねてくる。それがもう近々であります。そういった中で当然こういうような話は十分させていただきたいと思ったり、これが関係する20の市長全てがやはり思っていることだと思ったりするので、当然こういった話が出てくると思います。知事から原発に対するいろいろな考え方、今の取り組みの内容、進捗具合、いろいろなことを聞く機会はこれからもものすごく多くなるだろうと思っています。その中でいろいろな話をしていきたいと思っています。

○副 議 長 市長。

○市 長 田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域防災力強化について

次に地域防災計画では、男女のニーズの違い等に配慮した避難所運営とあります。総合防災訓練も行われていますが、実際に広範囲で災害が起こり、避難所の開設運営が必要となったとき、女性のニーズには誰がどのように対応する予定なのかを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 地域防災力強化について

3つ目のご質問であります災害発生時の避難所での問題として、生活環境によるものがあると思います。特に避難所での生活が長くなるほど、男女のそれぞれのニーズの違いによるもののほか、さまざまな問題が発生してくるという点であるかと思えます。私も東北の震災のときにボランティアとして向こうに行かせてもらった経験の中で、避難所の管理みたいなものをやらせてもらったことがあったのですが、この中でも大変やはり難しい問題が出ているのだなと思えました。国は平成25年に男女共同参画の視点から、防災・復興の取り組み指針を作成し、自治体に取り組むべき事項を示しました。

南魚沼市では、平成26年度に、先ほども話をした地域防災計画を改正しまして、男女共同参画の視点に立った避難所運営などの内容をその計画の中に搭載しました。避難所での間仕切りなどによるプライバシーの確保、そしてトイレ、更衣室、授乳等のスペース——お乳をやる場所ですね、こういうスペース確保などを行った上で避難所運営を行うこととしています。

この運営につきましては、発災直後は市民生活部が中心となりますが、発災から3日目をめどにしまして、その運営に避難者の代表の皆さんとか、また女性を加えて運営を行うことになるというふうにしています。このことは避難所で起こる男性、女性のニーズの違いによる問題の把握、また、対策や実施に有効であるとも考えられておりまして、この運営につきましては今後も検討すべき事項とかいろいろな改善に配慮した備蓄品の整備など、まだ課題はたくさんあるわけですが、さらに取り組みを進めていきたいと考えているところであります。

○副 議 長 田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域防災力強化について

今ほどもお話がありましたけれども、昨年の総合防災訓練後の職員のほうの反省の中に、複数箇所避難所が開設された場合、地域住民の力で避難所の設営と運営が必須であり、マニュアルの整備と区長への要綱周知が必要であるのではないかという意見がありました。その対応はどういうふうになっているかということをお伺いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 地域防災力強化について

多分、複数になったときに、市民生活部のそういうマンパワーで足りるのかということ

すね。それはそれぞれのところの区長さんとか、そこにいらっしゃる皆さんといろいろ相談をして決めていくことになるかと思いますが、この件については担当の部課長のほうからちょっと答えさせますのでよろしくお願いします。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 2 地域防災力強化について

今ほどの件につきましては、春と秋に行政区長会が行われます。そのときにも市役所の職員がいろいろの関係で到達が遅れると。そういうことも予想されますよと。そういうときには自主防災組織、いわゆる行政区のほうで鍵のある場所などの一覧表を渡しています。開設を先にしてください、というようなお願い。遅れながら市役所の職員が言って手だてをするというお願いをしております。以上です。

○副 議 長 田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域防災力強化について

ことしの消防出初め式の後援会の中でも、女性の視点を生かした仕組みづくりが必要で、事前準備が大切だというお話がありました。それで、女性の視点を生かすという点では、計画づくりの中にも女性が2人入っていたり、実際にその意見がどれだけ反映されているかということは別としましても、対応は一応考えていらっしゃるのだろうとは思いますが。

ただ、避難所の運営につきましては、行政区の役員の中に女性がほとんどいません。ですので、パーティションをつくったり、授乳の場所をどうするのかということについては、それは男性の方でも考えられることだとは思いますが。けれども、一番問題になってくるのは生理用品を男性の方にトイレのたびにそれをもらわなければいけなかった。1個ずつもらったというような、ほかでの場合があったということなので、設営してそこを運営する中に女性のスタッフがいて、お腹の大きい方でも授乳中の方でも、気軽に声をかけてどうしたらいいかと言える、そういう人は誰を想定されているのかなというところを聞かせていただきたいのですが。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 地域防災力強化について

多分、担当課のほうでもなかなか想定していないと思いますので、私が話をしたいと思います。議員がおっしゃることはよくわかります。その辺が地域力というところも私はあると思っていますのです。全てマニュアルどおりで動かななくても、実は自分の経験の中で中越の震災のときに集まった皆さんが、もういち早くそういうことに対応して、女性も含めてお母さん方も含めてやっていました。それにまた腰をかけるわけではありませんけれども、私はそういうところも非常に大事だと。各地区の自主防災組織の中にやはりそういう意識をもってもらい、こういうことをこれから話していくことはできるかと思いますが、今、誰をそこに充てるということは、多分この中にいる誰も答えられないと思いますので、私のほうからそういう気持ちをお伝えして答弁としたいと思います。

○副 議 長 総時間の残り 10 分を切りました。時間の配分、進行にご協力をお願いいた

します。

田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域防災力強化について

消防団女性部は現在 28 名で予防班、技術班、ポンプ規律班が活動しています。今後どのような役割を期待し任務を与えるか。時間が少ないですので、端的にそのことだけをお答え願います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 地域防災力強化について

田中議員のご質問に答えます。私のしゃべる時間は時間が減りませんので、よろしく願います。消防団員には男女問わず地域に密着した共助の部分で防災力を担っていただきたいと思っています。いろいろなことがあります。期待しているところが非常に大きい。そして、女性消防団員を募集した当初は、地域の各団、各部への入団はなかなかハードルが高かったのかと思うように団員が集まりませんでした。そこで、少しでも入りやすい環境を整えるために、女性部を設けまして、議員も入られておられるかと思うのですけれども、これらが今進められているというところであります。

ポンプ操法にも今、力を入れ始めていると。平成 31 年度の全国女性消防操法大会の出場も内定している。これから女性部から女性消防隊に組織を新年度改めてやっていくということでもありますので、非常にこれからも期待されるところが大きいと思います。

ただ、女性がいろいろな災害とかという場面に当たって、全部消防隊そのものが出かけていってやるということは、なかなか難しい面があるのだろうというふうに把握しておりまして、やはり一番の大きな期待するところにつきましては、先ほどから言っているようなそういう女性の視点を持ったさまざまな活動、消防のいろいろな啓蒙活動も含めてそういったところ。できればいろいろな災害があった場合に、先ほど言っているどういったところに充てることを考えているかというご質問がありましたけれども、そういう中にも女性消防団の皆さんの活躍する場があるのではないかと、今のところ考えているところであります。

○副 議 長 質問者、答弁者あわせて 1 時間をめどにということをお願いしてありますので、質問者、答弁者のほうも両方とも簡潔な質問、答弁でお願いしたいと思います。

田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域防災力強化について

今ほどの答弁で期待の度合いがわかるのですけれども、その任務を果たすためには人数的には今後不足になってくると思います。市報のほうでも募集がかかりましたけれども、どうしているか内容がわからなければ、市民の方もそこに応募はなかなかできないと思います。3 年たっても実績ができてきましたので、そのことをきちんと入れた新しいパンフレットを配って募集をするというような考えがありますか、お答え願います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 地域防災力強化について

これにつきましては、担当の消防長がいますので、答弁をお願いしたいと思います。

○副 議 長 消防長。

○消 防 長 2 地域防災力強化について

パンフ等の案内での募集というご質問ですけれども、今まで女性団員を募集してきた経過の中で、パンフあるいはウェブサイト等を当然使ってきたわけですが、なかなか入っていただけなかった。何かというとやはり男性の領域の中に入っていくという部分でなかなかちゅうちょがあったという部分が一番大きいのではないかと考えております。口コミあるいは知人の紹介という部分で方向を変えた中で、ようやく今ある程度の方が入っていただいたという経過があります。

ですので、私どもとしてはパンフレットをつくらないということではないですが、募集の過程、何が一番有効かという部分は、今後もやはり知人、友人を介しての募集が一番大きいと考えております。ですので、今後もやはり募集の柱はそちらに置きたいということでもあります。

ただ、今、議員がおっしゃったように今の活動の内容を広くお知らせして理解を得ていくという部分は非常に重要だと思っておりますので、その面での周知という部分には今後力を入れていきたいと考えております。以上です。

○副 議 長 田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域防災力強化について

最後の質問です。消防団運営費は当初よりも 524 万円減の予算案になっています。消防団運営や自主防災力の維持と強化が図られるのかを伺います。昨年 8 月の市民の声には、六日町地域の消防団員から消火栓のホースに穴が開いているのを見つけ、交換に行ったら予算がないと言われ、壊れたヘルメットも在庫がないとのことで交換できず、備品不足だという苦情が出ていました。実はほかの地域からも同様の声があります。消防団員は一度行って予算がない、在庫がないと言われると、もう言ってもだめなのだろうと諦めている向きもあります。

私も先月末の大和分署の救命救急講習会を手伝いましたが、土足で使用しているコンクリの床にパーティションマットもなく腰をおろして講習をしました。本署が主催のときにはそんなことはありませんでしたが、大和分署ではマットの数が足りないとのことです。1 月から消火栓の緊急圧力点検を実施しているということですが、このような消耗備品も不十分な状態で力を入れていると言えるのかどうか、お答え願います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 地域防災力強化について

これにつきましては、消防長のほうから答弁させますのでよろしく申し上げます。

消防長。

○消 防 長 2 地域防災力強化について

まことに大変ちょっと不手際の部分があって申しわけございませんでした。予算について

はある程度の消耗品の予算の中で運用しております。その中で金額的には 800 万円程度は確保しているのですが、消防署の救急の用品だとか、そのほかホース、救助用ロープとさまざまなものを買うということで、なかなか毎年やりくりが厳しいところがあります。

今の消防、大和分署の対応等はまことに不適切な部分もありましたので、職員にさらにその辺のことを改めるように再度周知したいと思います。消防団の皆さんの備品については、今、編み上げ靴、それから透湿性雨衣等、いろいろ順次整備をしているところでありますので、なかなか一朝一夕にはいかないところはありますけれども、少しずつ予算をやりくりしながらそういう工夫で改善していきたいと思っておりますので、何分ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○副 議 長 田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域防災力強化について

最後になりますが、消火栓のホースについては大変高額で、修理をしながら一生懸命大事に使っているということです。ただ、それ以外のものについてはあまり高額でないものもあるわけですので、そういったところにはきちんとやりくりをつけていただければと思います。糸魚川大火の消防活動では消防隊員にはゴーグルがなくて、飛び散る火の粉でけがをした人がいたという話もありました。被害が大きくなった原因の 1 つには消防力不足が指摘されました。これは人口比率でポンプ車をそろえるのではなく面積比率にするということで、国のほうも基準を見直すようであります。

人口が減少しているので、予算総額が減るのはやむを得ないにしても、これからの予算については、今後は市長のカラーが反映され、優先順位が目に見えるような予算配分にしていただけることを期待しておりますが、この点について市長はどういうふうにお考えでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 地域防災力強化について

そういう向きで頑張っていきたいと思っております。そして、予算のことだけでなく、消防力の強化という中では、ことしの 7 月 1 日の防災訓練がありますが、これにおいては、先ほどからお話をいただいている、糸魚川のようなことが、ここでも季節風が吹いて同じことが起きることもあります。なので、夜間にそれが起きて、そして季節風が著しく吹いている、そういう状況の中で飛び火がどんどんされているような火災がどんどん広がっていると。そういう想定を初めていたしまして、この防災訓練をやりませう。

そして、議員のおっしゃっている避難所の開設のこと、これらにつきましても同時にそれでやっていくということでやりますので、またいろいろ今後ご提言等をよろしくお願ひしたいと思います。そういう気持ちで頑張ります。

○副 議 長 田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 地域防災力強化について

大変、今までとは違う改善を考えていらっしゃるという具体的なことも聞きましたので、

これにて私の質問は終わります。

○副 議 長 本日の会議時間は質問順位 19 番までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○副 議 長 ここで休憩といたします。再開は 16 時 50 分といたします。

[午後 4 時 38 分]

○副 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後 4 時 50 分]

○副 議 長 質問順位 19 番、議席番号 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 我が南魚沼市、唯一の紅一点の 1 番議員の後、私、9 番議員がおおとりを務めることになりました。おおとりといっても紅白歌合戦ではありません。栄誉な立場ではありませんが、野球でいえばラストバッターということになりましようか。きょう、私は 3 つの質問を用意しました。3 つとも空振り三振にならないようにと気合を入れてやっていきたいと思えます。

昨年の秋に新市長が就任し、今後の市政について、市民は大変期待しています。まさに新進気鋭の若き市長に、私、9 番議員が通告に基づき一般質問を行います。

1 井戸規制の解除と街づくりについて

はい、1 問目をいきます。井戸規制の解除と街づくりについてお尋ねします。今後のまちづくりと井戸規制の解除はセットで考えていくべきものと思っているのですが、この点についてお尋ねします。

井戸規制が行われたころの歴史を調べてみました。六日町地下水採取の規制に関する条例は、平成 5 年 9 月議会で決議され、平成 6 年 4 月 1 日に施行された条例であります。井戸規制に関する当時の資料や議事録を見て驚いたのですが、あのころの議員は大変な思いをしていたのだなとそんなふうに思いました。新潟県との協議、あるいは環境庁との協議、理論的な検討協議これは新潟大学、長岡技術科学大学と、あとは地下水対策委員会、あるいは住民との懇談会が繰り返し、繰り返し行われ、社会厚生員会も実に十数回委員会が開かれたという記録があります。繰り返し会合が開かれ、激論に激論が重ねられ、やっとの思いで議場にて決議されたものであります。

当時の議事録に規制区域をどこで線引きするのか。その線の内側と外側で不公平感、また既に井戸のある人と、これから井戸を掘れなくなる人との不公平感など、さまざまな議論や指摘がなされました。そんな記録があるということでもあります。

規制の後、地盤沈下がどれほど収まるか。その見通しもないまま、規制条例の施行が行われたわけでありました。この規制が 23 年間続いたわけで、それが六日町中心街の衰退の一因になったとそのように言われています。

さて、このたびこの井戸規制に関する条例改正が大きな話題になっています。2 月の臨時議会においても、まさにこれがメインテーマでありました。市民の抑えがたい熱意により、直接請求という形での要求でありましたが、本議会では全会一致での否決でありました。合

併以来、初めて議会に出された直接請求でありました。否決ではありましたが、既にその方向性は示されています。ただ、データの分析も終わっていない状態で、各方面でまだ議論が尽くされたわけではなく、2月の段階で可決するのはほぼ無理であったということでありましょう。

さて、市のこの問題についての今後のスケジュールについてお尋ねします。①、井戸規制の条例改正は9月に予定されていますが、この件に関して市民は大変期待しています。そんなわけで、スケジュールを前倒しにできないものでありましょうか。今後のスケジュールを工夫して、6月議会で条例改正という運びにできないものかどうか、その点についてお尋ねします。

②として、旧六日町の中心市街地の活性化について、今後、市として打つ手はどのようなものでありましょうか。

以上で壇上よりの質問を終わります。残りの2つの質問は、いつものように質問席で行いますが、市長をはじめとする執行部の皆様には、時間内に収まるよう簡潔明瞭な答弁をお願いします。

○副 議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 勝又議員のご質問にお答えします。

1 井戸規制の解除と街づくりについて

まず、最初の井戸規制の解除のほうからいきます。条例改正は9月に予定されているけれども、前倒しできないかということです。昨年12月定例会でも申し上げましたとおり、その後、臨時会もありましてそこでもお話をさせていただいていますが、ことしの9月を目標としまして改正内容の検討を今、行っているところであります。今後の大まかな日程をちょっと申し述べたいと思います。今月末から、先ほど議員も言われていた各種の調査の結果の集約とその検証を行わせてもらいます。4月初旬には専門家の皆さんにお集まりをいただき、具体的な改正内容の検討を行うことにしています。

4月下旬に開催される行政区長会があります。これから4月に入りますと新年度であります。これらにおいてまず規制緩和の方向性について報告をさせていただきたい。そして、同じく4月下旬から始まる市政懇談会、市長が各地区に出かけて行って話をするこの市政懇談会を、今回も私も引き続きやらせてもらう。12会場プラス、辻又、後山、清水、栃窪の皆さん、この16会場——今までこれだったのです——プラスそのほかに、今、お年寄りが集まれる時間帯、昼間の開催もこれにまた加えまして、そういう市政懇談会をやっていこうと思っています。名前をもうちょっとやわらかくしたいと思っていますがやっています。これにおいても、この井戸の規制の問題につきましても、大変大きな市のテーマでありますので、私どものほうからきちんと市民の皆さんにお知らせをしていきたいと思っております。

「みんなの地下水」という主要テーマを掲げまして、今回のことしの市政懇談会を行っていくということであります。この段階ではまだ改正案の詳細が、説明はなかなか全部はでき

ないと思いますが、地盤沈下の現状と地下水の関係、そして規制の緩和の必要性、そして市民の皆さんに節水のこの重要性などを説明していこうと思っているところであります。いろんなご意見をお聞きする場ともなります。

いただいたご意見等を参考にしまして、改正案の調整をまず行う。この改正案がある程度固まる段階は、私は7月ごろではないかというふうに想定をしています。市民の説明会をまた再度、終わった段階で行わせていただきたい。念には念を入れて皆さんにお話をさせてもらいたいと思っています。また、パブリックコメント等の実施も必要かとは思っています。

これらを考えますと、なかなか日程の前倒しにつきましては、精一杯、努力をいたしますが現状では非常に厳しいと、今の段階では申し上げざるを得ません。しかし、この場所からも先の臨時会等でも話をさせていただいたとおり、一日でも早いこの改正が望まれているところでありますので、そういう方向性をもって努力をさせていただきますが、現状ではなかなか厳しいということもご認識をいただきたいと思っております。

次に中心市街地の活性化の問題です。これは六日町商工会さんから実は先般、要望書をいただきました。市がこれに頑張ってもらって取り組んでくれという内容でありました。これら、これまでさまざまな、経済産業省の認定を受けて、「経営発達支援計画」に基づきまして中心市街地活性化に向けた検討に取り組んできた。六日町における賑わいの活性化を目標として掲げて、市・関係団体・金融機関等をメンバーとしました六日町活性化会議が、平成28年2月に設置された。それらを取りまとめた内容が市長宛てに届けられました。

ただ、その内容なんです。これが現状では六日町駅周辺のいわゆる中心市街地の活性化のために、行政が先頭に立ってハード整備を進める状況を進めなさいという話がまず上がってくるのですが、なかなか厳しい状況というのを、私も商工会の皆さんに説明してもらいました。意見交換もかなりしてまいりました。大変な状況であるがやっというところはありますけれども、まずは商工会やその地区の皆さんを中心として、地元の住民の皆さんや関係者で検討をさらに重ねていただいて、今できるさまざまな活動を通じて意識の高揚を図っていただき、中心市街地がこれからどうあるべきかという姿や方向性などの合意形成をやっというしてほしい。私としてはいろいろな会に出ていかないということもありませんし、ぜひ呼んでくださいという話をしましたが、まずは地元の皆さんから頑張るのろしをきちんともう一度上げていただいて——ちょっとこの活性化の会が停滞していた時期があるのですね——そういったことをもう一度やりなおして、頑張っていきましょうという話をさせていただいた。

そして、この2つに関連してですが、まずは中心市街地の一番の活性化の第一は、この井戸の規制の改正にあるというふうに思っておりますので、それも皆さんに伝えているところであります。

○副 議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 井戸規制の解除と街づくりについて

今ほど市長から、9月より前倒しはなかなか難しいというようなお話がありました。市民

の熱意をくんでいただいて、直接請求という熱意をくんでいただいて、できれば7月あるいは8月ごろの臨時会で条例改正というような運びにしてもらえると、また市民も喜ぶのではないかと私はそんなふうにも思ったりしています。

それで、これに関する資料等々をいろいろ読んでみると、地下水対策協議会、あるいは地下水対策委員会、地下水監視委員会これが今あるのかどうかわかりませんが、資料には載っています。地盤沈下対策研究会、あるいは業者の会でしょうか南魚沼市融雪協会と。雪と井戸と地盤沈下に関するこういう類いの、似たかよったかみみたいな委員会やら協議会の類いがかなりありますけれども、これがみんな別々に会合を開いたりなんかしていると、なかなか前進できないというような要素もあるんじゃないかと私は思ったりもするのです。合同でやって1回で済ませるとか、情報交換やらあるいは協議とか、要領よくやることによってある程度時期を早められるのではないかと、そんなふうにも思ったりもするのですが、市長のお考えはいかがでしょう。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 井戸規制の解除と街づくりについて

まさに9月しかだめだと言っているわけではなくて、先ほどの言葉を全部聞いていただけるとわかると思うんですが、一日でも早く、今はそうとしか申し上げられませんという話であります。当初から言っているとおりであります。

この合同の、いろいろな会議の今おっしゃったものがあります。これから間もなくですけれども、融雪協会の皆さんと、例えば違う委員会の皆さんと一緒に会議をする。これはもうそういうふうやり始めています。そういう形でスピード感をもってやりたいということは、もうおっしゃっているとおりでありますので、その旨で今、進めているとお考えいただきたいと思います。

○副 議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 井戸規制の解除と街づくりについて

では、2つ目の質問についてお尋ねします。街中には歩いてみるとかなり空き地が目立っています。聞いてみれば、空き家もかなりあるというようなことで、この空き家のリフォームや空き地の買い上げ、あるいはその土地の区画整理などを含め、50年後を見据えて新たなランドビジョンを描き直すよい時期ではないかというふうには私は思っているのですが、空き家の多い、あるいは空き地の多い状態は、街づくりについて逆に考えればいいチャンスだとそんなふうにも思います。この点についていかがお考えでしょうか。

もう一つ、まちの中心街の活性化ということであれば、当然、商工会との連携が重要なポイントになると思いますが、今ほど市長よりお話があったとおり、そういうものが商工会から提出されたと。提言ですよね。そういうことでありますけれども、市行政と六日町商工会の連携がやや希薄ではないかという、そういう声は実はあるように聞いています。この商工会との連携について、市は今後どのようにお考えでありましょうか。2点お願いします。

○副 議 長 質問者をお願いいたしますけれども、一問一答ですので1つずつの質問に

していただきたいというふうに思います。今回は結構ですけれども。

市長。

○市長 1 井戸規制の解除と街づくりについて

今、議員がおっしゃった内容も商工会の関係者の皆さんから全部聞いていて、そのグランドデザインといいますか、それとその空き地の、今まさにそういうことがチャンスで、いろいろ考えてほしいという話がありました。なるほどと思って聞いているところもありまして、これからそういうことを皆さんと一緒に話し合っていきたいと思いますということをしてありますので。

それと、先ほど2番目のほうの、今、商工会の皆さんと市の関係が希薄ではないかということについては、私はあんまりそう思っていませんで、これから一生懸命お互いにいろいろな形でやりとりしながら、会議ももちながら頑張っていきたいと思いますという話をしてありますので、ちょっと議員と認識が違うかというふうに思っています。

○副議長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 井戸規制の解除と街づくりについて

行政と商工会の関係が希薄ではないかというのは、まあ、私の表現がよくなかったのだと思います。もっともっと密に連携を取ればと。どうもよその自治体と商工会との関係を見ると、もっといけているかなみたいな、そんな話もあったので私がうっかり希薄という言葉を使ってしまいました。申しわけありません。

2 我が市政における経費削減について

では、2つ目の質問にいきます。我が市政における経費削減について。初めての新年度予算の編成で、林市長も大変苦勞したことと思います。さて、市長の施政方針に徹底した経費削減への取り組みとありましたが、具体的にはどのように考えているのでありましようか。多過ぎるといわれる人件費にも配慮した答弁をお願いします。なぜならば、経費の最たるものが人件費だと考えるからであります。

昨年6月定例議会において井口前市長は、南魚沼市について、ほかの自治体と比べて人件費が多いと、はっきり言ったとこれは議事録に記録されています。人件費を抑制していく必要があると、運営経費の削減に努めていかなければならないとも語っていました。

林市長は就任後、最初の議会で職員の給与を引き上げたわけですが、これはまさに人件費であります。この3月議会においてさらに議員の期末手当、そして市の特別職の期末手当を引き上げるといふ議案を議会に提出していますが、施政方針にある徹底した経費削減という文面と整合性に欠けるのではないかと、私はそんなふうに思ってしまうのですが、この点についてお尋ねいたします。

○副議長 市長。

○市長 2 我が市政における経費削減について

勝又議員の2つ目のご質問、市政の経費削減のことです。経費削減の取り組みにつきましては、当然のことですけれども第一は無駄遣いをなくし、そして最小の経費で

最大の効果を上げる、このことに尽きると思いますし、また努力をしているつもりであります。小さいことも見落とさず、例えばコピー機の使用料から始まり、電気から始まり、家計と同じであります。こういったことを頑張っていくこともあります、さらに経費の削減を進めるためには、大きな視点から事業を精査する必要があると思います。当初の趣旨にそぐわなくなったり、例えば効果が縮小、あるいは見込めなくなったりする。こういったものもたくさんあるわけでありまして、市民ニーズの低くなった事業等を整理することや、現在のサービス水準を見直すことなどは、今まで以上の取り組みが必要になってくる。これは財政的にも当然そうでありまして、どうしても進むべき方向性だと思えます。

今年度、策定をしました公共施設等総合管理計画に基づきまして、公共施設の統合また複合化・廃止などを進めていく、そういう方向性を打ち出しています。経常的な維持管理経費を削減していきたいというふうに考えているからであります。しかし、これらの取り組みには市民からご理解をいただくことが大前提でありまして、より丁寧な説明と協議によって進めていきたいと思えます。誰でも今あるものを縮めていくということは、非常に抵抗があります。多くの要望がある中でそれを、涙をのんでやっぱり切らなければいけないという心情も日々感じているところです。これらには本当に多くの理解を説明責任も含めまして、やっていかなければならないと思っているところでもあります。

先ほど職員の人件費の話が出ました。平成11年当時は職員が全部で1,170人いたそうです。今回、今年度は職員数は全部で958人。ずっと市は合併のスケールメリットを出すために、職員を減らしてきた。しかし、現場は今、非常に職員が不足しているという声を聞かない日がないくらい、大変な思いをしているところがあります。先ほど勝又議員は、人件費が非常にうちの市は多いんだという井口前市長の話をされました。そのほかの言葉もお読みになっていると思うのです。うちの市の特徴であると、この公共の保育環境をぜひ続けてほしいという市民の非常に強いニーズがあるわけです。この中において、うちの市の特徴として公の保育園がたくさんある。つまり、職員がたくさんいるということです。そして、病院があります。病院も自分の自治体で2つの市民病院、そして診療所これもまたある。こういう中で人件費が高くなるということは、これはもう必然のことでありまして、そういうことからの観点からも見ていただく。

しかし、これは市民の大きなニーズに応えていっているその結果でありますので、それを軽々に簡単に他市と比較をするということは、私はしないうつもりであります。いろいろ申し上げましたが、無駄をなくし最大の効果を出すということでやってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副 議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 我が市政における経費削減について

林市長より慎重なご答弁をいただきました。なかなか答えづらい内容であったと思えます。実は私も聞きづらいのです。自分にはなじまない質問であったかなと、そんなふうに思ってさえいるのですが、さあ、いまほど1番議員が質問したように、質問の中に予算がなくて備

品が買えない、あれが買えないと。あっちも削られている、こっちも削られているというような中で、この議場に身を置く我々の収入が少しずつ上がっていくというのは、私そのものは自分の心情として大変解せないのです。市民サービスが、あそこが1つ削られたよねとか、以前はあの費用を半額は市が持っていたのに、最近はおなくなってきたよねとか、いろいろな話を聞くわけです。

今、1番議員の話を聞いて、ああなるほどと。ここにもそういうことがあるのかと。私はそう思ったのですが、そういう中で市民サービスが少しずつ目立たないように削られていく中で、我々の収入に当たる部分が目立たないように少しずつ上がっていくという、この事実には私はどうしてもうなずけない。これは心情の問題であります。これを言えば人事院勧告という言葉が出てきそうですけれども、私は突き詰めれば倫理の問題じゃないかなと。私はそのように思うのですが、市長の感想をお聞かせください。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 我が市政における経費削減について

非常に答えにくい質問ですね。そういう比較の仕方というのは、あまり自分で好きではないですね。私は別として——私も議員をやっていました。議員のいただく報酬ですね、これについて私はまだ低過ぎると思っています、というのが私の心情です。やっぱり心情はいろいろお互いに違います。いろいろなものが買えないとかそういうことは確かにあります。ありますが、それとこれらの問題を一緒に——本当は一緒にしたいような話題だと思えますけれども、それを私はあまり好まない。

私は今のこの皆さんの部分を引き上げている、特別職もそうですけれども、その部分というのは決して根拠がなくやっているわけでは当然ありませんし、なかなか財政が厳しくて備品が買えないという問題——先ほど1番議員からの質問には担当のほうから陳謝がありましたが、そういうことも含めていろいろなことがやっぱり起きる。しかし、なるべくそうさせないように、みんなで頑張っていこうということでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。ちょっと考え方が違うところがあるかもしれません。

○副 議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 我が市政における経費削減について

人が違えば頭の中の脳みそも違うわけですから、別の脳で考えれば別の考え方が出てくるということが、あって当たり前だと私は思います。

それはそうとして、では最後にこの国について。日本国憲法第15条、公務員は押しなべて全体の奉仕者でなければならないと。私は奉仕者とは、みずからの利害を超えて周囲に尽くす人のことだと、そんなふうに思っているのですが、私も議員である限り特別公務員であります。そんな中で、みずからの利害を超えるという部分は何かと。そこに美学があってもいいと私は思っているのですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 我が市政における経費削減について

何というのですか、これは……（「反問」と叫ぶ者あり）反問、質問ですか。最後がちょっと聞き取れなかったのですが、美学ですか……（「美学」と叫ぶ者あり）美しい学の美学ですね。それがちょっと聞き間違えたのかと思って申しわけありません。（「そうですね。生き様の美学という意味です」と叫ぶ者あり）

○副 議 長 市長。

○市 長 2 我が市政における経費削減について

人にそうひげらかすことはいけないと思うのですが、私もそういうものをもって市長になりましたので、それ以上ちょっと答えようがないと思っています。生身の人間ですので、全部 100%は自分の利己的なものがないかといえば、そうではないかもしれませんが、極めて自分の私の部分を抑えつつ、日々、暮らしておりますので、多分、議員もそうだと思います。私はそういうつもりで、今この場所にいます。

○副 議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 我が市政における経費削減について

この点についてはいろいろこれ以上聞いてもどうかと、そんなふうに思いますので、ここでやめることにします。

3 今泉記念館の運営・管理について

3つ目の質問にいきます。今泉記念館の運営・管理についてお尋ねします。①所蔵品は適切に管理されているかどうかについてお尋ねします。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 今泉記念館の運営・管理について

勝又議員の3つ目のご質問の最初のほうです。今泉記念館の所蔵品の適切な管理はどうだかと。私のほうで最初、答えますが、もし足りないことがあれば教育部のほうから答えさせます。

まず、今泉記念館は、平成24年3月に道の駅の登録に伴いまして、旧今泉博物館からリニューアルをいたしました。収蔵資料につきましては、今泉記念館資料管理規則というのがありまして、管理は教育委員会、保管・展示に係る業務は市長に委任することができるとされておりまして、運営は現在、南魚沼市観光協会を指定管理者として委託をしているという状況であります。

パプアニューギニアの民族資料がたくさんあります。これらを中心とした旧今泉博物館の資料のほか、棟方志功の作品に代表される田中コレクションなど、総点数2万点を超える資料を収蔵しているということでもあります。これらは収蔵台帳を作成いたしまして、台帳番号により保管・管理を行っています。展示中の盗難、それから壊れるとかということ、こういうことにつきましては、監視カメラを設置する、また専用のケースやそれから展示における柵で触れないようにするとか、そういう対策をしています。

一般的に、温度や湿度、光、カビこれらや虫などの生物の影響が、資料の劣化原因と考えられておりますので、これらの劣化の要因を取り除く、もしくは安定させることが管理には

大変必要であるという認識でございます。年1回の殺虫、また、虫の卵ですね、こういう殺卵というのでしょうか。カビを防ぐこととか、これらを目的としました燻蒸処理のほか、日常的な管理として除湿機等の空調設備を行っていきまして、そういう記録もつけているということでもあります。光による劣化を防ぐために、通常の展示についても定期的に入れかえを行っている。こうした保存科学といいますか、保存学というのでしょうか、現在進行形の分野でありまして、常に新しいそういう技術の対策これらを取り入れられるように、情報収集も行っているという中で、今、管理がなされているということでもあります。よろしくお願いたします。

○副 議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 今泉記念館の運営・管理について

非常に適切な答弁であったと思います。温度・湿度の管理、あるいは虫の管理、そういう類いのことについては十分配慮しているという話は、私も実は聞いていました。12月7日の日に、4人の議員で実際その保管場所を見に行っただけであります。そこで気がついたのですが、膨大な民族資料、そして美術品、コレクションそういう類いのものがあって、私は驚いたのですけれども、そんな中で以外に知らなかった切手が十数万点ありそうだとか、あるいは、外国のコインが4,000枚、別のコレクションも合わせれば、外国のコインだけで7,000枚ぐらいになるんじゃないでしょうか。あとは人形が1,000体、あとは仮面が1,700。そんなわけで我々が今まで知らなかったものがかなり収蔵されているというお話です。さて、市民はこれをほとんど知らないはずだと。ニューギニアのお面とか、あるいは田中コレクションの棟方志功の版画等々、あるいはたまにシャガールとか、あるいはゴッホとか、ルノアールとかああいう類いのものを展示したことがあったかもしれません。それについては、私がしょっちゅう見に行っているわけではありませんのでわかりませんが。

それで、あそこの学芸員に定期的に全数点検をしているのですかと、直近の全数点検をしたのはいつでしょうかというお話をしましたら、実はスタッフの関係で全数点検までできていないんだ、というようなお話でありました。例えば、その展示をするために何点持ち出したと。終わって持ち込むとき、同数の。何点、持ち込んだというような管理はしっかりしているというようなお話であったのです。けれども、何と言いましょか、先ほど言いましたように、ルノアールとか、あるいはゴッホとか、シャガールとか、伊東深水とかあるいは平山郁夫とか、1枚で何十万円、何百万円とするような美術品がかなりあるわけであります。それを定期点検していないというのは、ちょっとこれは適切な管理だとは言えないのではないのか。温度の管理とか湿度の管理も、虫を寄せつけないための防虫剤とかそういう類いの話は事前に聞いて、よくやっているのだなと私は思ってみたのですが、その物そのものの全数点検といいましょか。例えば切手がどれくらいあるか実際わからない。十万点以上になるかもしれないと。世界の切手が十万点といたらすごく貴重なものだと思います。そういう意味で、まだまだ適切な管理が及んでいない部分があるのではないかと、そんなふうに思った次第であります。そんなわけで質問したのですが、この点についてどのように改善して

いくおつもりかお尋ねします。

○副 議 長 3 今泉記念館の運営・管理について

ちょっと待ってください。議長権限でちょっと確認いたします。質問者、(2)に触れているようなところもありますけれども、確認いたしますが、今は適切な管理ということでの質問ということによろしいですか。

〔「うっかりしました。適切な管理というのは、数量管理、全数点検とかそれはそれでいいんじゃないですか。内容は①で」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 3 今泉記念館の運営・管理について

わかりました。じゃあ、(2)に入ったということによろしいですね。

〔「違う、違う。①です」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 3 今泉記念館の運営・管理について

では、(1)の適切な管理というところの再質問ですので。

市長。

○市 長 3 今泉記念館の運営・管理について

そういうことが埋もれているのであれば大変もったいないという思いがあるので、私も議員の時代に見に行ったことがありますして、その辺は存じ上げておりました。これにつきましては、教育部のほうから答弁をさせますのでよろしくお願いします。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 3 今泉記念館の運営・管理について

実は点数的に2万3,162点。ただ、今言われましたように切手、コイン等については未整理の部分があります。今の切り口で言われると、きちんと管理しているかという部分になると落ちがあると思いますので、今後スタッフとその辺、これだけの点数をどういう形で点検できるのかということ、検討してまいりたいというふうに思っています。ただ、わかっていたきたいのは、かなりの点数があるのでちょっと持ち帰って検討したいと。なるべく早めに納得のいくような対応で考えていきたいというふうに思っております。

○副 議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 今泉記念館の運営・管理について

全数点検についてはご提案なのですけれども、市の庁舎の職員が保育とか医療とかの関係を外してもおよそ800人いらっしゃると。そこそこの部署から応援体制を組めば——民間ならこんなことは簡単にやります。多少の応援体制を組めば十分できることだと私はそのように思うのですがいかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 今泉記念館の運営・管理について

専門性があるとか、いろいろなことがあるのかどうか。今ここでぱっと私がちょっと答えられません。教育部のほうから答えさせます——これはこっちか。考えてみたいとは思いますが、教育部のほうで何かあったらお願いします。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 3 今泉記念館の運営・管理について

簡単ではないかという話がありますが、私、教育部をあずかっている人間としては、かなり難しいと思っております。人間が遊んでいるわけではないし、この年度末、年度初めの中でかなりの作業量になりますので、ここではっきり、やるとかやらないとか、いつの間までやるとかということを答弁はとてできませんので、持ち帰って検討させていただきたいというふうに思っております。

○副 議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 今泉記念館の運営・管理について

では、前向きにご検討いただきたいと思います。では、いよいよ②の質問に移ります。今泉博物館に所蔵されている多くの資料、作品群が眠ったままになっているのではないかと私は思いました。実際に見に行くと、本当に展示に回る分なんてごく一部であります。そんなわけで、より多くの市民に見ていただけるように展示方法に何らかの工夫をするべきではないでしょうか。お尋ねします。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 今泉記念館の運営・管理について

この埋もれたままになっているのではないかとありますが、市民の皆さんだけではなく、見えていただくように展示方法——市民だけでなく市外の皆さんにもですよ。その展示に当たっては、今、市の観光協会が展示内容を計画して、所蔵品をローテーションしながら企画展示を行っている。多分、行ったときにお話はお聞きになったんじゃないかと思えます。

ただ、その数量たるやすごいものがあるというふうな話がある中で、どんなものかというところはありますが、実際にはそうやってローテーションしながら企画展示を行っています。それぞれ常設展や企画展での入れかえは、大体年3回、3月、6月、11月ということになります。そのほかに、最初は合併10周年の記念事業の一環として行われた棟方志功さんのお孫さんが来ていただいてやった——平成26年6月に最初やったんだと思えますけれども、「世界のムナカタに酔う」ということで、今回もこういったイベントをずっとやっています。100人とか百五、六十人という形で参加者がいるというような会。それだけではなく、その場にはいろいろな方がまた見に行くということで、見ていただくというそういうイベントが開催されています。これはちょっと趣向を変えてワインや日本酒を楽しみながらまたそのイベントをやるという、新しい切り口でやっています。

それから、より多くの皆さんにお越しいただけるように、昨年8月14日から11月6日までの土曜日、日曜日には、観覧料の一部を減額して「ピカソガイドツアー」というのを企画してやったり、またNEXCO東日本と連携した入館料といいますか、その料金の割引をやっていたり、期間限定の市民無料観覧デーというのを設けたりとか、湯沢町の美術館と連携をして「雪国アート回廊」そういう呼び方でいろいろな、多分美術館を回るというような

イベント、これらのことをやりながら、入館者数の増加を図っているということでもあります。議員の満足いく答えになるかどうかわかりませんが、それぞれまた努力もしている。また、いろいろなことがあってこういうことをやったほうがいいんじゃないかということがあれば、ご提言いただければ指定管理団体のほうにまた話もしたいなという思いがあります。

○副 議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 今泉記念館の運営・管理について

よその美術館と連携してやっているというお話は、私は大変いいことだと思いました。実はその提案をしようと思っていたのです。私が聞く前に言われてしまったという思いがあるのですけれども、例えば南魚沼市でいうならトミオカホワイト美術館、あるいは池田記念美術館等がありますよね。ああいうところには十分展示するスペースはあると思います。それで、あとはふっと思ったのですけれども、市民会館も工夫すればコインの何千枚とか、全部出す必要はないわけですから。あとは図書館でしょうね。あそこに、まだ有効に活用できているかどうかと思うような、そういうスペースもなくはないわけですから、そういうところをいろいろ工夫してみれば、これは市民の膨大な財産でありますから、できれば多くの市民に見ていただくよう、いろいろ工夫するべきであろうと。

繰り返しになりますが、コインが何千枚とか、2つのコレクションを合わせれば七、八千枚になるはずであります。切手が十数万点といたらこれは大変貴重なものだろうと思います。そういうものが今泉記念館ができてから20年ちょっとですか、その間ずっと眠りっぱなしになっていると。これはちょっともったいない。そんなふうにしたものですから、繰り返しになりますが、よその美術館、市内のよその美術館、あるいは図書館、あるいは市民会館。いろいろ工夫すれば展示する方法はあるのではないかと、私はそのように思うのですがいかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 今泉記念館の運営・管理について

市内にある美術館、トミオカホワイトですね。それから池田記念美術館これはもう、いろいろな連携性をもってやっています。また、それが例えばそれぞれのところのものをお互いにやりっこしながら、関連性をつけていって誘導する。回ってみてもらって誘導性をつくるのか、新しい切り口はあると思います。そういうふうに行きたいし、図書館とかを含めて。実はトミオカホワイトの館長さんだった方がこの間、私のところに見えられて、あそこにはすごくまだいっぱいあるのだそうです。それを非常に人の癒やしとか、そういったものにつながるということを、私に得々とか訴えて行かれまして、林さん、あの絵を病院の壁、基幹病院を含めたそういったところに。いろいろ管理とか難しいものもあるのかもしれないし、ただ、大丈夫なのですかと言ったら、そういうこともできるのじゃないかと、館長だった方が私にそういう提案をしていました。この辺につきましても、そういう形のあり方とか、またそこで見た人がやっぱり本当にある美術館のほうに行ってもっと見てみようとか、そういう関連性はどんどんやっぱり考えていかなければならないという思いをしていますの

で、いろいろまたご提案等をいただきたいと思います。

○副 議 長 総時間の残り 10 分を切りました。時間配分の進行にご協力をお願いいたします。

○副 議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 今泉記念館の運営・管理について

今泉博物館に行って、蔵書が 1 万 8,000 冊あると。これがやっぱり 20 年以上眠ったままになっていると。あそこをざっと見て、8 割は一般大衆向けのものであると私はそう思って見たのですが、だとすれば我がえきまえ図書館本の杜にあれを持ってくることはできないか。眠らせておくよりは、閉架書庫に持ってくるとか、何らかの形で生かす方法を見つけるべきだと、そう私は思うのですがいかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 今泉記念館の運営・管理について

私は多分以前聞いた中では、持ち出せないのではないかという認識があったのですが、その点につきましては教育部のほうから答えさせます。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 3 今泉記念館の運営・管理について

発想は全く同じでありまして、あれだけの本を生かしたいということで、市立図書館ができたときに考えました。ただ、寄贈された方の意志がありまして、あの建物のあの収蔵庫の中から出さないでくださいという意向がありましたので、できない状況ではあります。

○副 議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 今泉記念館の運営・管理について

今の答弁をいただいて大変残念であります。今回の私の一般質問は以上で終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。本日はこれで散会いたします。

○副 議 長 次の本会議は明日、3 月 9 日午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 5 時 44 分〕